

寶曆十一年三月六日

一、一番宿依田殿、旅宿前提灯出不申候。二番宿前田殿、寄合當夜提灯一張出申候。三番宿松浦殿、毎夜提灯二張出申候。寄合は毎晩有之、夕々相替申候。其節夜食等致用意置候得共、大方用ひ不被申候由。茶は持參無之。御旅宿前兩脇に、飾露地桶二つ充、柄杓相添、夜中は提灯二張宛釣置申候。燭臺は出不申候。尤盛砂、町中敷砂仕置候。上使衆御泊、惣而木賃を以被拂候。主人三十四銅充、家來一人十七銅宛之由。江州に而片山村より竹生嶋へ參詣有之、國主より馳走船被差出候由。

〔泰雲公御年譜〕

上使へ書上寫。

一、百 二 町

金澤町數

一、一萬三千七百五十一軒

同 家 數

一、三萬五千三十五人

男女十五歲以上

内一萬八千二百二十七人

男

一萬六千八百八人

女

辛巳四月

加州金澤町年寄 彦右衛門

人口は諸士及び其の從屬を除きたる數なり

宗右衛門

四月二十日。巡見上使等金澤より發足す。

〔泰雲公御年表〕

一、四月二十日上使御三人共今日御發足に付、御見立爲御使者不破彦三御家老遣、遠江守茂爲御見廻罷出候由。

〔泰雲公御年譜〕

一、同二十日四つ時巡見上使御發途。

四月廿六日。加賀藩に預地としたる能登に於ける幕府領檢分の吏金澤に着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、此度能州御預地爲見分、御勘定方御役人衆近日參着に付、旅宿片町堂尻や三郎右衛門方へは熊谷次郎兵衛殿、同町林や長兵衛方へは平山清藏殿、同町宮竹屋市兵衛方へ御横目武藤彌太夫殿被泊候様申渡有之。延享三寅年四月被參候御勘定方御役人服部藤九郎殿・白戸彦八郎殿、御徒目付窪田忠藏之節、金谷町旅籠やに被泊候節、御算用場奉行御預地方奥野主馬より使者を以申遣候儀、并津幡に而御郡奉行永原半左衛門御見廻に參不申、使を以申越候段、



公儀御役人に對し甚粗略之由。ケ様之御會釋に而は有之間敷儀に候由、其節御預地方役人柘植儀太夫、能州御預地に而三人之衆の旅宿へ相見廻候所、三人列座に而致對面、此段被申出殊之外憤に付、儀太夫申候は、御預地被仰付候以後初而各様御出之儀、役人中不案内、心得違申儀共御座候与奉存候。何分御了簡被下候様仕度段申演候に付、其分に相濟候由。依之今般は諸事御あしらひ御叮嚀之由被申候。

- 一、四月廿六日七時過、能州御預地へ被參候御勘定衆、當所旅宿へ參着。
- 一、同廿七日四時御勘定衆發足。

五月朔日。前田重教石川郡鶴來に遊び白山比咩神社に詣づ。

〔泰雲公御年表〕

一、五月朔日、今日五半時過御供揃に而御出被遊、鶴來に御行步被爲、九時過御着、米屋與三兵衛方に被爲入、御膳被召上。其以後白山社に御巡見被仰出、御横目に申談、御歩横目指遣、御巡見之筈、御様子次第御拜參及可被遊哉之旨心得に神主等に申聞、御裝束御改不被遊、御馬乗袴之儘に而御拜參。追而御最花銀三枚被備。社迄御先立御供之御番頭中村新左衛門、御手水者御茶辨當御用ひ、御表小將之内より上之候由。御社參以前與三兵衛方之水車、若御覽可被遊候者仕懸させ可申旨申聞、奉伺候處、御覽可被遊旨御意に付申渡之。屋鋪圍之内故、戸田與一郎御先

政隣記に六月朔日に作るもの恐くは非

立、津田平兵衛御供番御取并與御小將・御居間方坊主被召連被爲入、御覽被遊、御社參相濟直に御戻、惣御行列者鶴來に建置、夫々御供所に入候事。御醫師横井元泰被召連、御行步之御事故、若年寄は不被召連候事。

五月三日。前田治脩越中古國府勝興寺に歸還の途金澤西本願寺別院に止宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月三日、古國府勝興寺先頃御上京に付、御得度相濟御歸院に付、西末寺に御止宿。今般御門主之御婿に御成被成候御約諾有之由。  
但、九條殿姫君様御養女に可被進との沙汰に候。

五月四日。大聖寺侯前田利道歸封の途金谷御殿に登る。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月四日、備後守様御歸邑に付當所御通行。四つ時金谷御殿に御出、即刻御退出。其節新柵内柵御門、朔望之通物頭罷出候。七十間御長屋御門同斷。但御幕不及打申、御殿に罷出候人々、并見付御番人布上下着用いたし候。九時御旅館金屋方御發駕被成候。



五月十二日。前田重教の兄八十五郎金澤に歿す。

〔泰雲公御年表〕

一、五月十日、八十五郎殿頃日御滯之處、御浮腫御指重御不出來。御醫師中存寄無御座旨申上候由。此間奥田宗安御藥指上候處、御斷申上。依之横井元泰御診被仰付候様、遠江守より茂被申上、則元泰相診候處、且而存寄無御座旨。其外木村平太夫等より申遣、外御醫師罷出相診候由。夕方より多賀了因御藥被轉、今日より御醫師中詰之儀被仰渡。

〔泰雲公御年表〕

一、五月十二日、今朝六半時頃木村平太夫罷出、八十五郎殿御様躰御指重之段御近習頭を以言上、五時駿河守罷出御指重之段言上。右御指重に付、預玄院様等御前様方爲御知、前田修理等迄早飛脚を以可申遣旨、御用番より被申上。預玄院様等御前様方は八十五郎殿等御座候に無之。

一、八十五郎殿御療養不被成御叶、今未之刻御死去之段、黒坂吉左衛門罷出申聞候段、駿河守より被申上。右に付公儀の御届之儀、八十五郎殿者延享五年五月御家來村井主膳方の養子に被遣に付、其節堀田相模守殿の御届有之段は、御次并御用所に茂留有之候。其以後御病身に付御養育被成置候譯御届茂有之候哉、何方に茂留等無之に付、別紙之通御届申達、聞番口上に而。先々加賀守より御届仕置候處、其以後病身に御座候付、主膳方の指遣不申、養育仕

通路なきは  
八十五郎の  
眞如院の子  
なるを以て  
なり

置候段申述可然与、御用人等僉議之趣、駿河守より被相伺、其通被仰出、今日早飛脚を以被申達候。

一、五月十四日、御遺骸今日御入棺、同十九日御葬送、天徳院の御移、御墓所心樹院様御右之方出來、御位牌は心樹院様御一所之由。御法號左之通。同二十一日御中陰御法事。

華嚴院殿統嶽了傳居士

〔政隣記〕

五月十二日、八十五郎殿御死去。依之爲伺御機嫌、頭分以上明十三日金谷御殿の可有參出、且不押立普請は明十四日迄三ヶ日、鳴物、諸殺生は二十一日迄十日遠慮之旨、御用番前田駿河守殿より御觸有之。

十三日、右に付頭分以上金谷御殿の參出、御帳に付退出。

〔泰雲公御年譜〕

五月二十六日、八十五郎殿御死去に付御喪中御尋之御奉書、同二十一日江戸に而相渡り、今日到來に付、右御請御使御馬廻頭高山善左衛門被仰渡。

六月十二日。昨今兩日前田吉徳の十七回忌法會を金澤寶圓寺に營む。

〔泰雲公御年表〕



一、六月十一日護國院様御十七回忌に付、於寶圓寺令明日御法事御執行に付、惣御奉行村井又兵衛より御案内申上、四半時御出。山門下の寺社奉行一人・御近習頭・御表小將罷出、假廊下御手水所迄戸田與一郎御先立。夫より若年寄松平玄蕃勤之。玄關階下に惣奉行又兵衛罷出、御聽聞所に被爲入、御法事相濟、御佛前の御出御焼香被遊。御左右之智識等御會釋、御聽聞所に被爲入、追付御戻、御手水所之邊迄若年寄、夫より與一郎御先立、階下の和尚罷出、御意在之。

一、六月十二日、今日四時之御供揃に而、御法事奉行より御案内被申上御參詣、御聽聞所に被爲入、御法事始御聽聞被遊、相濟御焼香被遊、和尚座見の御會釋、重而御聽聞所御着座、御簾揚之。和尚に被下候御時服・白銀御縁頬通飾置。其所に又兵衛誘引に而和尚罷出、被遣物御禮又兵衛御取合申上、御意在之、退去。出雲守様・備後守様御使者一人充、又兵衛披露、御意在之。御返答は御聽聞之内  
御家老罷出申述。相濟、微妙院様・謙徳院様御靈屋の御參詣。追付御戻、和尚階下の罷出、御意在之。

六月十四日。前田重教病む。

〔泰雲公御年譜〕

中將様當十四日頃より御淋疾御滯、御兩便御短少、御足に御浮腫有之、御藥は横井元泰調進。

當は六月

最初は濕に御感御輕御事之由。廿日頃より了因・伯順等、餘り御輕御容子には不申上、奥田宗庵も伺被仰付、四・五日以前より御脚氣之様に被爲在、御步行御難儀、御間御筈被用候由。了因・伯順・壽賢等御診察は御血虛之御症之様相同、御藥補中益氣湯被召上、一兩日は御食も段々被召上、御快方に被爲在候由。

六月十五日。金澤に滯留中の前田治脩金谷御殿に登りて前田重教に謁す。

〔泰雲公御年表〕

一、六月十五日、古國府勝興寺今度得度相濟候付、今日御禮被爲請、表向御禮相濟候。以後寺社奉行御用之間に誘引、富永數馬罷出御挨拶仕、追付御菓子・御吸物出。御酒之内御近習頭御使、於御居間御對顔可被成旨被仰出、戸田與一郎御居間の御誘引御對顔、木地三方奥御小將持出之、白銀二十枚・紗綾  
五卷・手調一箱御目錄を以於御前被進之。御挨拶相濟、最前之所の御退、與一郎を以段々の御禮被仰上、御退出之事。

〔泰雲公御年譜〕

一、同十五日四時迄古國府勝興寺、御歸京以後御禮に御出、一束一本・御太刀馬代を以御禮有之。但出仕之面々相濟候以後也。

六月十五日。大聖寺藩の使者金谷御殿に登り財政整理の爲米穀を借らん



ことを請ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月二日大聖寺より御家老一色五左衛門・野口兵部・生駒萬平、御用人駒澤宇左衛門・堀江志摩被差越、片町大浦屋・南町劔屋兩所に致し宿候。

一、六月十五日今般大聖寺より罷越有之候御家老・御用人、八時過致同道御殿に罷出、御用相濟候哉七半時大聖寺に罷越候。御知行三萬石御借用被成度由被仰越候所、一萬石御許容有之に付罷歸候由沙汰に候。於江戸表、急御借銀六千兩出來に付、如斯被仰越候由。空實相知不申候。

六月十六日。前將軍德川家重薨去の報金澤に達す。

〔泰雲公御年譜〕

六月十七日、夜前子刻頃、江戸表より宿次之御奉書到來、當十二日夜丑刻大御所様薨御之旨申來候。七十間御長屋御門には、今晚奉書到來之筈、御門下提灯爲立、御飛脚罷通候節御門爲開可申由、五つ時御横目所より案内有之。奉書到來以後御用番遠江守殿被出、其外諸役人多罷出、御郡奉行藤田三太夫も先達而罷出。最前宿次之奉書御大切之旨申來、追付罷越飛脚御他界之御案内之由。依之最初宿次到來以後、御先手物頭河村平兵衛早打御使被仰渡候得

夜前は十六日の夜なり

も、二度目之飛脚薨御之儀申來、平兵衛早打は相止、御小將頭和田源左衛門右御請相兼御悔之御使被仰付。同日七半時過普請・鳴物等遠慮、日數は追而可被相觸旨。

〔政隣記〕

六月十六日夜子の刻御奉書到來。

大御所家重公御不例之處、當十二日丑刻薨御奉書傳信院殿之旨申來。依之爲伺御機嫌、頭分以上明十八日四時過金谷御殿に可罷出旨。且右に付普請・鳴物等遠慮之筈、日數者追而可被仰渡旨等、御用番本多遠江守殿より翌日御廻狀出。但御當地并遠所川除・川掘等御普請、當十六日より二十二日迄七日過候はゞ初可申候。併大材木杯を釣り、虹梁上、地形・石橋等大勢懸り目立候様成儀は、御法事相濟候迄可有遠慮候。其外御城御普請方・御旅屋御修葺等之輕き儀は、右日限過人少に懸候而致申様も可申渡旨。二十二日過候へば浦方獵仕可申候。其外諸殺生獵業者は同事。鐵炮并鳴物御法事濟候迄遠慮。應据候儀并自分諸殺生は五十日より内は遠慮。魚鳥十六日より七日過商賣可爲仕旨、同月二十一日御用番遠江守殿より重而御廻狀出。

〔政隣記〕

七月十一日、前記之通大御所様就薨御、押立候普請・鳴物等遠慮日數、先達而御觸之通に候處、普請は今日御出棺迄遠慮与於江戸被仰渡候由申來候に付、今日より普請は不及遠慮



候段、御用番より御觸廻状有之。且御法事於増上寺今月十二日初り、今廿七日相濟申候由に候間、鳴物等明廿八日より不及遠慮候。尤諸殺生者來月二日迄遠慮之筈之旨、同月廿七日御用番より御廻状出。

六月十七日。前田重教の病症膈熱と診斷せらる。

〔泰雲公御年表〕

一、六月十七日、御前先日以來御勝不被遊、御浮茂被成御座、御藥横井元泰指上候處、御浮茂耽与不被遊候付而、昨夜六半時佐々正益・奥田宗安茂御診被仰付、今日右面々多賀了因・二本順伯御診被仰付、御様躰御膈熱之御症に而、御指など御しびれ被遊に付、僉議之上、今日より補中治濕湯元泰調合上之。

一、六月二十二日御前御様躰日々御診被仰付、御熱大方被醒、御浮腫茂引候而、御宜被成御座候間、此上者御脚之御痛之方御藥可指上儀与、段々御僉議之上、黃耆人參湯今日より上之。翌日又御僉議之上、減味清燥湯元泰調合上之。

一、六月二十六日、御前御様躰御同篇被成御座、日々御醫師中朝夕御診被仰付。今日年寄中・御家老中被相伺御機嫌。

六月廿二日。大阪より輸送したる藩の拂米代銀到着し、途中合力を強請

したる浪人を禁牢す。

〔泰雲公御年譜〕

六月二十二日、大坂より御拂米代銀八駄、御藏元手代并中師共差添罷越候處、近江路より浪人体之者御銀に心掛候様子にて、跡先に五人連にて罷越、其内之中師に申様、我等は長々之浪人にて渡世可仕様無之及渴命候。御銀に被差添候様子に候間、少々合力を頼候由申に付、此方共は親方共より路銀迄請取罷越候故、曾而餘計は持合無之由申候處、兎角彼是申に付、然ば仲間共へも可致相談旨申入、其夜仲間へも咄、何茂致用心、其懸合候中師は御銀より先へ拔罷越候處、其後宿之泊々に而彼五人之者共罷越、最前之中師に逢申度段申に付、其者は金澤に用事有之罷越、在合不申段申入候處、於越前路彼是口論を仕懸申、其上御紋之會符を奪申様に相見え候に付、中師ども右五人之者を致打擲候得ば、四人は逃散、一人は召捕縮いたし、御國に召連罷越、御算用場にて僉議有之候處、大聖寺之者之由申聞候に付牢舎候由。

六月廿八日。前田重教使を金澤より發して出府の延期を請はしむ。

〔泰雲公御年表〕

一、六月二十八日、右御様躰御脚痛不御宜、御發駕迄御日間茂無御座、依之御參勤暫御延引被遊度段御願之御使者、津田喜平太御馬廻組を以被仰達に付、御書御口上書御用番より被相渡、



今二十八日發足、道中八日振に而罷越候様被仰渡。

〔政隣記〕

六月二十八日、御馬廻組五百石津田喜十郎に江戸御使當二十五日被仰渡、今日發。重基公此節暑邪に御觸、御手足御痛に付、來月御發駕御延引願之御使也。

七月三日。卯辰山の土砂崩壞して人を害ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月三日八半時、淺野川淨明寺之向山崩、組外三百石辰巳八左衛門次男鐵次郎、今年七歳、八左衛門宅向之與力荒井瀨左衛門忰兩人、兄十一歳弟七歳。鐵次郎右兄弟之子供与連立、鶉籠に敷砂取に罷越候。瀨左衛門方より小者一人差添、右山之下へ罷越遊び居申内、上より山五六尺欠落、四人共土に被壓候を見付候者、家々に致案内候に付、驚人々家來指遣掘出し候。瀨左衛門せがれ、兄は腰より下迄土に埋れ、上は顯有之に付、早速掘出し申に付、痛不申、弟も兄与一所に居申故、當座は正氣無之候得共、是も早く掘出、追付正氣付候。小者無別條。八左衛門忰は深く土に被埋、掘出し方隙取候故にや一向正氣付不申相果候由。誠に不慮之事に候。

七月十三日。前田重教の女邦姫生る。

喜十郎とす  
るもの前文  
と異なり  
重基は重教  
の初名

淨明寺は靜  
明寺

〔前田家譜〕

一、邦姫。寶曆十一年七月十三日於金澤生。母慧照院。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十二日夜、金谷御殿御廣式に而御女子様御誕生、邦姫様御事。御産婦は御馬廻組林源左衛門政成娘。名譽、泰雲公薨後稱慧照院、年七十二、文化十四年三月死去。御産主付佐々正益・二木順伯也。

七月十八日。前田吉徳の女操姫、姫路侯世子酒井忠宜と離別したること  
を幕府に届出づ。

〔政隣記〕

七月十一日、左之通御用番九郎左衛門殿被仰聞。

酒井阿波守殿御新造様御間柄御不和に付、今般御離縁被成候。依之御引取被成候段、御用番に御届被成候筈に候。

一、雅樂頭殿・阿波守殿只今迄様付に唱候得共、自今殿付唱可申事。

右之趣組・支配等々寄々可申談候事。

七 月

右之通に而、操姫様御儀阿波守殿与就御不和之由に而御離縁之儀、同月十八日公邊に御届有



之。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、七月六日酒井雅樂頭殿<sup>少將</sup>御息阿波守殿<sup>忠</sup>御大切に付、早打御使宮井平兵衛被仰付。
- 一、操姫様御儀當朔日御離縁之旨被仰越、翌二日阿波守殿忠宜御卒去之披露有之候。元來御不和に付、御遺言之由に而御離縁、公儀は當月十八日御届有之。依之早打御使宮井平兵衛儀も、道中御呼戻之飛脚出候由。阿波守殿は元來御次男に候得共、御嫡子は妾腹故、御二男御本腹に而惣領に被立候旨。榊原式部大輔殿御姉の御腹也。
- 一、同廿二日宮井平兵衛江戸より歸着。江戸表に三日逗留、雅樂頭殿御使相勤候處、御逢被成、御直答有之。跡々無之事之由。銀三枚被下候旨。

七月。前田重教の生母實成院病むを以て祈禱を行はしむ。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、七月十一日、此間より實成院様御滯之處、一兩日已前より瘡に御成候由。
- 一、實成院様御瘡御爾々不被成。依而日蓮宗實成寺に御祈禱被仰付、金谷御門不依晝夜御門相通候様、御城代より押紙而出。且又寺町末に罷有候知見院と申日蓮宗坊主、前々より祈禱者に付、此度御廣式へ罷出候に付、是又御門往來之押紙而出。先頃御産婦臨産之節穩婆罷

出候節、金谷御門より夜中乗物に而罷出候も、御城代より紙而出候。實成院様御藥、最初は佐々正益、其後横井元泰・丸山于悦に候所、廿八日には殊之外不御宜、奥田宗庵御藥に相成候由。

- 一、八月朔日、實成院様御祈禱於神明宮被仰付。

八月二日。前田重教前將軍德川家重の遺物を受く。

〔泰雲公御年表〕

- 一、八月八日、去二日上使小出信濃守殿<sup>若御</sup>を以、惇信院様<sup>大御</sup>御遺物御小脇指<sup>備前兼光代</sup>御拜領、御名代前田大和守殿御勤之旨、同日早飛脚を以言上。御膝中故御禮之御使者は不被指出。

八月三日。前田重教の生母實成院歿す。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、同二日、實成院様御氣色不御宜、奥田宗傳御匙御斷申上、佐々伯順御藥被召上候。
- 一、同三日、實成院様御養生不被爲叶、今未刻御死去、普請・鳴物遠慮之儀、日數は追而可被相觸旨。御落命之披露有之、喜六郎殿早乘に而御殿に御出被成候由。御醫師中之内、多賀了因は、御發病之砌より始終御診察不被仰付由。
- 一、同六日、實成院様御入棺御用人安田治左衛門・増木源丞兩人は相願御入棺御用相勤。御



葬送御用主附御家老津田玄蕃・定番頭神保縫殿右衛門被仰付。

一、同八日夜九つ時頃實成院様御葬禮金谷御門より御出。御先衆定番頭窪田主馬、御跡御家老不破彦三被押候也。實成寺に而御葬式相濟、曉天に野田に御納也。御道筋町中御釣提灯燈候事。

〔政隣記〕

八月三日實成院様今日未之刻御卒去。依之頭分以上明四日四時過金谷御殿に參出御機嫌可相伺、且普請は當九日迄七日、諸殺生・鳴物等者御忌中相扣可申旨等、御用番横山山城守殿より御廻狀出。御葬式御用主付は御家老津田玄蕃殿に被仰渡。御葬式御供揃八日夜五半時に而、九日曉御出棺、御葬式於實成寺有之、御遣骸同寺に御納。御中陰之御法事十四日一朝於實成寺有之。其節御寺近邊に罷在候者は、普請等自分に指扣可申旨御横目廻狀有之。

〔泰雲公御年表〕

御葬式并御法事御用主付津田玄蕃御家老役被命。

實成院殿蓮室日壽大姉

御遣骸同五日御入棺。同八日御葬式、今夜子後刻御出棺、奥之口に御前御長御出被遊御目送。御近邊之面々并當番之頭與一郎・與右衛門布上下着用、奥御式臺迄御供罷出。數馬者御見立

同寺に御納  
とあるは野  
田の誤なり

之御使者被仰渡、金谷御門下の罷出。御道筋奥御式臺前通、金谷御門より御出棺、實成寺に被爲入、夜明候而野田御廟に御納。御跡清御祈禱  
明王院勤之。御葬式之御名代長九郎左衛門被勤。  
八月十八日。紀伊侯徳川宗將の使者金谷御殿に上りて實成院の逝去を弔す。

〔政隣記〕

八月十六日、今度實成院様就御卒去、從紀州様爲御悔使、御供番廣間物頭五百石河村五郎八來候筈に付、主付爲御用御馬廻頭神谷藏人・御小將頭和田源左衛門、御馳走方御大小將神戶清左衛門・伴七兵衛夫々被仰渡有之候處、翌十七日右上下廿五人也、當十日江戸發、五郎八參着。旅宿菅波屋三郎兵衛。

〔政隣記〕

八月十八日九時前、右御使者河村五郎八金谷御殿に罷出、先乘開番見習神尾伊兵衛、跡乘御横目石野五兵衛、右兩人同道御玄關迄罷越。敷付に町奉行小堀牛右衛門出向、鑑板に御奏者篠原彌助・横山齋宮・神谷藏人・和田源左衛門出向。彌助致誘引、御用之間二之間に相通。押付年寄中、御家老中二切に出、挨拶之上退座候時、御奏者前田兵庫出、御口上承之。退候而御茶・たばこ盆御大小將出之、掛之組頭・町奉行代々出挨拶。御返答山城守申述。追付五郎八



退出。其節御式臺階上迄、年寄中御家老中被送之。階下は者最前之通也。退出後、御使番大橋作左衛門を五郎八旅宿に被遣、白銀二十枚・晒布二疋被下之。五郎八今夕發足罷歸。

八月十九日。前田重教尙參觀し難きを以て使者を發して之を告げしむ。

〔泰雲公御年表〕

一、八月十九日、中將様御容躰御痛所段々御快被成御座候得共、未御蹈立難被遊、今月中來月初頃迄に茂御發駕難被遊御様子に付、其段重而御用番に御届之儀、八月十九日年寄中より早飛脚を以被申達。

八月十九日。徳川家治、實成院の逝去を弔するの書金澤に達す。

〔政隣記〕

八月十九日、今度實成院様就御卒去、御膝中御尋之御奉書、當十三日渡り、同夜發今夜到來。但早飛脚也。御禮使從御旅中被指出。

八月廿二日。前田利常の女富姫の百回忌に當るもその法會を延期す。

〔泰雲公御年表〕

一、八月二十二日眞照院様利常公御女八條宮智忠親王御慶中、寛文二年寅八月二十二日。百回御忌之處、御忌中に付御延引之事。

但追而十月二十二日於天徳院一朝御茶湯御執行。

一、京都於芳春院、京極宮様より御法事御執行之段追而言上。

九月十六日。前田重教金澤を發して參觀の途に就く。

〔政隣記〕

九月十六日、五半時御機嫌克金谷御殿より御發駕。前日頭分以上、四時より九時迄之内御殿に御出、御機嫌相伺御帳に付。且いまだ御忌中に候得共、御見立に罷出候人々、前々之通布上下着用。御發駕後御用番又兵衛殿に恐悅申述候儀も、如前々に候事。

一、右御發駕之節、喜六郎殿鏡板迄御送也。御供御家老不破彦三直廉・西尾隼人明俊。且於御道中御忌明に付、二十一日從高田御膝中御尋御奉書之御禮使御小將頭御近習青木與右衛門、御痛所に付御發駕御延引御願御聞届之御禮使御大小將不破半藏、二十二日從野尻紀州様に御禮使青木治右衛門、二十三日從矢代御臺様御安産姫君様御誕生之御祝儀御馬廻頭青木初七郎、大御所様御遺言御弘御請使御大小將根來孫進、二十四日從小諸御遺物御拜領之御禮使御先手物頭御近習河内山七左衛門、御七夜御祝儀御使御大小將水野十郎右衛門、三御七夜御祝儀御使御大小將菅野兵左衛門被遣候事。

九月廿九日。前田重教江戸に着す。



〔泰雲公御年表〕

一、九月二十九日、御道中無御滯御旅行、今曉大宮驛六時御發駕、御下屋鋪に御立寄、七半時御着座。御痛所未御宜、御間之内御歩行御難儀被遊候付、御中屋鋪に者御立寄被成間鋪旨、倉ヶ野に而被仰出、其段御附迄申來。今日御着之節者、御途中より數馬を以被仰進、淨珠院様に茂御同事。

一、九月二十九日、御痛所未御蹈立被遊兼候故、中之口御式臺より者不被爲入、奥御式臺より直々御居間に被爲入、御旅裝束之儘御居間書院に御出被遊、御家老兩人被爲召御意有之。畢而交代罷歸候人々、前田修理御留守居人持被爲召御意有之。

一、御着府に付御老中方御直勤可被遊候處、御痛所右之通に付御使者を以御案内可有御座旨、御途中より被仰出、則御用番左衛門尉様に青木與右衛門御使勤之。

一、今日御參府に付、御出之御客衆に御逢可被成處、御痛所不御宜、御蹈立被成兼候付、御老中方に茂御使者を以被仰達候。依之御逢不被成趣御使出候由之事。

十月十四日。德川家宣の五十回忌法會を如來寺に營む。

〔泰雲公御年譜〕

十月十四日、文照院様家實公五十回御忌御法事於如來寺御執行。

十月十五日。德川家治使者を本郷邸に派して前田重教の病狀を問はしむ。

〔政隣記〕

十月十五日、上使御奏者番牧野越中守殿を以、御痛所御尋。御名代前田信濃守殿。

〔德川實紀〕

十月十五日、松平加賀守重教病危篤のよし聞召。奏者番牧野越中守貞長して問慰し給ふ。

十月十九日。前田重教の病癒えたるを以て閣老を歴訪す。

〔泰雲公御年表〕

一、十月十九日、御痛所御全快に付今日御出勤。御參府以後初而御老中方御勤、伺御機嫌、今度上使之御禮茂御用番に而御立歸被仰置。御歸殿以後御居間書院御着座、御家老兩人被爲召、御婚禮に付御結納御使、并御婚禮之節御與請取、隼人者御貝桶請取可相勤旨御直命。

十月廿二日。前田重教、德川家治より領知の判物を受く。

〔泰雲公御年表〕

一、十月二十二日、今日御判物御頂戴に付、御名代松平播磨守殿御登城、於御黒書院御判物御頂戴。則御封印被成、聞番赤井傳右衛門に御渡に付、御長持に入、傳右衛門致封印持參。

危篤とあるは誤なり



播磨守殿直々御出、大書院に御通、御前御出御挨拶之上、御小書院に御誘引御着座之所に、御判物入箱木地臺共、播磨守殿御前傳右衛門持參、御自身御封御切御取出、御前に御渡に付御請取、御頂戴被遊、御勝手御持參、於御居間書院御廣益殿之御拜見被遊、彦三・隼人被爲召、拜見被仰付相濟。與一郎御箱に納、御印封印下付之、播磨殿に御料理二汁六菜出之。相濟御退出、追付八時過御出、花色御熨斗目・小紋御上下被爲召、御老中方板倉佐渡守殿御側御用人若御年寄衆御自身御勤、御口上書御持參。御側衆等御者、御使者を以被仰達。

〔徳川實紀〕

十月廿二日、けふは在封の人々に御璽書を賜ふ。一族又はゆかりある者代りて拜受す。秋元但馬守涼朝先導し、天野阿波守忠邦御刀もちて黒木書院に出たまふ。その儀昨日の如し。けふ賜はる輩には、松平加賀守重教・松平筑前守繼高・松平薩摩守重豪中略なり。

十月廿四日。前田宗辰夫人の十七回忌法會を江戸廣徳寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

十月二十四日、梅園院様御十七回御忌於江戸表御取越今月御執行。

十月廿六日。衡器検査の爲守隨彦太郎の手代將に領内に來るべきを告ぐ。

〔筒井舊記〕

御領國之内秤持改、近々之内守隨彦太郎名代之者罷越候間、別紙之通り江戸表より到來に付、前々之通り不指支様可申談旨、御用番駿河守殿被仰渡候條、被得其意、諸事前々之通り可被申渡候、以上。

十月二十六日

御算用場

村上采女殿

武部四郎兵衛殿

〔筒井舊記〕

御届申上候口上之覺

先達而申上置候御秤改爲御用。加賀・能登・越中三ヶ國に、此度私名代之者指遣、秤爲相改申候に付、御勘定御奉行所より御傳馬御證文被下置、此度出立仕候間御届申上候。御國表御懸り之役所迄、右之趣被仰進置被下候様仕度奉存候、以上。

九月廿八日

守隨彦太郎

覺

一、馬 一疋

右者守隨彦太郎名代之者、秤改として加賀・能登・越中相廻り候に付、右三ヶ國江戸より往來



とも、書而之傳馬無滯可差出者也。

寶曆十一巳九月

助	次	印
與	七	印
左	太	印
彈	正	印
駿	河	印
備	後	印
安	藝	印

加賀・能登・越中國御領・私領・寺社領宿々村々問屋年寄

十一月朔日。前田重教登營して參觀の禮を行ふ。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月朔日、今朝六時過御出被遊御登城、御長於御黒書院御參勤之御禮被仰上、御痛所之御様子茂御尋、段々被爲蒙御懇之上意。彦三・隼人御目見、御獻上物并御家老獻上物茂如先規、御城御下、諏訪部文九郎殿に御立寄、御裝束被召替、御老中方不殘御勤、御口上書御持參。御用番井上河内守殿に者、御在國中段々之御禮御立歸御口上書御持參、御歸殿御客衆

御逢、彦三・隼人・玄蕃被爲召、今日之御様子被仰聞、頭分以上に茂可申聞旨御意。

〔徳川實紀〕

十一月朔日、月次の拜賀例のごとし。松平加賀守重教はじめ參觀三人。

十一月十五日。前田重教紀伊侯徳川宗將の女に結納を贈る。

〔政隣記〕

十一月十五日、今日御結納相御祝儀、勝姫様に左之通、御使御家老不破彦三を以被進之。

但、彦三此時前田彦三と名乗と云々。

御小袖	三	御帶	二筋	白銀	百枚
雉子	一折	鯛	一折	昆布	一折
鹽鯛	一折	のし鮑	一折	御樽	三荷

中納言様の御太刀金馬代二種一荷、其外様の夫々准被進之。

十一月十五日。金澤に於いて諸士に前田重教參觀登營の狀を報す。

〔政隣記〕

十一月十五日、一昨日御用番本多遠江守殿依御廻文、頭分以上御殿に候處、中將様御着府、當朔日御登城、於御黒書院御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意、御家老兩人も御目見、重疊難有



被思召候旨御弘之趣、頭分以上列居之上、御用番御演述に而退出。依之爲御祝詞、御用番宅に今日中相勤候様被仰聞候旨、御横目申談有之。

十一月十六日。前田吉徳の女操姫の名を借姫と改む。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月十六日、操姫様今日御袖被爲留、御名借姫様与御改、由美彌二郎右御祝儀白銀十枚考之上。近習頭を以被進之。

十一月廿七日。前田重教の夫人紀伊侯徳川宗將の女勝姫來嫁す。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月二十七日天氣好。今日御婚禮に付一統七時揃。御迎大久保大藏大輔殿今朝六時御出。御待上臈松平下總守殿御内様神田御前様御姫管姫様也。五時御出。晝九時前御輿入。彦三請取、御貝桶隼人請取之、於御廣式御式正之御規式、七半時過相濟。一先御表に御披被遊、暮六時前重而御廣式に被爲入、御色直之御規式相濟。御表に御出被遊、於御居間書院御囃子被仰付。御入輿爲御祝儀、御前様附男女末々迄被下物在之。御規式段々相濟、御待上臈夜五時過御披之事。今日御祝に付、御家老衆に御料理被下、給事御大小將頭分以下一統、赤飯・御吸物御酒被下之。

〔泰雲公御年譜〕

十一月廿八日、今般御婚禮相濟候に付、御前様与可奉稱旨、御横目中より夫々申談有之。

〔政隣記〕

十二月朔日、紀州様は皆子餅五百八十千鯛・昆布・鯛・御樽二荷、組頭を以被遣之。

十二月朔日。前田重教登營して成婚を謝す。

〔政隣記〕

十二月朔日、御婚禮之爲御禮御登城。公方様に綿紗二十卷、御臺様に白銀、右之外御老中方に被遣物有之。

十二月四日。前田重教、紀伊侯徳川宗將の邸に婿入の儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月四日、御婿入に付、從中納言様被進物有之。御家老にも被下物有之。

〔泰雲公御年譜〕

同四日御里披。

十二月五日。徳川家治使者を派して前田重教の成婚を賀せしむ。

〔政隣記〕



十二月五日就御婚禮、上使御廣式御用達安藤太市右衛門殿を以、御二方様の二種一荷宛御拜領。從御臺様茂、石渡四郎三郎殿を以右同斷宛、御二方様の御拜領。  
十二月七日。紀伊侯徳川宗將本郷邸に身入の儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月七日、紀伊中納言様・同中將様爲御身入被爲入。

十二月十一日。前田重教、將軍代替に付き誓詞を捧ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月十一日、將軍家御代替に付、松平右近將監殿に而御誓詞有之。

十二月廿二日。諸士及び町人に寶曆五年の風俗に關する令を守るべきことを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

左之覺書、十二月二十二日頭々・御用番又者筆頭、金谷御殿に相招渡之。年寄中組々之分は、宅々に而筆頭招相渡。

御家中之人々儉約并衣服・音信・贈答・婚禮之式・饗應等、又者參會之節料理等、暨婦人之衣類

中將は徳川重倫

一切華美無之、櫛・かんざしに金銀を用候儀、都而男女共無用之銀道具、并銀に似寄候かんざし等可爲無用旨、寶曆五年十月具に被仰渡候通候處、近き頃者心得違之者も有之、相ゆるみ候躰に相聞ね、第一櫛・かんざしに金銀を用候儀、猥に相成候様子に相聞候條、右被仰渡之趣彌堅く相守可申候。無用之銀道具、并銀に似寄候かんざし等、目立候品用候者往來候者、夫々承届候様に役人共へ申付、右櫛等之品商賣爲致申間敷旨、町奉行等へ猶又申渡候條、可有其心得候。  
右之趣被得其意、組・支配之人々に急度可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々者、其支配にも相達候様被申聞、同役中可有傳達候事。

十二月二十二日

町奉行に

御家中之人々儉約等之儀委曲被仰渡通候間、町人等之儀者猶更萬端相慎候様に可被申渡候。就中妻女娘等之衣類并櫛・かんざし等之儀も、嚴重に可被申渡候。自今銀之かんざし、無用之銀道具商賣致不申様、細工人等へ急度可被申渡旨、寶曆五年十月申渡候通候處、近き頃は心得違之者も有之、猥に相成候躰に相聞候付、今般重而一統申渡候條、先年申渡之趣彌堅相守候様被申渡、若銀之かんざし等無用之品強而誂候もの有之候はゞ、各々相斷候様可被申渡



候事。

十二月二十二日

盜賊改奉行

御家中之人々被仰渡候通に候。就夫銀之かんざし等目立候品用者有之候者、主人等交名承届、相達候様役人共へ可被申渡置旨、寶曆五年十月申渡置候通候處、近き頃は心得違之者も有之、猥に相成候躰に相聞候付、右被仰渡候通彌堅相守候様、今般重而一統申渡候條、被得其意、右之品用ひ致往來候者有之候者、先達而申渡置候通相尋候様、役人共へ急度可被申渡候事。

十二月二十二日

十二月晦日。老臣等臨時出仕して藩の財政に關し協議す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月晦日、御年寄衆不時出席、御勝手方之儀之由。今般從公儀、大坂におゐて富有之町人共より、御借上金凡高四萬貫目程之圖り被仰付候由。御役人衆も數多御越有之。依之大坂中殊之外金銀差間、御藏元井川善六、先達而御用銀千五百貫目計差上可申段御請合申上候所、右之趣に付銀主ども致難澁申に付、以飛脚御斷申上候由。御勝手方御物入共多、御差間

是月は大盡なり

御徒以上とあるは本年の四月五日の申合せと異なる如し

故、御城御造營之大工等御渡無之。右之趣に付來年より御家中御徒以上百石に付人足賃銀十五人指上候筈に被仰渡。但去々年火事に逢申者は十人充之由。一人に付一匁一分宛之圖りを以、百石當り十六匁五分宛之由。七月・十月兩度に可差出旨觸有之。

寶曆十一年

正月朔日。前田重教本郷邸にて新年を迎ふ。

〔政隣記〕

元日、頭分以上金谷御殿へ出、御帳に付。年寄中等謁、退出。同日、江戸に而年頭御先例之通。

正月晦日。野猪金澤城下にて獲らる。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月晦日晝過、猪一頭豎町之方より通抜、五枚町に而油賣に觸、油桶を打碎、大橋之方へ參り、野町大組足輕町へ入候所、足輕共鐵炮に而打留候由。今春は山雪深く、舊冬より鹿・猪夥敷出候に付、村々より獵師を雇、所々に而多打殺候。

正月。前田重教その夫人の爲に孔雀を本郷邸に飼育せしむ。

是月は大盡なり



〔泰雲公御年譜〕

一、正月十八日、頃日江戸御屋敷に而、御前様爲御慰孔雀御買上被候。代金三百五十兩之由。  
二月二十日。是日以降江戸秤座守隨彦太郎の手代金澤にて衡器を檢す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十日より、江戸秤座守隨、近年及難澁候に付、公儀に相頼、日本國中之秤致吟味、紛數分は取替或は緒付替、分銅并皿等新に極印を入申由。此極印無之分は、重而緒切或ため直し候儀、當所之秤座に而仕不申旨に付、町奉行より其段一統に相觸、一町一組切に秤不殘差出爲改候由。當所之秤座も罷出手傳有之。右之儀江戸御役人中より御届有之、片町大浦屋幸右衛門方に致旅宿、人數十二三人相越居申候。

二月廿一日。前田重教、徳川家治の先に右大將に兼任せられたるを祝する爲閣老等を本郷邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿一日、御兼任御祝儀御老中方御招請。御老中松平右京大夫殿・若年寄松平攝津守殿・同水野壹岐守殿・御奏者番黒田大和守殿・寺社御奉行大岡兵庫殿・大御目付筒井大和守殿・

寶曆十一年十月廿六日の條参照

徳川家治の右大將を兼任したるは寶曆十年二月四日に在り

長崎御奉行大久保佐渡守殿・浦賀御奉行久永修理殿・御目付鶴殿十郎左衛門殿。

二月廿七日。前田重教、徳川家治の先に將軍宣下を受けたるを賀する爲閣老等を本郷邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十七日將軍宣下御祝儀、御老中方御招請。御老中松平右近將監殿御斷。同松平右京大夫殿・若年寄小出信濃守殿・同水野壹岐守殿・御奏者番黒田大和守殿・寺社御奉行大岡兵庫殿・御留守居松平内匠頭殿・大御目付大井伊勢守殿・長崎御奉行大久保土佐守殿・日光御奉行山田大隅守殿。

三月七日。紀伊侯徳川宗將の夫人等を本郷邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

三月七日於江戸表、紀州永隆院様・御簾中様愛君様ヲ申由御招請被遊、御能も被仰付候。兼而は中納言様御父子様・御連枝様方々も御出之趣に候得ども、御斷にて、御兩方様迄御出之由。朝五つ時過被爲入、夜中五つ時過御退出之旨。

三月十八日。大聖寺侯前田利道參觀の途金澤に宿す。

徳川家治の將軍宣下は寶曆十年九月二日に在り



〔泰雲公御年譜〕

一、三月十八日、大聖寺備後守様御參勤に付當所御止宿、七半時過御着。翌十九日御寺御參詣、四時過御發駕。

三月十九日。御馬廻組比良只右衛門、與力笠間五太夫の小者を手討とす。

〔泰雲公御年譜〕

一、當三月十九日、御馬廻組百八十石改作奉行比良只右衛門儀、盜賊改方與力笠間五太夫家來之小者致手打候。此者當三月迄只右衛門方に召仕候者之由。十九日暮方、右之者只右衛門宅露地口より忍入候を見咎、相尋候所慮外之及雜言候に付捕候所、組付申に付、脇差を以なぐり候得ば、振放逃候所、追付切留申候。手疵五つ所にて留候由。此間只右衛門妻女亂心いたし候由にて押籠候。子細は、夜中只右衛門寢入候を伺ひ、短刀を以害可申与いたし候を、目覺候而見付、其儘もぎ取亂心に申成候由。只右衛門久敷在大阪留守中、致密通候様子露顯いたし、如斯之仕形に候哉与申事に候。

三月廿一日。前田吉徳の女楊姫江戸に歿す。

〔政隣記〕

三月廿一日、於江戸佐竹様御後室盛徳院様御卒去。但楊姫様御事。

佐竹様は秋田侯佐竹義真

廿四日、右に付御忌中御尋上使御奏者番大岡兵庫頭御出。

廿九日、盛徳院様御葬式。

〔泰雲公御年譜〕

四月十七日、盛徳院様御忌日二十一日毎月殺生遠慮、御三十五日四月廿六日、御四十九日閏四月十日、御百ヶ日六月三日、右殺生遠慮可仕旨御月番奥村主水殿被申渡。

三月廿二日。金澤城石川・河北兩門の造營を郡方及び町方に分擔せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十二日、御城御造營に付、石川御門御普請は御郡方、河北御門御普請は町方へ被仰付候由。

〔袖裏雜記〕

町奉行に

御城御造營就被仰付候、外頼御普請所之内一ヶ所御入用銀、町中より爲冥加指上申度旨願之趣聞届候。先以奇特成事に候。就夫河北御普請被仰付候條、右御入用銀指上候様可被申渡候。右之趣者追而御聽にも相達可申候事。

三月十八日



右河北御門御入用者二百費目計にて、町方よりは夫より多く爲指上可申内存之由、町奉行申候趣等もあり。

四月二日。金澤六斗林に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

四月二日夜四時頃六道林出火。最初火勢強、門前寺支配類燒三十一軒有之。町人美濃屋善左衛門与申者、井戸に落相果候由。火元能登屋奥兵衛与申者之由。

四月七日。領内に於ける庶民の人数を調査せしむ。

〔政隣記〕

四月七日、公儀に被書上候御郡之人高、先年相觸置候通、今年七年目に相當候條、別紙覺書之趣組・支配之人々にも申渡、尤與力・家來等にも申渡、遂吟味、有無之儀五月二十日迄之内可書出候。且先年相觸置候通、向後も子年・午年・七年目々々に者、四月之人高相改可書出旨、御用番奥村主水殿より今七日御觸出有之。  
御家中侍中屋敷或長屋等借罷在候者之内、奉公人之外都而十五歳以上之男女、當月之有人高可書出候。何程女与可書分候。寺社奉行・町奉行・御郡奉行等支配地に罷在候侍中家來之儀は、右奉行不及貧着候間、宅を貸置候内右族之者有之候は、其主人々々より不相洩様、前條

之趣を以可書出候。人高郡分けに調申に付、侍屋敷淺野川橋よりあなた之者は河北郡、橋より此方は石川郡に候。右人々僧俗・穢多之類迄、都而男女之人高に候故、内書に其所々書分け候には不及候。別紙調様左に記候。右寶曆六年相觸候通に候間、其趣を以當五月二十日迄之内可書出候。

覺

一、何十人 男女、但十五歳以上

内

- 何人 何郡 男
- 何人 何郡 女
- 何人 何郡 男
- 何人 何郡 女

右從公儀御尋に付、奉公人之外當月有人高如斯御座候、以上。

年	月	日	誰	判
	宛	所		
	月	番	一	人



四月十六日。金澤城二ノ丸御殿の上棟式を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十六日二之御丸御造營御棟上御規式被仰付。御間之向に壇を飾、四隅に青竹之葉付を立。但方三尺に高くして、階に而致上下候。八寸角計之柱に白布之綱二筋、棟より一筋、御間之内より一筋右之柱に結び付、中程に鈴五つ附有之。御棟上之御間に一斗入計之樽、蕨總結、木具折に帶二筋・同白絹十三包・同熨斗・同大根・同昆布、米十三俵杉形に積有之。畷交之御幕・御紋付之御幕等、役所々に張有之。右御祝に付、諸役人朝六時より罷出候。御城代・定番頭・同御番頭・御留守居・御普請方懸り之頭・諸役人、何茂熨斗目・布上下着用。

右御上棟御規式御飾之品々、寶鏡六面但丸鏡、銀子提二對但糸、瓶子二對、御酒磁缶九對但包、木地三方土器八筋、四方洗米土器二筋、神酒三方六筋、白紗綾卷物二十四卷拾二卷、純子帶四筋二筋充、真綿二十四把十二包、麻苧廿四把二筋充、昆布廿四把二筋充、菜菔二筋居、雉子二筋二筋充、鯉魚二筋二喉充、米貳斗俵廿六俵杉形、青銅三十二貫二筋上、蒔餅八筋箱入五千六百、鏡餅六筋、御樽二荷嚴繩、御幣十四本、振御幣二本、木槌十三本紺青を以、御筋弓矢二張、隨身弓矢二張、御棟札一枚、真鍮鈴六つ、千曳柱一本、白布繩二筋千引柱に已上。

一、右御用相務候大工役付。

祭主、布衣御大工田邊八丞。諸事指引役、長袴御大工西田清丞、同清水平兵衛・同竹内六郎右衛門。隨身、素袍棟梁右平次・同清兵衛。助行、素袍御扶持方大工井上彦作。中櫃、素袍御扶持大工石黒半七。左櫃、素袍御扶持方大工安田五郎三郎。右櫃、素袍御扶持方大工水嶋權之介。左角櫃、熨斗目長袴棟梁五郎兵衛。右角櫃、熨斗目長袴棟梁彦四郎。左後櫃・右後櫃等都合三十六人交名畧之。

御屋根之上。祭主、布衣御大工藤岡庄左衛門。諸事差引役、熨斗目長袴御大工羽田與三右衛門・湯淺太左衛門・松波源右衛門。左柱下槌、素袍御扶持方大工松波與三衛門。右柱下槌、素袍御扶持方大工牧作左衛門。誦文唱役、素袍御扶持方大工山本九郎太夫。見分通役、熨斗目長袴渡邊武左衛門。左角柱下槌役等以下、熨斗目長袴棟梁大工三十五人交名畧之。

右之通祭主は布衣、其外素袍烏帽子・少刀、熨斗目長袴也。初六半時頃。御筋之諸色は相濟候上御大工へ被下、外に金□兩充被下。其外役懸り之大工は金百匹・貳百匹宛、其役に依て有差。拜見人へは何茂餅一重充二合、御酒一合充被下候由。御用懸り之諸役人へは御吸物・御酒被下。右御用餅米三拾五石鏡餅出來之由。

一、右御棟上之節、御壁方・御疊指等拜見に罷出。御屋根方之者は、先達而御作事奉行迄度々相願候得とも、御格無之由に而相叶不申候。段々相願、漸棟梁四・五人罷出候等之處、此



者共之内一兩人罷出候。

一、御棟札は御大工藤岡庄左衛門相調候由。幅二尺五寸計長五尺計厚六七分計、上に梵字、其下五言四句計字有。其下真中御名、夫より御城代兩人之姓名、并右御用懸り之姓名、御大工之姓名。何茂假名實名 迄書記候由。

一、千曳柱も右同人相調候。是は六寸角にて、年號月日、四方に玄武・朱雀等之四神之名號を記したり。松梅之糸花も庄左衛門細工之由。千曳柱に結付有之鈴は、規式之相圖を上下へ爲知候鈴之由。

一、蒔餅は四方へ二つ充、以上八つ蒔候由。上下の作法無遅速、一度に相揃候様仕たる物之由。

〔泰雲公御年譜〕

當四月頃より、鄙俗の諺に、環附て明日あをぞ云辭、兒女ひたといひならはせり。何と云事を不知、御城御普請に入込候人足共の申出せし由。此頃の狂歌に、

秋のなかばまめ煮る釜に環つけて歌讀人は月に明日あを

四月。石川郡松任街道に於いて馬方等婦女に狼藉す。

〔泰雲公御年譜〕

越の白浜と  
あるは三州  
奇談の誤

一、四月中旬の事に候哉、松任道にて小松より金澤へ病氣養生に罷出候町人の妻、下女一人下男一人召連罷通候處、右妻を爲乗候馬子、外にも馬方六・七人彼妻と下女とをあらぬ道へ連行候に付、下男各候處、彼下男を馬方ども寄合致手籠、妻并下女を人遠き方へ連行、八人の馬方ども兩人の女を散々致姦淫、半死半生の躰にいたし逃散候に付、右夫の方相訴、馬方ども被召捕致入牢候由。是前代未聞之狼藉に候。此狼藉之事、堀樗庵が輯めたる越の白浜と云書に委し。爰に聞きし儘を記。相違の事も可有之。

〔三州奇談〕

寶曆十二年の春、ふしぎなる姦惡の事ありし。松任にては人も敬ひ町役をも勤むる人何某とやらん、油をしめ種油を商ふ人ありし。其家の内儀、娘二人・下女一人・下男一人を具して、人の招によりて金城の町へ行かれける。纔か三里の道ながら、女出立の何くれと夜をこめて拵へながら、漸く晝少々前ならんに、歩行よりぞ出られける。道にて馬方共五・六人立並び咄しけるに行逢へば、皆近き邊りの者、此家へ出入する者、又は其家より出たる者も有りし程に、何かと物語せしうちに、一人の馬士下女と戯れけるを、内儀・娘こよなう打腹立て、はづかしめ叱られけるを、却りて互に詞論のやうになり行きし。元來馬士共其日は夥しく酒を呑み、酔ひ居たりし故にや心太く、いかめしく罵り合ひしが、さらばかくせんにかゞしつべきとて、下女をかづきてかたへの山道へ走り行く。人々あわてとゞめんとするを、馬士



六人して内儀・娘二人共に引抱え、山道の方へ走り込む。一僕の怒りけるを捕へて、田の中へ見えぬ計に押しこみ、彼の四人の女に抱きたはむれ、山の傍にて白晝に姦淫する狼藉、古今に聞えず。下女は漸く振切りて逃げ、のがれたりしとかや。内儀・娘はいかなる悪縁にや、終に巫山雲雨の情懷をとげ、鬼と一車に乗れる心地なりし。其内に一僕起きいでけれども、一人の力さへ難ければ、大に叫びて松任へ走り觸れ呼はりけるにぞ、此家の親類など走り來りけれども、此の間道遠ければ、馬士共心足りぬと、いづくともなく逃れける。其の跡へ大勢寄り來りて、土まぶれなる内儀・娘など起し、漸く駕籠にのせて、人目を防ぎて歸られぬ。往還といひ白晝といひ、隠すべきにあらざれば、金澤の奉行所へ訴へけるに、馬士共皆見知りたる上なれば通るべきやうなく、六人共召捕られ、溢れ者晝強盗と名付けて、禁牢仰付られぬ。扱も松任の商家の家内の不幸、内儀も娘も死なざりしを悔めども、今更詮方なし。近隣一族より見舞ひ悔みの挨拶も詞なきものなりし。

閏四月朔日。越中滑川出舟奉行杉若文左衛門、出舟假横目澤田藤左衛門を殺害して自刃す。

〔政隣記〕

閏四月朔日、於越中滑川定番御馬廻組領知六十石岩瀬御詰米奉行當年滑川出舟奉行勤之候杉

若文左衛門等、組外領知百五十石滑川出舟假御横目澤田藤左衛門喧嘩及傷之段、新川御郡奉行より申越候に付、早速御横目中之内可罷越旨、御用番本多遠江守殿被仰渡、御大小將横目長瀬次郎兵衛、尤文左衛門頭津田與三右衛門、藤左衛門頭山口六郎左衛門儀も、同月三日同時に發足。但藤左衛門儀、文左衛門旅宿に罷越、文左衛門を切殺、藤左衛門儀自分旅宿に罷歸、自害仕損候得共無程死候段申來候に付、御横目一人に而相濟、長瀬等七日に罷歸候事。

閏四月廿二日。前田重教、徳川家治の襲職を賀する爲一門を招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏四月二十二日、將軍宣下御祝儀御一門様方御招請。讃岐守様・上總介様・松平土佐守殿等、其外御出入衆、御目見之町人、御一門様方御家來中等、夥敷御客有之。同日井上河内守殿御邸、御老中招請有之。役者共差合申に付、御番附俄相替候由。

閏四月廿二日。前田重教先に能樂道成寺の傳授を得たるを以て寶生大夫に金品を與ふ。

〔政隣記〕

閏四月廿二日、前月道成寺就御傳授、其砌寶生大夫に白銀三十枚・絹三疋、丹次郎に白銀十



枚・絹二疋被下之。且右に付願之趣有之候得共、御時節柄故願之通には御聞届無之、小判五十兩被下之。

五月五日。前田重教の浮腫稍重態を告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十四日晝八半時、江戸表より早飛脚參着。中將様御浮腫少々御座候處、當五日より御差重之由。最初は佐々伯順御藥差上候所不御宜、先月二十八日より横井元泰御藥調上候得共、御浮腫相増申に付、當四日・五日頃より、武田長春院・井上交泰院等御僉議之上、當六日より交泰院御藥被召上候。元泰同事之醫案ながら、藥方少々違申由。紀州様より町御奉行衆に被仰遣、町醫師功者之分一兩人充、毎日御診察被仰付、御僉議に候。何茂御大病之由申上、第一御小水御難澁之由。

一、同十五日御醫師奥田宗傳・小倉了伯早打に而江戸表に發足。八つ時也。

五月十一日。前田重教氣絶し、以後病狀進退せず。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十六日、當十一日申之刻立之御飛脚今四時到着。御前御容躰先御同篇之旨申來。當八日夜御塞被遊候所、其以後御同篇之旨。御小用、晝夜二合程御通被遊候由申來。

一、同十七日四時、十二日夜中之早飛脚到來御前御容躰、御大便少々宛御通、少々御宜被爲有候由申來。

一、同十九日、當十四日出之飛脚今朝到着。御前御容躰、十二・三日頃より御大便少々宛御通、御心下之御聚少々御心易被爲入、御呼吸御短息之方御宜、御急變は被爲有間敷旨、御醫師一統申上候。乍然御小用はいまだ晝夜二合不足御通故、御浮腫いまた御減不被遊候旨申來。

五月十六日。御臺所附同心宮村藤左衛門、前田重教の病氣快癒を祈らん爲本郷邸より失踪す。

〔泰雲公御年譜〕

一、當四月中將様御滯之節、御臺所同心、殿様御大病に付心願之趣御座候に付、妙義山に致參詣候。但此儀に付御暇奉願候とも、御格も無之事、逆も相叶申間敷候間致出奔候。心願成就、御本復之神慮も有之候者立歸可申候。其上は何分御法之通曲事に被仰付候迎も、尤覺悟の前に御座候旨書置いたし出奔、妙義近邊宿に罷在、毎日妙義山に社參いたし候に付、彼宿之者の方より、ケ様之人當宿に被致逗留候。儘に御屋敷衆に而可有之候哉之旨尋越。依之行衛相知れ候。此者生質實貞成者、其上身上等も不致無力者に而、彌欠落之様子に而は無之候得共、御格に乖申に付、割場より足輕指遣、召連御屋敷へ罷歸、僉議も有之、先病氣分に而

四月は五月なるべし

實貞は實體



六月下旬御國へ被相返、爲引籠置候由。

〔袖裏雜記〕

御臺所附同心宮村藤左衛門、江戸表に相詰罷在候處、五月十六日御門外に罷出不罷歸、居小屋に同心小頭共充所之紙面殘置、其段割場奉行より夫々相達。右紙面之通、妙義山に參籠之由に而御屋敷者に候哉之旨、松井田本陣より申越候付、同心小頭等遣召連、六月朔日罷歸、様子於割場尋候處、紙面之通出、欠落に而無之故、禁牢は不申渡候へども、不都合致方に付、居小屋に而御奉公爲指扣置候様申渡候旨等、彦三等より申來、各僉議之處、平生實躰に而、御奉公も情に入勤候に付、今年中は其分に被成置、來年に至御宥免可被成哉。申渡者左之通可有之哉之旨等、返書有之處、其再報此帳に見。右殘し置候紙面之要者、今般御前御不例被爲入候段、上下心痛仕御事、難數計奉存候。頃日日々御善快被爲遊御座候旨、恐悅奉至極候。依少習覺候劔術祈太刀を當八日より白雲山妙義大權現に向、早速御前御快全之御容躰に被爲入候はゞ、早速上州白雲山に參籠仕、三七日にみてる迄、毎日彼山より拜殿迄百度參り可仕旨心願仕置候。依之御暇相願度候へども、中々亂心之者之様に御聞請も如何敷、一書のこし置參籠仕候。尤罷歸候而、如何様被仰付候共、聊以外心無御座候。缺落之御沙汰に相成不申様、幾重にも奉願旨等調置候也。伺之通被仰出、翌年二月廿八日左之通申渡。

彦三は不破氏

御臺所奉行に。

御臺所附同心 宮村藤左衛門

右藤左衛門儀、御前御氣色爲御快然、妙義山に三七日參籠仕度心願に付、去年五月十六日江戸表御門外仕罷越候旨。口上書等之趣に候はゞ、如何様にも致方可有之處、無其儀不都合之至候。乍然常々御奉公も情に入相勤候由に付、指扣罷在候儀御宥免被成候條、無構御奉公相勤候様可被申渡候事。

五月廿一日。前田重教の病稍快方に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月廿七日、今日江戸表當廿二日出之早飛脚到着。御前御容躰段々御快復被爲在、廿一日は御小用晝夜五・六合御通、廿二日朝之内二合餘御通被遊、愈御宜被爲入候旨申來。小倉了伯・奥田宗傳も當十九日晝前致參着候由。  
一、六月四日四時、前廿八日申之刻出之早飛脚到着。御前御容子段々御小用御快通、御浮腫追付御消散之旨來る。

五月。金澤の非人頭等その職を辭せんことを請ふ。

〔金澤古蹟志〕



乍恐書付を以奉願候。

一、私共七人先年より御當地非人頭被爲仰付、尤當所に而居屋敷御拜領仕、數代御用相勤申候處、近年以之外難澁仕奉迷惑候。別而御當所大變後は、所々より申請候少々之助力等茂絶々に罷成、猶更困窮仕、其上諸事御用御繁多御座候處、ケ様成行候へば御用等指支申節は一尙申譯無御座奉迷惑候に付、右七人之者共御役も御指除被爲遊被下候様奉願上候。何分にも御慈悲を以願之通御役儀御指除被爲成、札持乞食に被爲仰付被下候はゞ、難有仕合与可奉存候、以上。

石川郡笠舞村領非人頭

寶曆十二年五月

七右衛門印

同 三郎右衛門印

同 次郎兵衛印

河北郡淺野中嶋村領非人頭

理右衛門印

同 間兵衛印

同 市兵衛印

御當所大變は寶曆九年の火災をいふ

同 甚兵衛印

藤内頭 三右衛門殿

同 仁藏殿

六月五日。金澤卯辰八幡社附近より出火し四丁木町に及ぶ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月五日曉天八半時、卯辰八幡道より出火、四丁木二番町邊類焼、六ツ半時鎮火。町支配三百九十八軒、郡方四十四軒、門前三十五軒。町支配こぼち家五軒、支配違同斷。一向宗寺三ヶ寺、土藏一つ、二人死人、町數は十一町与申事に候。

〔御年譜〕

一、六月五日朝卯辰西養寺下出火、六百軒焼失。但一向宗淨行寺・超願寺・卽願寺、山伏三應院等類焼。

七月三日。金澤城造營の大工等工賃に關し抗議す。

〔袖裏雜記〕

七月三日朝、御城御造營に付、大工五百人計御作事所前日帳所に集、如例御門通札渡之、名前相尋候處、作料渡方不承候而者、名前難申旨。其儀者不相知候間、先丁場の罷出候様申渡



候へども、承知不仕、日帳所之邊に屯仕罷在。其段御用番等にも相違、内作事奉行より肝煎を以名前承之相返、其段幕前御用番に相違候趣、委細江戸に申上候紙面之留あり。

七月四日。石川郡鶴來に鑛山を開きて詐欺を働きたる者等追放せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月四日、去年鶴來かな山一件、被召捕居申者上口の追放。

七月五日。羽咋郡阿部屋に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月五日夜五半時、能州御預地阿部屋火事、家數九十三軒、土藏二ヶ所。漸家五軒相残り候由。

七月七日。前田重教の病殆ど癒えたるを以て近侍の士を饗す。

〔政隣記〕

君上御浮腫御滞、今月六日より井上交泰院御療治之處、同二十一・二日頃より段々御快、七月七日御床拂。

〔泰雲公御年譜〕

寶曆十一年  
二月廿七日  
の條参照

今月は五月

一、六月廿日、當九日出之町飛脚到來。御前御容赫彌以御快然。當四日・五日之頃より、御浮腫透与御消被遊、御食餌も爲御養生麥飯迄被召上候所、此間は常之御飯も相交被召上、御氣配愈御宜被爲在候由。

一、七月御前御氣滯段々御快復、當四日御居間前御馬場にて、御近邊之面々馬上御覽。同七日御祝被仰付、御近習之面々強飯・御吸物・御酒被下之。御内々に而拜領物被仰付人々、白銀三十枚・縮緬御羽織一つ横井元泰、白銀十枚・さや御羽織佐々伯順、白銀五枚・紗綾御羽織佐々正益、白銀五枚充櫻井了元・二木順伯、白銀三枚宛津田壽軒・不破元策、此外御居間方坊衆等迄、夫々被下方有之候。

七月廿一日。徳川家治使を遣はして前田重教の病狀を問はしむ。

〔政隣記〕

七月廿一日、御痛未御遊御勝に付、上使御奏者番戸田采女正殿を以、被蒙上使。御名代備後守様。

〔泰雲公御年譜〕

七月廿一日、御氣色御尋之上使御奏者番戸田采女正殿御越。爲御禮御名代備後守様御登營被成候。



七月廿五日。前田重教病後なるを以て就封賜暇の上使を謝絶す。

〔政隣記〕

七月廿五日、君上御痛所に付御暇之上使御断。

七月廿五日。桃園天皇崩御の報江戸に到りしを以て前田重教幕府の大奥に女使を遣はす。

〔政隣記〕

七月二十一日主上桃園院崩御、御寶算二十二。

二十五日右崩御に付大奥に女使被上。

右御不豫就御大切、若御異變候はゞ直に親王様御踐祚可被爲在筈に候得共、未就御幼稚に、緋宮様御踐祚、親王様御十歳計に被爲成候迄、御在位候様叡意御治定之由、今月二十日被仰出候旨、從京都申來、同二十四日江戸に達、二十八日迄五ヶ日之内普請・鳴物御停止。

八月朔日。桃園天皇崩御の報金澤に達す。

〔政隣記〕

八月朔日、主上前月二十一日就崩御、普請・鳴物御停止之儀從公儀相渡候御書付到來に付、

緋宮は後櫻町天皇

諸殺生・普請・鳴物等今朔日より五日迄遠慮之段、御用番前田駿河守殿より御觸有之。  
八月二日。金澤寺町本長寺より出火し野町・石坂町・針屋町・本馬殿町・助九郎町に及ぶ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二日夜六半時、寺町日蓮宗本長寺より出火、甚火勢強及大火、裏へ焼拔、野町三丁目に出、二丁目に懸り、一丁目鍋屋八郎右衛門宅際に而焼留。向之火は大蓮寺切焼留。其火石坂町不殘、但神明宮之下迄残り、瑞泉寺類焼、近藤紀之介類焼、二丁目小路過半焼、御供田屋半焼、成覺寺廂廻迄に而焼留。野町五十七軒、内二軒こぼち家也。石坂町・はりや町・本馬殿町・助九郎町、以上三百九軒、門前地二十七軒、本長寺・大蓮寺・瑞泉寺三ヶ寺。都而町家寺共三百六十九軒。此外御家人之近藤紀之介、其外與力以下之分有之候得共未相知。蛤坂之固は奥村助右衛門殿、橋此方之固は長九郎左衛門殿。八ッ時過鎮火也。

〔泰雲公御年譜〕

八月二日之火事之節、不思議成儀兩條有之。一つは野町邊に巢を掛居申燕、朔日迄居申所、二日朝より類焼の邊一羽も居不申由。一つは眞長寺之稻荷堂の際空地、近年かや筵の楊弓場を建置候所、堂よりは間數五・六尺之處、右楊弓場は致焼失、稻荷之社聊無變事奇特の事也。



八月四日。金澤城の河北御門臺修理成り、石川御門の普請を開始す。

〔泰雲公御年譜〕

八月四日、今日より御番人并役掛り之面々、河北御門臺出來に付往來之事。石川御門御普請始候に付往來指止。

八月五日。富山侯前田利幸卒去の報金澤に至る。

〔政隣記〕

八月五日、出雲守様昨日於御在所御卒去に付、諸殺生・普請・鳴物等、今日より明後七日迄三日遠慮之段、御用番本多安房守殿より御觸有之。但御實名利幸公、御法號霑慈院殿。

八月六日。前田重教平尾邸に散策す。

〔政隣記〕

八月五日、君上御病後御行歩御願之通被仰出。依而翌六日御行歩、御下屋敷に被爲入。

八月十七日。諒闇に付き天機を奉伺する爲使者を金澤より發せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十七日、京都諒闇に付、御使物頭津田五郎兵衛被仰渡、發足。

九月二日。本多安房守の家臣等博奕により處罰せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月二日、房州家中番頭三百石内本岸丞不行跡之趣有之、三百石之内五十石減知逼塞。同平給人百石大森喜藤次、百石之内三十石減知遠慮。今一人同斷。專博奕事之由。

九月九日。前田重教書を金澤の老臣に與へて本年江戸に滞留せんとするの意を告ぐ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

兼而者此節歸國之筈に候處、未歩行しかと無之、登城延引に相成候。左候へば、冬時病後之旅行無覺束候。依之來春迄滯府之儀、老中迄内々申入置候。指圖次第表向願可申候。長き留守中何も可爲辛勞候。彌無油斷相心得可被申候。右之趣に付、可成程人減之僉議、彦三等に申渡候。家老共三人相詰候儀、近年無之事故、一人可相返候。隼人儀續召連候上、此度詰延申渡候儀、一入心外に候間、隼人暇申渡、可相返候。來春歸國之時分、大貳先達申渡候通、留守に相のこし、彦三一人供申渡と存候。御暇之節御禮には、彦三・大貳召連可申と存候。



此等之趣存寄候はゞ、可被申越候、旨上。

九月九日

中將

九月十六日。前田重教尙歩行に艱むを以て引續き江戸に留まらんことを請ひ次いで許さる。

〔政隣記〕

一、九月十六日御滯府御願之處、同月二十二日來春迄御滯府御願之通被仰出。

九月廿一日。徳川家治使を遣はして前田重教の病を問はしむ。

〔泰雲公御年譜〕

九月二十一日、御痛御尋上使御奏者番戸田采女正殿御越。

十一月七日。羽咋郡子浦に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月七日曉天、七つ時以前より能州子浦驛出火、家數三百四・五十軒之所也。翌朝五時過迄之内二百軒計焼失。但通り筋は大方焼、裏町迄相残り候由。

十一月十一日。大小將組佐藤平左衛門盜賊の嫌疑を以て江戸より送還せ

らる。

〔政隣記〕

十一月四日、在江戸御大小將四百石佐藤平左衛門儀、江戸より歸着次第第一類に御預被成候條、歸着次第受取、不縮無之様可相心得旨、今日御用番村井又兵衛殿、御小將頭青木儀兵衛に被仰渡、翌五日一類に儀兵衛申渡之。同月十一日平左衛門儀、一類同詰御大小將横目長田庄右衛門指添金澤歸着。翌年正月二十五日於公事場御吟味之處、於江戸永原藤左衛門紛失之道具取贓候族は無之候得共、江戸表以來御尋之品々申分けは無之候段申に付、人持組本多圖書に御預に相成。依之一類指扣被仰渡。但平左衛門せがれ小膳一類に御預に付、此儀に付平左衛門宅に一類中罷越候儀は、勝手次第之旨被仰渡。

平左衛門舍弟平馬・奥太郎・直次郎、無息には候得共、平左衛門厄介致置候者之儀に候間、外出等不仕様可相心得旨等、夫々御用番前田駿河守殿より、御小將頭遠田三郎太夫に被仰渡。三郎太夫々々に申渡、小膳は幼年に付、一類佐藤久左衛門子時御大將番頭・長田庄右衛門、御馬廻組伊藤彦兵衛に申渡、三人之連判御請取立之、弟三人は尤直判之御請取立之。

但、小膳儀同年三月久左衛門方に引請置度段、御用番の頭より御達申候處、御聞届有之、則引請置候。

寶曆十三年  
正月五日  
和元年三月  
廿五日の條  
参照



一、翌年七月十一日於公事場御吟味之處、永原藤左衛門方の贓物は、家來宮永宅次所爲に而候儀、乍存取扱候段申顯し、去年以來之申分不殘虛言也。依之今日より平左衛門牢揚り屋に被入置、同年十月中旬牢揚り屋を破り可逃出与致候に付、禁牢被仰付。

十一月十二日。前田宗辰の十七回忌法會を天徳院に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月十一日・十二日大應院様御十七回忌御法事、於天徳院御執行。御射手・御異風稽古、御法事前日より相濟候迄、諸殺生等十日より十二日迄遠慮。諸士拜禮如例。兩日於玉泉寺御施行米。

十一月廿五日。前田重教の病癒えたるを以て閣老に廻勤す。

〔政隣記〕

十一月二十五日、君上御痛御全快、今日御老中方に御廻勤。

十一月晦日。窃盜白銀屋與左衛門逮捕せられ、次いで博奕を共にせる者多く處罰せらる。

〔泰雲公御年譜〕

前田宗辰の發喪は十二月十二日なたるを繰上げ

是月は大盡なり

一、十一月晦日白銀屋與左衛門と云大盜被召捕。此者は金澤母衣町枯木橋の下に居住。與左衛門元來能州の産にて、白銀屋に養はれ、其師源左衛門とて北方の名工なり。親は乗空とて後藤家に代々の細工といへども、乗空におよぶ者稀也。當春以來、侍屋鋪へひたと盜賊入、土藏杯も十二・三ヶ所破候は此者所爲之由。黨類も多有之由。且又御馬廻組二百五十石前波儀太夫弟宇太夫は、浪人にて兄の手に罷有候所、頭より申渡有之、縮所へ入置候様申渡候由。此頃塗師忠右衛門与申町人与、博奕の出入に付而之由。右儀太夫妹、十ヶ年計以前出奔、行衛不相知。然處右盜賊の張本白銀屋與左衛門妻にいたし置候旨。此等之趣も致露顯候。

〔越廼白波〕

寶曆いづれの年ならん。是も武用のひとつなる母衣町と云言へるは、金城の城北枯木橋の下、爰に白銀細工する若輩ありし。産は能浦の者ながら、此家に養はれて、家の職なればとて業を學ぶ。其師は桑村源左衛門とて、北方の名工なり。源左衛門親は乗空とて、後藤代々の細工といへども、乗空に出づるもの稀なり。故に金澤の名産となれる家なり。この若ものも此の家の弟子として、日夜にわざをばげむ。されど四民の中、工は殊さらに乏しき者なれば、寒夜に一土器の油火をかゝけて、夜すがらこちくこたがねをならして、淺野川の水音に夜を寒み、寢覺めぬ意に鴛鳴いてかれが比翼の戀路をしたひ、鳴の聲に食慾起りて、此職の細



き世渡りを夜々にきらひ日々とうごみ、只人のたからの羨まし。いはんや其ほごりは風景の青樓多く、城下の目さへ忍ぶの里もの多くかくし、裏に蕩子の魂をうごかし、晝夜入りひたる人多ければ、終に此輩に交りて情歌のもとに身をおけば、金銀はいやましに望ましく、終に盗心きざして、是よりそこばくの家々の金銀を盗み出し、心のまゝに榮耀して色にめで、武門何某の娘を妻に奪ひ、娼婦の名高きむさし野の一もとなる紫といふも彼が妾となり、或はちごり・さよなんご、邪に黄金を蒔きて、しばらく庭の花とながめしも、博奕の志又起り、夜々の結客場に千金を一擲して悉く打負け、終にはよさの海丹後のしまの打着を、吸露門といふなる質てふものにわたし、事はより起り、午の年霜ふり月のするには終に捕へられけるに、凡そ土藏をやぶりたる事十七、金銀萬を以てかぞへ、刀劍は千を以て算ふ。數場の糺明、拷問度々にして白狀に及ぶ。是に依て博奕をなせる友ことごとく召出されしほごに、罪の武門大家に及ぶものも亦多し。其盜める年數久ければ、其手すぢ只秋園の蔓を引くがごとく、騷動終に金澤中を傾けるにいたる。されば死刑に極りし日は、先づ最愛の男子を目前に切つて、極悪の心膽にも鐵丸をころかす血涙をくださせ、其後斷罪にぞ行はれける。死して後、母衣町の舊宅幽魂歸り來つて泣くとして、近隣人懼れける。後の世の罪業猶重く、闇きより闇きに入り、無間業火の責にこそ逢ひなんといふも舌振ふに似たり。されば渠が牢中

昭和元年四月廿七日參照

に有りし時、同牢の者を一味して、牢を破り出でんと巧む。其破る具の仕様才覺人の及ぶべきにあらず。今一夜訴人なくんば、全く牢を破り出づべかりしを、天網は疎なれども漏れずして、終に其事あらはれ、いとゞ罪ふかく、やがて死罪にぞ極りぬ。去れども其人が甚だ柔弱の体にして、久しく附そふ者といへども盗心あることを知らず。初め捕へらるゝ時、人皆誠なりとせず大に驚きたり。深山彦太夫一人こそ、渠が金銀の多きをいぶかり、捕はれと聞く忽ちに家を沽却して他邦に去る。故に博奕の徒の領袖なれども、罪をまぬかれたり。與左衛門常に人のもとに夜話しては、夜更けすといへども獨行して歸ること能はず。必ず人やとひておくらするにあらざれば去り得ず。憶病者なりと人口に沙汰ありし。是渠が計略にして、底心の強悪の賊徒、加越能三ヶ國國初よりいまた如此の隠賊なし。

十一月。下白山の神主・長吏、禁裏より命ぜられたる祈禱に關し爭議す。

〔泰雲公御年譜〕

一、先頃より沙汰有之候。禁裏長橋之局より、御國下白山において御祈禱之事申來候得ども、當時假御宮に付、御造營無之而は重き御祈禱難成旨神主ども申に付、長吏と神主共彼是違論有之由。今般天子御祈禱之事京都より申來候は、神祇伯白川殿より長九郎左衛門殿迄申來、御祈禱料として白銀三枚被差越候由。然共神主共不請合。長吏は假御宮にても不苦由。

本文は十一月中に載せらる



併、先帝崩御已後、諒闇中之御祈禱如何之事に候哉と申來候。

十二月朔日。前田重教病後初めて登營し德川家治の世子の誕生を祝す。

〔政隣記〕

十二月朔日、御病後の爲御禮御登城。御禮相濟候上、若君様西丸に被爲移候段、御老中方御演説。御祝儀當座に相濟、御勤は無之。

十二月三日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月三日、上使御使番黒川與兵衛殿を以、鶴御拜領。

十二月八日。金澤城二、丸御殿の建築成りたるを以て明年年頭の儀式に關する注意を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月八日、金澤御城二御丸御殿出來に付、來正月元日頭分以上登城、年頭御祝儀申上、夫より佳節朔望等出仕も最前之通登城可仕、且又御射初を初御規式も、於二御丸被仰付。將又金谷御殿御間狭に付、當分年頭御禮等長袴着用之儀被指止、類焼之人々も多候に付、暫之内

若君は德川家治の子重基

熨斗目も被指止、年寄中を初服紗小袖・半袴着用可仕旨、寶曆九年被仰出候得共、來年頭より登城も仕候事旁、一統熨斗目着用、以後年頭御禮等長袴着用之儀も最前之通可相心得候。乍然時節柄勝手難澁、類焼後熨斗目拵不申人々も多可有之候間、所持無之人々は、尤服紗小袖・綿衣勝手次第被仰出候段、今日御用番横山山城守殿より御觸出有之。  
十二月十八日。金澤に於いて諸士に本月朔日前田重教の登營せし顛末を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月十八日、一昨日御用番横山山城守殿依御廻文、今日五時頭分以上布上下着用、金谷御殿に罷出候處、左之通御弘之趣御用番被仰渡。依之爲御祝詞、御用番御宅に今日・二十二日兩日之内相勤候様、御横目より例之通申談有之。

前日依御奉書、當月朔日御登城之處、於白書院御病後之御禮被仰上、其上御懇之上意、難有御仕合に被思召候。此段何茂へ可申聞旨、以御書被仰下候。

十二月。深雪の爲家屋多く破損す。

〔泰雲公御年譜〕



一、當暮深雪、町方小家破損三十四・五軒、武家方所々破損有之。上道中別而夥數、中河内、板取邊三丈餘も有之由。

寶曆十三年

正月朔日。諸士二、丸御殿に登城して年頭を祝す。

〔泰雲公御年譜〕

正月朔日、二之御丸に登城、熨斗目・長袴着用。

是の時二丸御殿新營成なりしを以て

正月朔日。加賀藩の幕府に献納したる太刀目録汚損せるを以て書替を命ぜらる。

〔泰雲公日記〕

元日。

一、今日御献上之御太刀目録、裏に朱之様成物付、納り不申。依之西丸に御献上之御目録与振替相納可申候條、早速取替候様御奏者番被御申間に候付、調替之儀聞番より之急使に而申越。追而調替指遣。朱付候御目録追而相返り、少々よこれ之所削り申牀也。

御奏者番之御家來へ追而被下物在之。

正月十二日。長九郎左衛門の家臣加藤吉郎左衛門逐電す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月、長九郎左衛門殿家中加藤源兵衛は、六百石に而内遣與力に候所、先年遠慮被申付、其内に致病死、減知四百石名跡加藤吉郎左衛門給用人相勤罷有候所、當正月十二日逐電いたし候。其子細は、吉左衛門妻は長采男娘にて候所、内々家老三百石堀内七郎兵衛と致密通罷有候儀、家中いづれも存罷有候、吉左衛門儀も存ながら、其身到て不儀成生質に付、其通に見遁置候。然所吉左衛門、去暮養女仕度之由九郎左衛門殿へ相願候所、筋違之趣不調法之旨にて、指扣被申付置候所、堀内七郎兵衛申聞候は、御手前筋違之願沙汰之限に被思召候旨、以之外之御様子に候。指扣までにては事済申間敷候間、了簡いたし身を引可然由進め申に付、家老之申儀寔と相心得、元より鈍成者故、無是非出奔いたし候趣致露顯、堀内は前月廿七日同家老山田何某段々申渡、自宅に致禁錮候由。妻儀は長采男方にて縮いたし置候旨。

正月十四日。前田吉徳の女偕姫名を暢姫と改む。

〔泰雲公日記〕

正月十四日

一、偕姫様、御名替暢姫様。

加賀藩史料 第八編 寶曆十三年

寶曆十一年十一月十六日参照

不儀本の儘



〔政隣記〕

二月廿五日、借姫様御名暢姫様と御改之旨、前々之通を以御横目より廻狀有之。附、是當今御諱と同唱故也。

正月十六日。石川郡三子牛村附近の狼を驅除せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十五日、舊冬より犀川々上山入小原村邊狼荒、男女三人被掛候由。此狼、舊臘十七日大桑村百姓六兵衛五十と申者に飛懸り、腕に少々疵付候得共、狼の兩耳をこらへ放不申、既危有之付、此邊通懸り候者見付致加勢、終に彼狼を打殺候由。此等之趣に付、當十六日三子牛村より小原村邊迄十ヶ村計、村長より申渡、猪・狼を爲狩候由。

正月十八日。前田重教能樂翁の傳授を受く。

〔泰雲公日記〕

正月十八日

一、今日翁御傳受。

正月廿五日。大小將組佐藤平左衛門盜賊の嫌疑を以て御預に處せらる。

本年二月六日の條参照

〔御預人之記〕

佐藤平左衛門、四百石御大小將。寶曆十二年在江戸中賊躰之儀有之、同年十月金澤に被返置處、同十三年正月廿五日本多刑部政康一萬千石、内三千石與の御預。同年七月十一日入牢、翌明和元年三月五日牢死。

正月廿八日。朝鮮人の來聘を迎ふる爲出張すべき諸士を命ず。

〔政隣記〕

正月二十八日、今年朝鮮人來聘に付、山州淀より荒井まで之御用御先弓頭杉浦仁右衛門・御先筒頭矢部權佐は二月二十七日被仰渡。御大小將横目長瀬次郎兵衛・割場奉行宮崎彌左衛門被仰付。

二月四日。持筒頭竹田金右衛門の子才之助、御射手八島兵太夫の子彦太郎と争ひ互に傷害す。

〔泰雲公御年譜〕

二月四日夜九時頃、長町御持筒頭三百石竹田金右衛門嫡子才之助部屋へ、御射手八嶋兵太夫子彦太郎、十五歳いまだ角前髪之由、宵より参り居候由。才之助と兼て男色のよしみも有之



旨。才之助酒機嫌の上彦太郎と及口論、彦太郎火燧に寝ころび居申所、才之助脇指に手を懸候に付、彦太郎起上り候所切付、彦太郎左之小鬢へ當り、餘り右の腕へ被切込候。彦太郎も脇差を抜、打合候て才之助が右の拳に當り候故、脇差取落し、暫待候得と申時、彦太郎此期に臨み待てとは卑怯成と、疊み掛切付申内、振返り候得ば、後の方頸筋へ餘程深く被切込候故、式臺の方へ逃出候に付、彦太郎追掛候へども、勝手は不知案内、暗にて尋候内、臺所へ逃出下へ飛下り候處、追打にいたし候得ば薄手にて候由。夫より露地通り、奥露地等逃廻り、勝手隙子をあげ逃込候に付、續て切込申處、女子臥居申躰に付、彦太郎扱々卑怯成仕形、被出候へ勝負可致と呼り候處、才之助母儀ひたすら詫申内、才之助弟も源三郎も罷出同事に詫申に付、彌罷出候はゞ是にて可致切腹と申候得ども、兎角左右より取付詫申に付、然らば今晚に不限事と申に付、家來兩人差添相返候節、彦太郎如何存候哉、半藏方へ參度申聞、半藏方迄送候由。彦太郎兄猪三郎へ相渡、何分是限に相濟申様申入候へ共、一存に而は難取計、猶一類示談之上可及答と申聞、家來は相返し申由。一類相談にて才之助亂心と申趣に成、今九日縮所へ入置、御用番安房守殿の御届相濟申由。此猪三郎・彦太郎兩人は八嶋半藏養子先達而致出奔候幸左衛門が子どもにて、兄猪三郎は半藏嫡孫に付養子に成、弟彦太郎は兵太夫養子に仕置候由。此兩人は森田勘太夫をひ共也。

二月五日。諸士に從來の諸法度を嚴守すべきことを命ず。

〔御觸并御返之留書〕

従前々被仰出候御法度之品、暨御定書之趣急度可被相守候。尤與力并家來等嚴重可被申渡候、以上。

二月五日

長 九郎左衛門

横山多宮殿

青山將 監殿 以下略

二月六日。前田重教紀伊侯徳川宗將父子を本郷邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月六日於江戸表、紀州様御父子様御招請。御能被仰付、中將様翁御勤被遊候。

翁 高砂 御 頼政 丹次郎 芭蕉 寶生大夫 御中入 龍田 御 祝言金札 彌三郎

二月十八日。前田重教先に徳川家治の世子が誕生したるを賀する爲閣老等を招請す。

〔政隣記〕



二月四日、若君様御誕生爲御祝儀、御老中御招請の事に被仰出候處、來る十八日御出可被成候に付、如前々御使被遣。且御一門様へも被仰遣。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月十八日、去年若君様御誕生爲御祝儀、御老中方御招請御能有之。

一、當十八日御老中方御招請之節、御勝手座敷に而、備後守様・出雲守様御座席之御爭有之由。備後守様、出雲守様より上御座付に成候に付、出雲守様御席違候段被仰候故、御座付之通可被成御座段御返答に付而、御爭被成候處、中將様より今日之儀御了簡違之由、最前之通可被成御座旨御意に付相濟申由。

三月四日。前田重教夫人袖留の儀を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月四日御前様御袖留被遊候。右に付紀州様よりさや二十卷・鯉二喉、同中將様よりさや二十卷・伊勢鯉二本、同御簾中様より御小袖三襲<sup>紅</sup>御箱肴。此方様より御小袖三襲<sup>紅</sup>御肴、淨珠院様も同斷之由。

三月十三日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

紀州様は徳川宗將、同中將は重倫

三月十三日、御歸國御暇之上使御老中秋元但馬守殿を以、縮緬三十卷・白銀百枚、從西御九同斷松平周防守殿を以、紗綾二十卷御拜領。從御臺様御使加藤丹波守殿を以、縮緬五卷御拜受。

三月十五日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

三月十五日御登城御暇之御禮被仰上、御家老不破彦三・西尾隼人御目見。

〔泰雲公御年譜〕

一、同十五日右爲御禮御登城、御鷹・御馬御拜領。不破彦三・松平大貳御目見、縹紗五拜領。

三月十六日。金澤四丁目より火を失す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十六日曉天四丁一番町より出火。二番町少々・三番町・森下町・中通・馬場一番町、不破七兵衛・坂井新左衛門二軒類焼、六半時鎮火。町支配二十八軒、門前地・武士共百八十軒計之由。

三月廿二日。前田重教着城の日二ノ丸の新殿に移徙するを以て諸士に祝

松平大貳とすものには非なるべし



酒を賜はるべきを豫告す。

〔政隣記〕

三月二十二日、二之御丸詰之人々御歩並以上は、御着城之節、今般御城就御造營、御移徙之御祝可被下儀も可有之候條、先内々を以、夫々可申談由、御用番より御横目被仰聞。且夫々手先は受取置候御歩並以下は、右御祝可被下候。御歩並以上之人數は、御横目所可書出之、足輕・小者人數は御臺所奉行可書出之、尤御家人之分迄に而、日雇は可相省旨、御横目中より夫々の申談有之。

但、四月四日二御丸に役所有之人々の、彌被下候段談有之。

三月廿五日。諸士の城中に供ふ從者の數等に就いて令す。

〔政隣記〕

御城中召連候從者數、御定之通彌相違有之間敷事。

石川・河北御門之外一之門に近く下乗有之故に、込合候様に相聞候。毎々より之趣有之儀に候間、兩御門共一之門より二十間計下り、段々下乗等可有之候事。右之趣夫々可被申談候事。

毎々は前々

三月二十五日

右御城代本多安房守殿御横目の御渡、夫々如例廻狀有之。

三月廿六日。前田重教江戸を發して歸國の途に上る。

〔政隣記〕

三月二十六日江戸御發駕。

〔泰雲公御年譜〕

中將様三月廿五日江戸御發駕。

日附前書と  
異なり

三月。寶曆七年以來收穫の減じたる爲藩より償米を與へたる諸村に、自今之を廢止すべきことを告ぐ。

〔司農典〕

寶曆七年大雨に付、川筋村々入川等、山方村々山拔等に而、所々田畠不足高出來之段及斷、諸郡御扶持人等の申渡、變地場所爲致見分、不足高千石に五十石以下之分者、指除不及貪着に候。千石高に五十石以上之分見圖り申渡、去暮迄年々不足圖出候上、夫々御償米被下候。最早年月も立候間、諸郡右變地所本田に立戻り可申處、百姓共不精故与被存候。御郡々今年より爲立戻可申存念之所も有之跡に候。何れにも今年より御償米相願候儀難成候。當時御勝



手御難澁、必至与御指支に付、諸方願之品に取揚難致食着御時節に候條、當時より作人共の申渡、農業せり込御年貢不指支様可爲致候。兼而其心得無之候半而は、行當り可申儀故申渡候條、此段早速末々可申渡候、以上。

未 三 月

改 作 奉 行

能美・石川・河北・口郡・礪波・射水・新川御扶持人・十村中

四月朔日。金澤城内に出仕すべきもの、心得を諭す。

〔政隣記〕

四月朔日、佳節朔望出仕之節御用無之人々、諸役所へ入申間敷候事。

橋爪御門より、御定之外小遣等召連申間敷事。

退出之節、橋爪において家來之者爲呼申間敷候事。

三之御丸橋爪御門内へ、御用掛り之外挾箱爲持不申儀、彌御定之通に相心得可申候。三之御丸に役所有之人々之外者、挾箱揚申間敷候事。

右之趣彌猥に無之様に与、從御城代被仰渡候段、御横目廻狀有之。

四月二日。諸士に命じて前田重教の着城當日御機嫌伺に先だちて新殿移徙を祝せしむ。

〔政隣記〕

一、今般御城御普請出來、御着城當日御移徙之儀に候間、熨斗目・布上下着用、御移徙之御祝儀申上、其上に而可被相伺御機嫌候、以上。

四月二日

村井又兵衛

諸頭一役連名殿

四月六日。前田重教着城の當日御供人に酒食を與へらるべきを告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月六日御宿札之御小將、昨日歸着。道中にて二日逗留有之由。今般之御着城は、御入國之通り御祝事有之筈にて、御供之面々御酒・御吸物、下々は御赤飯被下候旨にて、御臺所奉行被申付候。御城御造營相濟御わたましに付て之由。但越中境迄被爲入候御飛脚昨日到來。御道中御逗留無之、今晚高岡御泊之旨。但御移徙御祝儀之御作法は、白粥之由にて、御歩以上は白粥・御酒・御吸物被下、夫以下は強飯也。

四月七日。前田重教金澤城に着す。

〔政隣記〕

四月七日八半時過御着城。喜六郎殿御式臺鑑板の御出向、并御城代前田駿河守等階上へ、富



永數馬・小堀牛山其外前々之通罷出、夫々御例之通御意有之。御先立西尾隼人。

〔政隣記〕

四月七日、御歸國爲御禮、江戸表わ之御使人持組中川八郎右衛門御目見。其後御年寄衆於席、卷物・御羽織如御例拜領、披露御大小將勤之、追付發足。

四月七日。前田重教歸國御供人及び出迎の諸士に酒肴を與ふ。

〔政隣記〕

四月七日、御移徙之御祝、御供人は旅裝束之儘、頭分は於頭溜之間に、平士者於御臺所頂戴之。爲御待受罷出候頭分・平士も右之通に而、夫々頂戴。御禮は御臺所奉行に申述。

四月八日。表小將橋爪直遠島を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月七日御着、即時四百石橋爪直御目通指扣可申旨被仰出。

一、八日夜に入、表小將御番頭賀古勝右衛門方へ、同役河村儀右衛門・御近習頭河内山七左衛門・御歩横目兩人立合、表御小將御配膳役四百石橋爪直呼立、遠嶋被仰付候旨申渡有之。

罪科如何様之儀不相知。今般御歸之節津幡に而申渡有之、御先立罷歸、御目通指扣候様申渡有之。

山城守は横山氏

一、當七日御着城即日、橋爪直遠嶋之儀被仰出候儀、御前より御直々御近習頭を以被仰渡候事に而、御老中席には翌八日被仰出候に付、山城守隆達被申候は、ケ様之重き御仕置之儀は、先達而同席之面々に被仰渡、各了簡をも申上候上可被仰付儀、御先代より之御格に候。然に御普代之侍過失之儀被仰聞も無之、一旦御直々被仰付候儀は如何敷、先軽く被仰付置、再往御詮議之上、何分にも嚴科に可被仰付儀に候由、再三被及言上候得共、何之被仰出も無之。依之翌九日より病氣之由に而出席無之由。未年若に候所、學才も有之旨。去年御發駕之砌、女中衆江戸表へ罷越候節も、城州言上之趣有之、人數減少之由。  
一、八月十六日橋爪直能州島之地へ被遣、於彼地七人扶持被下之。先年古屋伊織流刑之格之由。御徒目付兩人・足輕四人被指添候。

〔政隣記〕

四月九日、左之通被仰出、同夜頭賀古市左衛門宅に而申渡。

御奥小將 橋爪直

不届之趣就有之、遠嶋被仰付。配所に被遣候迄一類に御預に候條、急度縮仕置可申旨、御用番村井又兵衛殿被仰渡。

附、昨八日被仰出、同夜申渡有之、且八月十六日配所に被遣之。

加賀藩史料 第八編 寶曆十三年

四月九日  
政隣記  
の日附



橋爪直せがれ 長太郎

右長太郎儀、父直に被仰渡之趣に付、長太郎儀も遠嶋可被仰付候處、幼少に付一類共は御預被成候條、十五歳に罷成候者及斷候様、一類共は可被申渡候事。

四月十三日

右御用番より頭市左衛門の御渡之事。

四月十一日。老臣等二ノ丸御殿の落成を賀して物を献る。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月、今般御歸城新御殿に被爲入候に付、御年寄衆并御家老衆より各献上之品。

當十一日

- 御臺子 一飾 前田土佐守直躬
- 御屏風 一双 六枚折。東方朔。西王母。
- 同 一双 二枚折。糸櫻黄八鳥。桃にきし。
- 同 一双 六枚折。四季花鳥。四
- 同 一双 六枚折。山水。
- 御懸物 一幅 鳳凰。

本多安房守政行

前田駿河守孝昌

横山山城守隆達

長九郎左衛門連起

同

御屏風 一双 六枚折。和歌浦。橋立。

長九郎左衛門連起

御臺子 一飾

奥村主水隆振

御餅椀 百

村井又兵衛長穹

御臺子 一飾

同

御屏風 一双 六枚折。鷹箱。

同

御屏風 一双 二枚折。松梅竹。

奥村助右衛門榮輕

同十三日献上。

- 御屏風 一双 二枚折。郭公。司馬温公。
- 同 一双 二枚折。梅竹。
- 御臺子 一飾 前田兵部
- 御臺子 一飾 玉井市正
- 毛氈 十枚 伴八矢
- 同 十枚 不破彦三
- 同 十枚 西尾隼人
- 同 十枚 松平大貳

五月朔日。大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤城に登り二ノ丸御殿の落成を



祝す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月朔日、昨日晝過備後守様御歸邑に付、當所博勞町金屋九郎兵衛方に御止宿。今日四つ時御登城に付、出仕無之。御料理出、四半時御退出。例之通三之御丸より御立戻り御禮被仰上。松任御泊之由に而八時過御立被遊候。

〔政隣記〕

五月朔日四時前、備後守様御使者物頭吉田丹右衛門を以、今般御移徒之爲御祝儀、御樽代千疋・鹽鯛一箱・昆布一箱被進之。同刻過御登城、御對顔之上御退出。且從三御丸御立戻。御迎御送最前同斷。但年寄中等者不罷出。御戻之頃迄御家老伴八矢一人鏡板に罷出。附此度は金谷御殿之振に而、御供之御家老等御料理は不被下之。

〔正徳至天保雜留〕

備後守様今般江戸表より御歸被成候付、未五月朔日御登城御移徒被爲相濟、初而御登城に付、爲御祝儀御箱肴等三種、御登城之節御持參被進候に付、爲御答禮此方様よりも、左に記候御口上書之通被進之、御使者拙者相勤申候。地廻り御使順先寺嶋藏人に候處、痛所有之斷に付、次順番拙者に付如此に候事。

一、御口上書御目錄、於御用所御用人被相渡候。堅目錄箱致持參候事。

一、御口上書左之通。

一、鹽 鯛 一箱 備後守様

昆 布 一箱

御樽代 千疋

御目錄

右御旅宿に致持參可申上趣

今般御城御移徙相濟候爲御祝儀、先刻御登城之節御目錄之通被進、忝被思召候。從是も御祝被成、御樽肴御目錄之通被進候。爲其以使者被仰進候。

五月十三日。紀州侯徳川宗將の使者金澤城に登り前田重教歸國後の動靜を問ふ。

〔政隣記〕

四月廿三日、御婚禮後始而之就御歸國に、從紀伊中納言様、御使者奥頭役を以被仰進候等。依之主付御用御馬廻頭青木勘七郎・御小將頭遠田三郎太夫に、今日御用番又兵衛殿被仰渡。御馳走方御大小將御用に付、江守平馬・津田三郎兵衛に翌日三郎太夫申渡。



〔政隣記〕

五月十三日、紀州様御使者知行高千石十人頭北條宗四郎、今日四時參着。從者侍分六人、廿三人小者、御進物宰領御歩二人、足輕一人、持參人七人、都合四十人也。同日四半時登城。柳之御間二之間に相通、御口上御奏者篠原彌助承之。於檜垣之御間御口上御直に御聞。御進物從中納言様御太刀金馬代、從中將様も同斷、夫々披露有之。畢而柳之御間上之間に而、二汁六菜御料理等被下之、相伴定番頭神保舍人。右相濟於檜垣之御間御直答。御進物添御歩は、御禮人溜下之屏風に而御料理被下之。給事御歩、挨拶等御歩小頭。但宗四郎給仕御大小將。同人退出後、旅宿に御使番を以、白銀二十枚・卷物二被下之。同日七時頃旅宿發足罷歸。

五月十五日。嫁娶を行ふ家に石礫を投ずることを禁止する前令を嚴守せしむ。

〔坂井留記〕

近年御家中侍中嫁娶仕候節、夜中石を打門戸茂損じ、あやまち人茂可有之躰、小身者別而制止可申様無之樣子に相聞候。婚禮之時分礫打申儀堅く不仕筈、先年も申觸候處、相背候段不届之至に候。向後右族之者於有之者、急度可申渡候條、此段家來末々迄嚴重に申渡候様、組支配へ被申聞、組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様被申渡、同役中可有傳達候事。

中將は徳川重倫

右之趣可被得其意候、以上。

五月十五日

宮崎長太夫殿

本多安房守

五月十八日。前田重教小松城を巡見せんとするの意を老臣に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

在國之内領分全巡見之儀、越中・能登に相越鷹つかひ、其節先々に而止宿之儀等、護國院殿御代願に而相濟有之候所、終に巡見無之由に候。依之此度發駕前月番右近將監に相達し、聞届相濟候。小松城巡見之儀、兼而大望に候へども、わけて先代に届無之ゆる六ヶ敷候處、段々申込、勝手次第と相濟候而、右城近々可致巡見心得に候。長日に候へども即日之歸には巨成可有之候。町屋之内一宿致し、城中とくと見分、往來に鷹つかひ可申候。供廻り之儀、地廻り鷹野、又者鶴來邊行歩に出候ふりに可申付候。秋に成候へば短日、來春發駕前は巨成候間、來月初頃迄之内可越候。越中筋者毎年往來大てい見分之事、能州は程も有之儀、延引にても不支事故、先可致延引候。此趣心得に申達置候。

五月十八日

年 寄 中

中 將



右に付僉議之趣申上候處、此度先御延引、秋之事に可被遊旨被仰出有之。

五月二十日。前田利長の百五十回忌法會を越中高岡瑞龍寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十日瑞龍公百五十回御忌、越中高岡於瑞龍寺御法會御執行に付罷越候面々。御法事奉行前田駿河守、御名代村井又兵衛、詰奥村助右衛門、寺社奉行大音七左衛門・永原求馬、火消役上坂兩左衛門・永井織部、御施行奉行寺西勘五右衛門・笠間宅左衛門、會所奉行奥野嘉藤次、割場奉行榎内藏太、改作奉行安井左太夫。右跡拜見二十一日男、二十二日女に候處、夥敷致群參、二十二日は怪我人も有之由。右御位牌番、御馬廻組より出る。當十七日罷立、廿一日罷歸。會所銀百石六十目宛借用相叶、路銀等百石十五匁宛相渡候。北川伊之丞・富田治部左衛門・堀平次衛門・武藤庄右衛門・氏家庄左衛門・板坂市右衛門・石野儀右衛門・大塚長太夫、右八人也。

一、當十九日・二十日於寶圓寺、瑞龍院様御位牌に諸士拜禮被仰付。

一、同廿五日出仕以上、今般御法事首尾能為濟御祝儀申上る。

五月廿三日。本日以降諸役人に前田重教の儉約に關して老臣に與へたる親翰を示す。

御親翰は五月廿八日の條に載せたるものと同一意なるべし

〔政隣記〕

五月二十三日、寺社奉行・公事場奉行・御奏者・御算用場奉行・江戸御留守居・御用人・宗門奉行・御儉約奉行・御射手裁許・御異風裁許・聞番・盜賊改方・御附物頭・御臺所奉行・御細工奉行・御留守居魚津在住・今石動等支配・御横目・御馬奉行・御普請奉行・御作事奉行・會所奉行・割場奉行御呼出、一役宛於柳之御間、御年寄衆等御列座に而、今般御儉約之儀に付年寄中迄御親翰被成下候由に而拜戴被仰談、外に御年寄衆御覺書御渡之事。

〔政隣記〕

五月二十五日、大がね奉行・奥御納戸奉行・内作事奉行・外作事奉行其外諸奉行、不殘御呼出、御親翰拜戴等二十三日同斷。

五月廿七日。前田重教諸奉行を召して自ら儉約を命ず。

〔政隣記〕

五月二十七日、御算用場奉行より御細工奉行迄御呼出、御前に被為召、御儉約方之儀御直に被仰渡。

五月廿八日。老臣等諸役人に對し儉約實行に關する意見を上申すべきこととを命ず。



〔政隣記〕

五月二十八日、御用番横山山城守殿より御用有之由に而、定番頭より以下定番御馬廻御番頭迄御呼出に付、各登城之處、於檜垣之御間、年寄衆・御家老衆御列座に而、山城守殿被仰渡候は、今般御儉約之儀就被仰出候、御儉約に可相成儀存當り有之候はゞ、無泥可申上与御演述之上、猶又覺書一役の一通宛御渡。則左之通。

御勝手御難澁至極に付、江戸表御要脚者勿論、御領國諸方渡り方も被押置、大坂表御借銀方も以之外六ヶ敷、御才覺も相調不申に付、諸事必至与御指支、公邊御勤向をも欠可申躰、甚御辛勞被遊候。依之御家格をも御改、三・五年之間は萬事を御指省、嚴敷御儉約被仰付、御勝手御取直し不被成候半而者難成事に候條、此段諸役人等一統申合、從前々之御格式流例等に無貪着、御儉約に可成品存寄之儀、無泥拙者共相達候様申談、早速詮議御儉約之筋相立候様可仕趣等、拙者共御前被爲召段々御意有之候條、得其意、御儉約に可成品之儀、存寄之趣以紙面可申聞候。只今迄御難澁とは乍申、今年に至而は最早可被成様も無之、大切之場に至候。如斯に而者可被渡下品々も、尙更相滯可申候條、右之趣一統承知仕、御儉約之筋相立、御勝手御運ひも出來、公邊御勤向も缺不申、可被渡下品々も相滯不申様に相心得候儀、肝要之事に候段、今般諸役人申渡候條、各々も被得其意、御儉約之筋存寄も候はゞ、

無泥可被申聞候事。

五 月

五月。富山侯前田利興先に日光靈廟修理の助役を課せられたるを以て加賀藩に合力を求む。

〔政隣記〕

二月十日、出雲守様の日光御靈屋・奥院共御普請御手傳被仰付。藤堂和泉守殿・相馬彈正少弼殿に茂被仰付。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月、此間富山出雲守様日光御佛殿御普請御手傳、從公儀被仰渡候に付、金子五萬兩御無心被仰越候。依而町中・御郡方へ御借銀被仰渡候由。

一、出雲守様より、日光御佛殿御普請御手傳之儀に付、此方様の御合力之儀御願被成候付、町方へ二千百貫目、御郡方へ九百貫目、都合三千貫目、金子高五萬兩之積被仰渡有之候得共、近年町方及困窮、中々難差出様子、兩町奉行より段々願之筋有之、畢竟可及騒動体に付、高相減、町方より三百貫目、御郡方より二百貫目差上候趣に相成候。  
一、六月十五日富山様より御願之銀子百二十貫目被進。



六月四日。御馬廻組前波儀太夫等博奕を行ひたるを以て一類預に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月四日御馬廻組二百五十石前波儀太夫・弟左膳、百五十石同苗平丞・養子七左衛門、右三人一類へ御預被成候。右は去大盗白銀屋與左衛門一件与申事に候。

一、八月十八日前波儀兵衛公事場に而吟味有、白銀屋與左衛門一件吟味之所、本多房州家中七十石矢島治左衛門主人預、前田駿州家中其餘陪臣町人等十二人被預候。

六月九日。儉約を實行する爲諸役所の木炭使用量を減ぜしむ。

〔政隣記〕

六月九日、就御儉約今日より諸役所圍爐裏・臺子共炭、只今迄之半減四百目宛に相成。

六月十二日。徳川家重の三回忌法會を如來寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十二日、惇信院様御三回忌御法事、於于如來寺御執行、御法事奉行本多安房守殿。

六月二十日。徳川吉宗の十二回忌法會を神護寺に執行す。

明和二年十月廿四日  
參照

左膳は儀太夫の侍にしりて三人とありは四人なり

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿日、有徳院様御十三回御忌、於神護寺御執行。御奉行山城守殿。

六月廿七日。上野常照院々代の金澤城に登りたる際三ノ丸橋爪まで乘輿を許したる與力等遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

六月廿七日、當朔日上野常照院々代登城之節、三之丸橋爪迄致乘輿候儀に付、其日當番富永小左衛門・成田三郎左衛門・遠藤治兵衛・角尾忠太夫四人遠慮。河北御門當番之與力神戸半太夫・大屋久左衛門・板坂彌右衛門三人同斷。御門番中組足輕四人追籠被仰付。

七月廿一日。前田左膳不行跡を以て養生と稱し縮所に收容せらる。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十一日前田左膳病氣に付爲養生縮所へ入。色々不行跡有之内、先頃夜中泉野西瓜島へ賊來盗取候に付、百姓折合候へども捕得不申、急に追懸申に付、盗之刀・脇指、并黒ころ單羽織を脱捨有之を拾ひ取、御算用場へ訴出。右之黒羽織紋所菊一文字之由。左膳夜中近習者召連、納涼に出候節之仕形に候哉与風説に候。

左膳は道  
柯食祿七千  
石



七月。白山比咩神社の神主等祈禱に關し社僧と争ひ爲に禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、白山に而御祈禱被仰付、右長吏与神主出入有之、元來於神前御祈禱は、跡々神主中相勤候舊例に候所、長吏相勤候儀者舊儀に違候。長吏は護摩等致執行候節は、是迄於本地堂に相勤、本社に而執行之節者、二柱より内へは長吏は入不申舊例に候。然所當時假殿に而、二柱之埒与爾相知不申に付、長吏修行之護摩煙、右二柱之内へ入申旨に付、神主共長吏を護摩壇より引落、散々及打擲、獨鈷・金皿類も打損、言語道斷之無禮に付、寺社所より足輕五人・小者六人指遣、頭取之神主四人召捕來致禁牢候。

八月三日。朝鮮人迎接の爲に派遣する人員を減ず。

〔政隣記〕

八月三日、前記正月二十八日記之朝鮮人御用請負に相成、其上御勝手御難澁に付、被遣候御人御減少、御横目等不及罷越に段、今日御用番奥村主水殿夫々被仰渡。

右御用罷越候御先手杉浦仁右衛門、矢部權佐は、今月十一日於御次小判百五十兩宛、割場奉行宮崎彌左衛門は七十兩、御歩横目は二十五兩宛拜領被仰付、九月六日於御表向仁右衛門・權佐は生絹三疋、彌左衛門は同二疋拜領被仰付、如御先例於御居間書院被爲召、御意有之。

九月朔日。前田重教能美郡小松に放鷹す。

〔政隣記〕

九月朔日六時過御供揃に而、五時前從奥之口御出、小松に御放鷹。今夜・明夜小松御止宿、三日七時御歸城。

但、御留守之内御門々々六時切に建之。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月朔日快晴、中將様能美郡御放鷹、小松邊御巡見。五つ時御出、御馬上、御鐵炮二挺・御空穂御鎗三筋・御眉尖刀・御具足等爲御持、小松御城番前田兵部御供、御城御巡見。此儀は御先代様より御遠慮之趣に候得共、於江戸表御領國御巡見御願、御聞届有之。御旅館は小松町沓屋与申者方に而御止宿。是は備後守様御往來之節御宿相勤候者也。御供人何茂町宿に而、賄等は致請負申旨。翌二日は御船に而安宅邊御遊覽、引綱等被仰付、小松梅林院に而連歌御興行、賦物の連歌。

賦物本の儘

何路

幾秋も梅にぞ神の花もみぢ 御作代

松蔭清し露の玉垣 御惣代

本文は七月に載せらる寶曆十二年十一月参照



水ながく月を砌の榮有て 能舜

明行方は山ぞ數添ふ 田順

鳴鳥の尾上の雲は色くくに 長久

戦ぐに草や野風なるらん 往易

村むらのたけも朝氣の深翠 喜滿

涼しき御影豊なる空 執筆

一、同三日晝八つ時、中將様小松より御歸城。水嶋より松任迄早乗被遊候に付、御供相續候は、表小將柁源左衛門・御徒横目飯尾淺右衛門・御徒西川庄太夫・御備一人。相續趨申者柁源左衛門へ染絹二反被下、其外夫々被下方有之。

〔螢廻光〕

寶曆十三年壬午九月朔日泰雲院殿小松に初て被爲入、三日御逗留、御城内外委しく御巡覽、湖中船御逍遙あり。然に三日晝八つ下りより、遽然として馬を飛され、御一騎驅にて御歸城なり。御供之面々驚き、追々驅出けれども、追付人ひとりもなし。金澤端にて御待合御歸城なり。其夜暮過より風吹出し、次第に大風砂石を飛し、大木吹折れ候事數不知、潰れ家そんじ家夥しく、伽藍の棟々を損じ、扉吹破れ、戸障子を吹放し、隣々の通も吹倒され、一步も

あゆみがたし。只埋火を覆ひ、いかなる家々にも灯火吹消して、暗夜に兒女泣聲計なり。朝風止みて、鳶・鳥・雁・鴨其外翅ども吹散されて死せし事夥しく、實に稀代の大風成し。其後も大風吹て、並松倒れ、或は一郡の内五軒十軒潰家はあれども、此時は峯々谷々家毎の大木を吹折、村々の潰れ家多く、恙なき家は稀なり。其頃の老夫も、かほどの大風は覺なしと言へり。其後七十年来是に似たる大風もなし。

九月四日。領内に大風ありて損害多し。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月四日曉天雷鳴三聲強風有之。大風相成、所々破損多。野田道松木十四本吹折或は根返。寺町邊倒木にて損家二軒。御厩橋倒木にて老女一人相果候。其外御圍塀損、門等吹倒多有之候。曉天之雷三度目殊外強、其光り長さ十間餘幅五間程之物空中を通り、其後大風吹出申候。正徳二年八月十日横山風予申鳴候大風よりは、今一篇強、羊角風杯にても候哉。御城下破損夥敷、金澤廻り并近在潰家三百六十軒餘、浦々獵船損失無限候。小松御城も破損夥敷、大正持三國邊も同斷に候。京・大坂・近江・越前・若狹等同事之由。京・大坂邊爰許より時刻少早く、九時半より吹出、八半時吹止候由。大坂は別而強、川口に繋置候大船川上へ吹上、橋に障り、橋落、川端潰家も有之。其外繋船損夥敷由。越前船橋も吹落、往來留相成旨。



上道小松邊並松五百本餘吹倒候。惣体山方は風當無、海邊夥敷當申候。能州は御城下よりは格別強、疊を吹上庭へ吹出申体也。一宮本社及大破候。

九月六日。前波七左衛門等博奕によりて禁牢を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月六日先達而親共へ御預に相成候前波平之丞養子七左衛門、同苗儀太夫嫡子左膳、於公事場吟味之上禁牢。儀太夫儀は御馬廻二百石、平之丞百五十石。但養子七左衛門は左膳弟之由。儀太夫儀は四・五日以前病死。是御門前町塗師何某博奕事之旨。

九月七日。吉利支丹類族黒田壽證院の死亡したることを届出づ。

〔金澤八軒町人由緒帳〕

先年御穿鑿被仰付候吉利支丹黒田權丞曾孫本人同いち孫、但きち娘壽證院儀、私共は御預置被成候所、今七日未之上刻、七十六歳に而、公儀町善照坊方において致病死候に付、私共死骸見届申候處、病死相違無御座候故、其段先達而町御奉行所は御斷申上候間、且那寺金澤安江木町一向宗専光寺に而御座候に付、死骸相渡申度奉存候間、此旨町年寄衆は被仰入可被下候、以上。

寶曆十三年九月七日

南町 升屋 奎兵衛印

明和元年二月廿八日  
廿四日の條  
参照

紙屋	善右衛門印
藤屋	市兵衛印
印判屋	五右衛門印
北間屋	權太郎印
平木屋	五郎右衛門印
平野屋	半助
組合頭	權兵衛
戊亥屋	

肝煎 三右衛門殿

右組合之人々書付之通相違無御座候、以上。

肝煎 三郎右衛門

町年寄 孫兵衛殿

同 宗右衛門殿

先年御穿鑿被仰付候吉利支丹黒田權丞曾孫本人同前いち孫、但きち娘壽證院儀、當末九月七日七十六歳に而致病死候に付、拙僧且那寺故、右死骸御渡遣に請取申候。則地内土葬に取置可申所、空地無御座候に付、先達而相願候通、當寺末寺善照坊於地内土葬取置申處相違無御

加賀藩史料 第八編 寶曆十三年



座候、以上。

寶曆十三年九月七日

金澤安江木町一向宗

專光寺判印

町年寄 孫兵衛殿

同 宗右衛門殿

吉利支丹黒田權丞孫本人同前いち孫、但きち娘壽證院儀、當未九月七日七十六歳に而、公儀町善照坊方において病死仕候付、私共死骸見届申候處、病死相違無御座候。於旦那寺に爲取置候様に被仰渡候に付、金澤安江木町一向宗專光寺にて土葬に取置可申所、專光寺境内空地無御座候に付、末寺善照坊方にて土葬に爲取置、則寺取置證文を取上之申候、以上。

寶曆十三年九月七日

町年寄 孫兵衛印

同 宗右衛門印

町御奉行所

九月十一日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

九月十一日粟ヶ崎邊御放鷹。暮前御歸、御仲間一人相續候由。

九月十六日。大小將組津田伊右衛門亡氣を以て知行を沒收せらる。

〔袖裏雜記〕

左之通覺書九月十六日遠田三郎太夫に渡之。

津田伊右衛門御大小將也

右伊右衛門儀、當五月朔日致他出、夜中罷歸候節、道を踏迷ひ用水に落、其内夜も明、土佐守下屋敷等において、不埒千萬成爲躰之様子、委曲達御聽候。畢竟亡氣之躰と被思召候。依之知行御取上、御扶持方二十人扶持被下置候間、引籠罷在候様可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

右伊右衛門知行高は四百石也。右一件頭よりも言上、御横目よりも言上、世評は柵内藏太方に仲間共等罷越、酒に人參を入爲給候へば、伊右衛門平常肝氣有之生質之處、肝氣充り、右朔日朝前田土佐守下屋敷に、無刀に而罷越、最初は祖き居申躰。其内帯ゆるみ衣類脱け、裸に成、下帯茂取落し馳廻り候由。依之御用番より頭を尋候處、伊右衛門縁者三嶋安右衛門方に、母・せがれ一所に參罷歸候節、氣配勝れ不申、不斗用水に落候迄は覺候へども、如何いたし上り候哉覺不申旨申。安右衛門にも尋有之處、同様に申、世評とは相違ながら、世評專に而、以來之御縮方之爲、亡氣之趣を以、亂心等之者に大抵五百石以上は二十人扶持、以下者



十人扶持、御歩並・御切米之者に五人扶持被下候。自害仕損候者等に候へば、十人扶持可被下候へども、ちと様子違候付、前段之通伺之。且一類の御預置と申に而も有之間敷と僉議之處、右之通被仰付候也。亂心者は一類御預也。

九月十八日。前田重教自ら能を演じ老臣等をして觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月十八日、今日御敷舞臺に御能、六半時始八半時終。御年寄衆・御家老衆勝手次第見物被仰付名目に而、押立申儀に而無之、拜見之面々定服之儘見物也。御中入にも御料理被下候名目無之、御賄与申儀に而、御年寄衆常之席に而一汁三菜、坊主通に而被下候。小堀牛山にも拜見被仰付、其外御近習并頭は布上下着用也。御前翁被遊候事。松雲院様にも翁御傳授被成候得共、終に無之、神道は吉川惟足に御傳授之儀舊記に相見え候。喜六郎殿にも御能御見物被遊候。

〔泰雲公御年譜〕

一、此頃の狂歌、世の中は四つ猿樂に晝坊主八つ町人に夕暮の武士。是は能役者ども殊の外時めき申を讀申体に候。

九月廿九日。能美郡島田村等の稻架繩を切る者あり、尋いで全郡に犯罪

本文は年譜  
三月中に記  
さる今こ、  
に附記す

者を搜索す。

〔螢廻光〕

寶曆十三未癸。何者か九月廿九日夜嶋田村・松梨村のはさ繩を不殘切捨たり。不作にて見分請ざる内は田は刈らさじとて如斯なり。此事改方役所へ聞え、所爲人を召捕て出すべしとの嚴令也。依能美郡之浦々山々の隅々に到迄、諸百姓・頭振・婦までも、最初手先十村迄一人宛呼出し、吟味の上口上書の判をこれり。然れ共所爲人知れざる故、再び御扶持人十村に支配の十村指添、村々を廻りて穿ちての吟味也。人別の口書紙二枚餘數百通にして、筆持ほどの者雇はれ是を認め、極月に到迄此騒動終に不知。今江村源助の筆頭にて捌也。

十月朔日。一ノ丸御殿造營に就いて功勞ありし者に賞賜す。

〔政隣記〕

十月朔日、御普請御用懸り之人々左之通拜領被仰付。

- 生 絹 三疋宛 三輪藤兵衛 馬淵嘉右衛門
- 同 二疋宛 御作事奉行 本俣平太夫
- 染 絹 五端宛 水越八郎左衛門 高田治太夫



紗綾 五卷 御城代  
 同 二卷 前田兵部  
 染 絹 二端宛 内作事奉行  
 白 銀 一枚宛 御大工等

右之通。但三輪・高淵・本保の者、外に御内々を以染物三端・白銀十枚宛拜領被仰付候事。

十月十八日 前田重教能を催し老臣をして之を觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

十月十八日御能有之。六半時より何れも登城、年寄衆拜見被仰付。

十月十八日。白銀屋與左衛門破獄を企て、密告せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月十八日、先達而公事場へ致入牢候佐藤平左衛門、白銀屋與左衛門等七人相牢之處、其内佐藤・白銀屋・今一人、以上三人申合、白銀屋才覺に而八寸釘一本拔取、柄を仕込、所々之釘を抜、自由に被破候様に支度いたし、自分着物に而股引も拵、今朝六つ時牢を逃出申圖りに候所、相牢之者より右巧之趣牢番迄及訴人、今日公事場殊之外騒動。逃支度いたし候三人之者呼出、嚴敷吟味有之由。残り四人は、或は病人、足立不申者も有之、不同心之者はし

め殺可申旨、三人之惡黨申入、無是非同心いたし候旨。

是月は小盡なり

十月晦日。朝鮮の使節既に壹岐に達したるを以て加賀藩の吏を京阪に出發せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月廿六日、朝鮮人壹岐國へ着船之旨、江戸表より飛脚到來に付、矢部・宮崎當廿九日發足之旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月、京都へ罷越候杉浦・矢部・宮崎當二日、韓使近々着津先達而献上之御鷹來着に付、大坂表へ罷越、對府之役人中致通達、暫逗留罷有候旨。朝鮮人も當廿日頃には大坂へ可參之由。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月晦日自京都飛脚到來。大坂より當十三日杉浦等三人歸京。韓使も當月中旬大坂着津之様相聞候得共、筑前藍嶋へ當月三日夜着船候使有之候以後、副使之舟少々破損有之、此間修補。其上大坂に而越年は彼是指支之趣候故、態与海路にて越年の圖りを以、大坂着來春に至り可申与の沙汰に候。諸侯方御馳走之所々人馬等、先達而被指出置候衆中過分之失脚之



由。畢竟諸國共に聞番之未熟にて可有候。當廿一日、朝鮮人献上之御馬五疋并着添候韓人三人大坂へ參着。三使之船は來正月下旬にも可相成旨申來る。

十一月七日。後櫻町天皇將に即位の禮を擧げ賜はんとするを以て前田重教使者を京都に派遣す。

〔袖裏雜記〕

御即位に付、京都に之御使者前々萬石以上に候へども、御時節柄に付、萬石以下に而も苦かる間敷、御用人にも僉議之上、八月九日伺之處、前田圖書七千石内七百石與力知可被仰付旨被仰出。

〔政隣記〕

十一月六日、御即位に付京都に之御使人前田圖書に、於年寄中席卷物・羽織拜領被仰付。披露御大小將。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月七日五つ時、京都當今御即位御賀使前田圖書被仰付發足。最初は本多圖書に被仰付候得共、同人に佐藤平左衛門御預に付、振替り申旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月二十七日前田圖書京都より歸着。先頃上京之節、越前白鬼女舟渡に而、前田氏被

即位の禮は十一月廿七日に在り

通懸候處、少以前福井之使者は無難に相通、前田氏には水増舟立がたき由、舟賃過分にねだり、舟出し不申に付、暫猶豫之内、功者成家來淺瀬を致見分、圖書は馬上に而相渡、從者は歩に而何茂無難に相涉候に付、鯖江領故役人中に此旨被申達、往來爲差支申旨被申斷候に付、渡守仕置に逢可申哉と申事に候。

十二月六日。御射手毛利伊平太家藝に精熟するを以て弓料を給せらる。

〔泰雲公御年譜〕

十二月六日、御射手毛利伊平太家藝情に入、第一年中之中り平均九步七・八厘之旨達御聽、爲弓料五十石拜領被仰付、外爲御褒美金子十兩被下之。

十二月廿四日。本郷邸廣敷の中藁葛籠に潜みて缺落を謀る。

〔泰雲公御年譜〕

十二月廿四日之由。江戸御屋敷御廣式御端女青柳と申女、いたづらものにて女中・仲間を、のかし申儀略相知申付、先達而御暇被下、部屋道具引申ゆるゑ、御門通手形申請差出置、取に向次第に相渡候筈に候處、其朝に至り御中藁何某と申女相見え不申旨に付、御廣式中は不及申、雪隠等迄無限相尋候へども、一圓居不申に付、彼青柳引申道具之内封付葛籠、かたづけ候時甚重く有之に付、何茂不審思、封を切改申所、彼中藁上に小袖を被りかゞまり居申を見



付、吟味有之處、青柳与申談、度々野郎と出會、衣類等もすくなく相成候に付、可爲致欠落支度青柳進め申段致露顯、御廣式に當分縮所出來入置候由。此女は御國産、野町瑞泉寺一萌之娘之由。

十二月。一、丸御殿に於ける恒例の煤拂を停止す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月三日今夕節分。御城中御追儺御年男渡邊安兵衛勤之。但舊臘御煤拂は無之。都而御新殿は三年之間御煤拂無之例。

是歲。白銀屋與左衛門と博奕を共にせる諸士閉門等を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

主計町白銀屋與左衛門等博奕一卷之連中に、諸士之内も有之。右之趣盜賊改方より委曲言上。諸士之名前は口書に省き候而、名前別に言上に付、交名書被渡下。與左衛門等手前公事場奉行吟味者、右諸士之名前出不申様内分心得申渡。右に付僉議左之通伺之處、伺之通被仰出。

深尾 安左衛門

安左衛門儀、常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申様も可有之哉与御猶豫被成置候處、相

正月は明和元年

本件は月日を詳かにせず  
明和三年三月廿二日參照

嗜不申、不届之至被思召候。依之閉門被仰付。

吉田次郎左衛門

栗田十郎兵衛

青木善太夫

坂井八丞

右四人同文言。

瓜生伊兵衛

伊兵衛儀、常々不行狀之段相聞え候。無息之儀、愼申儀も可有之哉と、御猶豫被成置候處、相嗜不申、不届之至に候條、爲致外出不申様、伊兵衛親善太夫に可被申渡候。

遠田 源右衛門

源右衛門儀——無息之儀——源右衛門親十左衛門に可被申渡候事。

瓜生善太夫

右善太夫三男伊兵衛儀、常々不行狀之段相聞候付、爲致外出不申様に今般申渡候。御家中之人々子弟成立之儀、前々被仰出之趣も有之候へば、加異見相愼候様に可仕處、疎略之至に候。依之役儀被指除、遠慮被仰付候條、此段可被申渡候事。



遠田 十左衛門

右十左衛門儀、せがれ源右衛門儀常々——依之遠慮被仰付候條、此段可被申渡候事。

是歲。江沼郡山代に於いて藝子芝居を興行す。

〔螢廻光〕

母之物語りに聞、享保の末か元文の頃か、山中に上方より役者來りて芝居あり。是は加賀國にて芝居の創りなりとかや。夫より年經て、寶曆十三癸未山代に藝子芝居有しが、其芝居直に申へ來り、夫よりあやつり人形・歌舞伎或は大相撲・曲馬・かる業の類、連年興行して絶る事なく、今は常となれり。

明和元年

正月朔日。前田重教金澤城二ノ丸御殿に於いて年頭の拜賀を受く。

〔政隣記〕

元日、頭分以上六時長袴着用登城、於御式臺御帳に附、於柳之御間御禮。且諸大夫衆も着服長袴に而、若年寄以上於檜垣之御間年頭御禮。但近年於金谷御殿年頭御禮之節、御太刀等披露無之候得共、今年年頭御禮之節より御太刀等披露有之。且獨禮之分は鳥目も披露有之筈之

段御用番被仰渡候由、舊臘八日御横目廻狀有之。

正月二日。松囃子の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月二日夜御松囃子。御盃頂戴人等、御用懸り之人々共、今晝より先規之如く長袴着用。但舊臘五日長袴之儀御用番被仰渡候旨、御横目廻狀有之。

正月四日。射初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月四日、御射初等御規式都而御前例之通。

正月四日。百姓の富突札を購ふを禁ず。

〔司農典〕

越前并大聖寺御領・能州御料地・御領國之内にも富突有之處、札百姓共致取遣候沙汰有之候。惣而百姓之儀者、請負杯之可致取遣様會而無之候。若左様之族於有之に者、右札に當候銀不殘取揚可申候條、此旨末々頭振に至る迄、不相洩様急度可申渡事。

正月四日

改作奉行



諸郡御扶持人・十村中

正月六日。藩内に初めて富突を行ふことを公許す。

〔政隣記〕

富突寶曆十年以來、所々に有之候得共、内々に而被押立候處、同十四年正月六日御用番前田駿河守殿、左之通御聞届、願之通被仰届、御縮方之儀夫々被仰渡有之。

十三會 寺中。五會 神明。十會 石動山。

右石動山は、田井天神社内にて相願候得共聞届無之、於能州興行致候様被仰渡。

九月七日卯辰八幡社於社内十會、黒津船八會富突。十月廿一日白山富突、卯辰於觀音院札開。但長吏願。閏十二月六日卯辰觀音院十會、小松梅林院十五會。

明和二年六月廿六日、越中大岩山日石寺、同國安居寺富突。小松養福院六會、能州三崎高勝寺大宮十五會、野町於神明富突。十一月朔日能州一宮二會、寺中於社頭興行。

明和三年四月十五日、能州瀧谷妙成寺萬人講三十五會、札開所卯辰三寶寺、金銀取遣所卯辰蓮花寺。十二月二十日俱利伽羅長樂寺富突十二會。

明和四年五月三日、石動山社爲修覆用、萬人講十五會、寺町於眞長寺興行。九月四日白山社頭爲造營萬人講三十會、長吏神主願。同十八日植生八幡宮社寺等修覆十會、札開所鍛冶町

八幡社内。十月十九日能州吼木山法住寺爲堂社修覆十會、札開所宮腰道入寺。

十月二十六日、越中立山岩崎寺諸堂爲修覆、萬人講十三會、山之上春日於社頭興行。芦崎寺同斷、津幡於弘願寺興行。但札渡銀子受取渡所は、於觀音町壽經寺取嘴。御用番山城守殿御聞届。

十二月二日、能州富木大福寺萬人講十會、泉野寺町眞長寺同斷四會、御聞届。

〔三州奇談〕

頃年所々の佛閣造營の爲とて、富突と云ふ物はやりて、纒のあたひを定めて、多く札をよせ、錐を以て箱の中を突きて、一丁に依、過分の金銀を褒美として相渡す。是が爲に、人々家を沾却しても、札を入れてをします。彼の札開きの日に至りては、一心に神佛を念じ拳を握りて待つ。此故にや、佛閣社頭の札を突く所に於て、箱の中へ錐を下す度ごとに、穴の間より火燃え出るを見ると云ふ。心を静めて見るに違はずと云ふ。此事聞きて、さては富突の金銀は、人の執念深き銀にこそと云ふ者あり。此論紛々として決せず。

正月十二日。十村等金澤城罹災以後初めて藩侯に拜謁す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十二日十村共御禮申上る。御城御焼失以後、十村共御料理被下候儀相止、御料理代



として白銀十匁充被下候。大澤村内記は、御扶持人十村之内に而第一之高年、今年八十歳、行步達者に而御禮申上る。

正月十九日。二ノ丸御殿詰合の諸士に具足の鏡餅を分つ。

〔政隣記〕

正月十九日御具足の鏡餅・御雑煮・御吸物等、如御先規詰合一統被下候、前々頭分以上は躑躅之間に而、平士以下は御臺所に而頂戴之御格に候得共、當時躑躅之間無之に付、於御臺所之内席分け有之、頂戴被仰付候事。

正月廿二日。柘植要人會所銀上納の期を誤りたるを以て指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

松崎喜兵衛柘植要人借用之會所銀等、去暮上納相濟不申旨、當二日要人申聞候。要人儀不勝手者、才覺等調兼、上納日限延引仕候處、氣滯に而御番引仕罷在候故、舊臘晦日同組喜多岡平右衛門せがれ太郎左衛門相頼、銀子渡遣候處、太郎左衛門彼是仕候内、夜に入會所へ罷出候處、奉行罷歸候以後に付、上納相洩申趣喜兵衛紙面指出申候。元文二年十二月御大小將國澤與三左衛門勝手指支、會所銀利足上納不仕候處、指扣罷在候様被仰渡候。且又去年七月小松御詰米等下裁許御歩鈴木兵右衛門。此度要人儀、畢竟等閑に相心得居申故与相聞え、不

念之至に付、其分に被指置候而は、是以後上納銀縮方も猥に可罷成儀に付、追而被仰出候迄、自分に指扣罷在様申渡、太郎左衛門儀は代番相勤罷在候故、是又追而被仰出候迄、御番相勤候儀自分に指扣罷在候様申渡置、追而御免之儀宜敷時分相伺可然旨、何も遂僉議、昨廿二日別紙之通被渡候旨に、正月廿三日江戸に言上。

松崎 喜兵衛  
佐藤 久右衛門

柘植 要人

右要人儀、去暮當り返上之會所銀元利、才覺に不調に而上納日限相延、舊臘晦日喜多岡平右衛門せがれ太郎左衛門上納之儀相頼、銀子相渡候處、太郎左衛門手前にて及遲滯、夜に入會所相濟、上納相洩候由。右之通相頼候儀候はゞ、如何様にも取計上納不相洩様可仕處、其儀無之等閑に相聞え、不念之至に候。追而被仰出候迄、自分に指扣罷在候様可被申渡候事。

喜多岡平右衛門せがれ 太郎左衛門

右太郎左衛門儀、柘植要人上納會所銀元利上納相頼候に付、舊臘晦日八時過請取候處、會所へ罷出申儀及遲參、夜に入會所奉行罷歸候後にて上納相洩候由。會所奉行罷歸候はゞ早速宅へ罷越遂示談申敷、又は右之趣即刻要人へ可相達處、其儀無之、不念之至に候。追而被仰出



候迄、御番相勤候儀自分に指扣罷在候様可被申渡候事。

正月 同廿二日渡

〔袖裏雜記〕

柘植要人、會所銀上納不念之趣有之、明和二年正月自分に指扣罷在候様被仰渡、指扣中同年十月病死仕候。前々遠慮人等跡、子細無之候へば無相違被仰付候。要人は不行狀者之段專取沙汰有之候間、遺知三百石之内百石御減少、二百石に被仰付、末期養子賢五郎幼少に候間、二百石之三之一六十石、來年可被仰付哉与伺之處、伺之通被仰出。

二月八日。前田重教本年の參觀の期を定む。

〔政隣記〕

二月八日、御發駕御日限來月二十八日与被仰出、十一日御泊之筈。宿割所、當十三日より御禮人溜の屏風圍出來。三月三日より御宿拵役所初る。

二月十日。町人木念屋傳七、割場足輕新保彌次郎に殺害せらる。

〔泰雲公御年譜〕

二月十日、昨夜五つ時過、堅町秋元幸次郎宅座敷露地垣際に而、堅町木念屋傳七与申者を割場足輕新保彌次郎打殺候。其身は縁に腰懸自害相果候。博奕口論之由。檢使今七半時罷越、

死骸翌朝引取候旨。

二月十五日。朝鮮聘使江戸に來著す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月、朝鮮人去年霜月より今日來る明日くると申沙汰計に而、當年に到り候てもいまだ不參候に付、京童部の狂歌。

唐人は淀の川瀬の水車けふもくるくあすもくるく

一、村井又兵衛殿儒者中西市進、去年霜月朝鮮人來聘に付、贈答之望に而大坂の罷越居申由に候得共、來着延引、其上旅資も乏敷相成、待付不申、去春罷歸候由。

一、二月朝鮮聘使前月廿日夜子刻大坂參着。如定大坂御堂に五日滯留。

一、二月十五日朝鮮聘使江戸表へ來着、旅館東本願寺也。同十八日本願寺に上使松平右近將監殿武元・松平右京太夫殿輝高。同廿七日朝鮮使登營。三十一日江戸發途歸國。

二月二十日。前田重教その女邦姫の前年出生せることを披露せしむ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

邦姫出生之儀、先達而各承知之通に候へ共、一統には不存趣に候。いつ迄如此候ても不相濟

加賀藩史料 第八編 明和元年

邦姫の出生は寶曆十一年七月十三日なり



儀に候間、急度弘とは無之、役人共承在之様寄々可被申聞候。近習之面々には直々申聞置候、以上。

二月廿日

中

將

年 寄 中

朱書。各僉議に而宜敷存候。尤横目は申渡に不及候。以上。

被成下御親翰何も奉拜戴候。——奉畏候。依之護國院様御代、喜代姫様・總姫様御出生之節、御弘様之事有之候哉与相考候處、年寄共・御家老役・若年寄役は、江戸産婦之方平産、御女子様御出生、随分御達者之段早飛脚を以申來候。此段何もへ可申達由被仰出候由、遠田故勘右衛門演述に付、何茂より御祝詞申上、一統御弘と申は無御座候。享保十四年龜次郎様御出生之節も、右御出生之儀一統御弘は無之、御出生之御男子様御名、安藝御前様より前田龜次郎殿与御書付被進候。依之御名之儀、思召も有之候間、末々迄殿付に唱候様に可申渡旨被仰出候付、別紙留帳書拔之通申渡候。右之趣に御座候間、今般も御役人等へ寄々申聞候に不及、是以後邦姫様御用向等之儀、表立取捌候様に有之、おのづから承知仕候而可然哉与、何も僉議仕候。夫共御役人など承知仕候様に可被成思召も御座候はゞ、別紙覺書之通御横目は相渡、御役人等承知仕候様寄々可申談候哉。以上。

二月廿一日

奥村 主水

右別紙は爰に略す。

二月廿二日。馬廻組の士生駒藤九郎等不行狀を以て知行を召放さる。

〔政隣記〕

二月二十二日、左之通御馬廻組三人御知行被召放。三人共去年石原某与申浪人宅に罷越、同入方に抱置候梅与申女之髪を切候等之依不行狀有之也。

- 四百五十石 生駒藤九郎
- 二百石 櫻井木曾右衛門
- 百五十石 田邊銀左衛門

〔泰雲公御年譜〕

二月二十二日、生駒藤九郎御馬廻四・田邊銀左衛門同百五・櫻井木曾右衛門同百石、去年十一月九日夜笹原彌助家來石原九兵衛娘を、町醫師何某方にて致遊興、跡々より御停止に候所不作法之族、其上不埒至極之趣委細被遂御吟味、不届に被思召候に付、御知行被召放候之旨。生駒・田邊は病氣に付、頭九里縫殿御用番之頭澤田七兵衛同道、兩人宅へ罷越御意之趣申渡候旨。生駒身當之頭林源太左衛門、江戸より罷歸痛有之引籠不能出。櫻井は一類之内土師清太夫同



道、廿二日晝七時九里氏へ罷越申渡。田邊は兄平田惣次郎其外一類共相詰候。生駒は夜生駒政五郎方へ引取候由。

二月廿八日。白銀屋與左衛門と共に博奕を行ひし諸士の刑を定む。

〔袖裏雜記〕

白銀屋與左衛門等博奕同類諸士等之内之分、於公事場同所御横目より、與左衛門手前内密承糺、名前直に言上に付、則言上紙而被渡下、改方より上候名書与、右御横目より上候名書互に増減有之故、引しらべ候而伺之要左之通。二月廿八日

津田三郎左衛門

高田善左衛門

橋本平左衛門

不破權左衛門

中川 丈 助

右五人者、先年閉門等被仰付候者之處、博奕宿仕に付、御知行被召放に而可有御座候哉。

平田故宇右衛門せがれ 長 太 夫

宇右衛門先年閉門被仰付、御免之節減知被仰付候處病死、跡目御延引之處、長太夫博奕宿仕

明和四年八月廿三日の條參照

に付、跡目之御沙汰不被及に而可有御座候。

津田數右衛門

石黒平兵衛

大屋半左衛門

福田彌八郎

由比九郎太夫

姊崎貞右衛門

山田仁右衛門

山本吉太夫

葛卷彦太夫

神戸三太夫

大村五兵衛

名越勝左衛門

神戸傳太夫

黒田彌太夫



松本與次右衛門  
原 新左衛門  
野坂助 八

右十七人、常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申儀も可有之哉と御猶豫被成置候處相嗜不申、不屈之至に被思召候。依之閉門被仰付候段仰渡、御免之節不殘減知被仰付可然候。

町附足輕 田中喜太夫

右度々寄合博奕仕候。侍に准候時は追込に候へども、御免之節御切米御減少被仰付候儀六ヶ敷、旁常々不行狀等之趣相聞候條、御扶持召放候様申渡可然と奉存候。

鹽川政太夫嫡子 儀左衛門

政太夫常々不行狀之由相聞、儀左衛門今般博奕一卷の者に付、跡目之節遂會議可奉伺候。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十一日御知行被召放人々、組外四百石橋本平左衛門、同三百石津田三郎左衛門。

本知四百石、先年閉門被仰付御免之節二百五十石減知被仰付、只今百五十石組外不破權左衛門。

本知三百石、父跡目被仰付候節二百石減知、只今百石組外高田善左衛門。

本御切米五十俵に而表御徒、先年二十俵被減、只今三十俵定番御徒中川丈助。

閉門被仰付人々、二百石御馬廻組山田仁右衛門、同二百五十石黒平兵衛、同百五十石、由比九郎太夫、同二百石大屋半左衛門、同二百石津田數右衛門、同二百五十石山本吉太夫、定番馬廻百五十石原新左衛門、同七十石野坂助八、同八十石福田彌八郎、組外三百石葛卷彦太夫、同三百石神戸三太夫、御射手百五十石姉崎貞右衛門、與力百石神戸傳太夫、御鷹匠御徒黒田彌太夫、御細工者松本與次右衛門、以上閉門十五人。

跡目無御貪着、御異風百五十石平田長太夫、御扶持被召放町足輕田中喜太夫。

右御知行被召放或閉門いたし候人々、白銀屋與左衛門一卷ども、又前廉之御折檻にも懲不申、專博奕等惡事増長故に候。右御知行被召放或閉門等數人頭々に而被仰渡候は、前々不行狀之趣共御聽に相達候、相愼申儀可有之哉と御猶豫被成置候得共、其心得も無之、沙汰之限被思召候。依之御知行被召放或は閉門被仰付候由。但御家中不行跡之人々、此間致沙汰候は惣而露顯、達御聽候分五十七人有之由。

三月二日。小松城番の選定方に關して定む。

〔袖裏雜記〕

左之御請紙面之留あり。御加筆物之留等は不見。



被成下御加筆奉拜戴候。小松御城番小幡九兵衛儀、當春小松順番に御座候處、持病之喘息不  
宜、御免除奉願旨書付指出候付、小松表元來濕地故、無病成者は格別、左も無之者は持病等  
に相障、難儀仕躰に御座候間、是以後御城番被仰付、三四度程も相詰候もの、御免除被成候  
様仕度、詮議之趣奉伺候處、紙面之趣被聞召届候。追而は此趣に可奉伺旨奉畏候。

三月二日

村井又兵衛

附箋。猶重而増補左之通。

小松御城番小幡九兵衛、當春小松詰順番之處、持病之喘息不宜、急に全快難仕躰に付、右御  
城番御免除願書附出、御免被成可然旨等詮議、玄蕃等迄申達候。就夫小松表元來濕地、無病者  
は格別、左も無之者は持病等に障、難儀仕躰に候間、是以後三四度程も詰候者御城番御免、代  
人被仰付候様仕度、病氣にて御斷御免候者は、快氣仕候ても、先は四五年も外役撰省き候故、  
左様之節指支申趣も御座候。御上より御免候へば、年月不立内外役に被仰付候てもつかへ不  
申旨等、二月五日<sup>明和二年也</sup>伺候處、紙面之趣承届候。追而此趣に可被伺候与以御加筆被仰出。

三月三日。寺社方與力遠田小右衛門藩侯に蹲踞の禮を缺くを以て奉行よ  
り指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

寺社奉行の

寺社方破損修理裁許與力 遠田小右衛門

右當三月三日寶圓寺の御參詣之節、御往來共山門之内へ蹲踞に罷出候儀相洩、不調法之至に  
付、急度指扣罷在候様被申渡置候由、其節紙面を以被申聞候付、達御聽候處、指扣罷在候儀  
御宥免被成候條、此段可被申渡候。向後入念候様可被申渡候事。

三月六日。金澤卯辰に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月六日六半時過、卯辰出火。八幡の下木綿町四十九軒燒亡、四半時鎮火。

三月十六日。與力柴田百助博奕宿をなしたること露顯し出奔す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十六日與力柴田百助出奔。右は當二月十日秋元幸次郎宅に而、前夜致博奕宿及騒動  
候儀御吟味に相成、幸次郎儀いまだ幼少者、伯父與力柴田百助儀致同居罷在候處、兼々人集  
いたし候事粗致露顯、外より逃込候者之由申飾候事皆繕り事之旨に付、追而御下知可被仰出  
旨に而、其間百助儀急度差扣罷在候様被仰渡置候處、今日致出奔候由。外一座之者に候哉、



五、六人同道に而出奔之由。房州家中之者二、三人有之旨。

一、四月、先月十八日江州木之本旅宿屋山田屋五兵衛方に、金澤者と相見え候侍一人止宿。道連三人、是は彦根領之者之由。右金澤休之者、假名生國相尋候得共不名乗、皆々寢静申頃彼侍相見え不申。尋申處、襖一重あなたの間床前に而致自殺居候に付、亭主大に驚、早速彦根に相達、檢使相立、懷中相改候得共名書は無之、前田家之御系圖、外に秋元与申系圖有之。且又金子三兩二步、丁銀・小玉百二十五匁、鳥目二百五十銅有之由。金澤表へ申越候得共、爾与相知不申、彼方に而死骸取納漸相濟候由。右秋元系圖も有之候得ば、出奔之柴田百助に而も無之哉与申事に候。百助出奔は十七日、相果候は十八日、差急罷越候は、木之本邊へも至り可申哉との取沙汰に候。

一、江州木之本宿に而、旅人致自害候者は、柴田百助に相違無之に付、一類之内御鷹匠松宮清左衛門并御算用者阿閉庄太夫兩人、爲取誘罷越候由。

三月十九日。前田重教石川郡宮腰に散策す。

〔政隣記〕

三月十九日晝過より宮腰邊に御行步。

三月廿二日。前田重教諸士に判物を授く。

〔政隣記〕

三月廿二日、御判物等頂戴被仰付。且去年八月四日頂戴被仰付候節は、御殿御造營後初めに付、御國入後初而之振に而、御作法書も出、御式臺向當番御大小將も、布上下着用に候得共、此度御作法書も出不申、當番御大小將も常服に候事。

三月廿三日。大聖寺侯前田利道參觀の途金澤城に登る。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十二日備後守様御參勤に付、今日當所御止宿。翌二十三日御登城、御下以後兩御寺御參詣、八時御旅宿金屋方御立被成候。

三月廿四日。山村嘉右衛門指扣中危篤に陥りたるを以て之を宥す。

〔袖裏雜記〕

朱書。可指免、此段可被申渡候。

山村嘉右衛門儀、會所奉行被仰付置候處、不相應に付、去々年十月役儀被指除、自分に指扣罷在候様被仰渡、相愼罷在候處、當廿一日朝より煩出指重候付、青木儀兵衛相見廻候處、重病大切之体に罷成候に付、此段内々申聞候。在命之内指扣御免許被成下者、難有可奉存旨、儀兵衛紙面一昨日指出申候。前々之例相考候處、中村故五兵衛・中村久兵衛指扣罷在候處、氣



色指重、寶曆三年九月御免被成候。與力内藤勘兵衛寶曆八年七月より指扣、同十一年四月病氣に付御免被成候。嘉右衛門儀御上の懸り不調法等之品は無御座、最早三ヶ年に及申儀、重病大切之躰に罷成、老年之儀にも御座候間、指扣罷在候儀御免被成可然と、何も僉議仕候、以上。

三月廿四日

村井又兵衛

儀兵衛紙面爰に略す。即日御加筆被仰出、即申渡候趣御請あり。

三月廿五日。大小將組佐藤平左衛門牢死の後縛首の刑を宣告せらる。

〔政隣記〕

一、寶曆十四年春煩、三月六日牢死、二十五日左之通落着被仰付。

覺

御大小將組 佐藤平左衛門

右平左衛門儀、去々年十月於江戸表、小間物屋平六の刀一腰賣出候。右刀は永原藤左衛門御小屋の賊入被盜物之内に付、頭より様子相尋候處、佐藤金太夫より願越拂出候旨に付、段々途吟味候處、手懸候而者盜不申、若黨宮永宅次儀、右御小屋の入、刀・脇指等品々盜取候様子及白狀候。其身手懸候而盜取不申旨に候得共、申分不分明相聞え候。假令盜取不申候而も、

寶曆十二年十一月十一日  
十一月十三日  
十一月十五日  
參照

宅次賊仕候儀乍存、致荷擔賊物取扱賣出申儀に候得者賊同事之仕形、其上申合宅次を欠落爲仕、且又金太夫の重き品致申懸、剩多田蜂助等申談牢屋を破り逃出可申段、重罪至極に付縛り首に被仰付候。

右平左衛門せがれ

佐藤小膳

右小膳儀、依父之罪殺害可被仰付者に候得共、平左衛門儀致牢死候に付、死刑一等御宥免、越中五ヶ山之内の流刑被仰付候。小膳未幼少に付、先只今迄之通一類共の被預置候條、及十五歳候はゞ、及斷候様可申渡旨。

右平左衛門手前、於公事場途吟味候趣致言上候得ば、如此被仰出候處、先達而申達候通致牢死候。平左衛門家財關所被申付帳面二冊同様に記、公事場の可有御指出候旨、又せがれ小膳も右之通候條、此旨一類の可有御申渡候、以上。

申三月二十五日

奥野主馬印

永原求馬印

篠原孫助印

遠田三郎太夫殿



猶以小膳儀、今年何歳に罷成候哉可有被申越候、以上。

附、平左衛門儀遠田三郎太夫組也。

一、右之通落着就被仰出候、翌二十六日平左衛門一類指扣御免被仰付候事。

三月廿七日。朝鮮使節を迎ふる爲加賀藩より派遣したる足輕等追込に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、去冬朝鮮人御用方に罷越候足輕、京都に久敷逗留中、右人馬請負對馬や助右衛門・下裁許坂本や九郎右衛門与申者、江戸に而此方様御座敷へも致出入、御用承り申者に付、足輕とやくく申懸、金子借用いたし候由。再應借用頼懸、過分金子高に付、右下裁許より御徒横目迄相達致言上、奉行手前よりも尤内々言上、於割場足輕共手前吟味人之口書取立、御用番へ御達申旨。追而御下知可被仰出由。江戸表右請負人方御穿鑿有之迄、右足輕共御僉議落着中徘徊留申渡有之。小頭・小者裁許・留書役、凡七人之旨。

一、三月、朝鮮人御用罷越候足輕之内、請負人手前より金子致借用候七人、廿七日小頭・留書・小者裁許被取放、追込に相成候。

三月廿七日。前田重教明日參觀の途に就くを以て留守中の定書を披見せ

しむ。

〔政隣記〕

三月二十七日、如例御用番依御廻文、今日人持・頭分布上下着用登城、明日就御發駕有之、爲伺御機嫌御帳に附、於御帳前御留守中御定書披見退出之事。

三月廿八日。前田重教金澤を出發して江戸に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十八日朝快晴、中將様江戸表に御發駕、御供揃六半時に而五つ半時御出、高岡御泊之旨。御供御家老津田玄蕃正昭・伴八矢方殺。右御當日奥小將五百石湯原屯・御小將三百石田邊何五郎遠慮被仰付。

四月九日。前田重教江戸に着す。

〔政隣記〕

四月九日御着府。十三日上使御老中松平右京太夫殿。

四月十五日。前田重教登營して參觀の禮を行ふ。

〔政隣記〕



四月十五日御登城、御參勤御禮。玄蕃・八矢御目見如前々。御歸館後御弘有之。

〔徳川實紀〕

四月十五日、松平加賀守重教をはじめ、參勤十一人。

四月廿六日。金澤に於いて諸士に前田重教の登營したる始末を告ぐ。

〔政隣記〕

四月廿六日於金澤、出仕以上之人々御弘左之通。依之登城之面々御用番御宅に爲恐悦參出。

中將様當九日無御滯御着府之處、同十三日上使松平右京大夫殿を以被爲蒙上使、同十五日御登城、於御黒書院御禮被仰上、御懇之被蒙上意、津田玄蕃・伴八矢御目見被仰付、重疊難有被思召候旨、以御書被仰下。此段何も可申聞旨も被仰出候事。

四月廿七日。窃盜白銀屋與左衛門生胴に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月廿七日大盜白銀屋與左衛門生胴被仰付、駿州家來木村惣太夫相勤候由。與左衛門せがれ十三歳罷成候者、刎首相成候。

〔金澤古跡志〕

蘭山私記に云、與左衛門は金澤母衣町枯木橋の下に居住す。寶曆十二年の春以來、侍屋敷へひとと盜賊に入、土藏茂十二・三ヶ所破りける。尤黨類も甚多し。藩士馬廻組三百五十石前波儀太夫の妹十ヶ年許以前出奔行衛不知處、與左衛門妻に致し置たる由此頃露顯す。さて與左衛門は寶曆十二年十一月晦日被召捕、明和元年四月廿七日生胴之刑罰に被命。前田駿河守家來木村惣太夫方に相勤居る與左衛門せがれ、十三歳に罷成、刎首の刑に相成とあり。

〔刑法拔書〕

主計町 白銀屋

生 胴

與 左 衛 門

右之者寶曆十三年賊之儀に付召捕、遂吟味候之處、數年來數十ヶ所にて賊仕候へ共、品物員數相知不申。誰彼寄合博奕仕、且又御馬廻組前波儀兵衛娘と密通罷在、互に申合、其自宅に呼寄隱置、殊於公事場相牢之者申談、牢屋を可破仕形有之候事。  
一、せがれ一人有之、死罪に被仰付候事。

五月廿二日。金澤城河北御門普請の主任を遠藤三郎太夫に命ず。

〔政隣記〕

五月廿二日左之通被仰渡。



河北御門御普請に付御用被仰付。

御小將頭 遠藤三郎太夫

右之通に候得共、御用番は先只今迄之通に相勤候筈之處、指支之趣共有之に付、六月二十二日より御用番不相勤之。

六月十三日。江戸に於いて改元の事を公布せらる。

〔政隣記〕

六月十三日、明和に改元、於殿中御弘有之。御登城御斷、御老中ら御使被遣之。

書經堯典に云、百姓昭明協和萬邦云々。高辻大納言殿考之由。

右於金澤は、同月廿七日前田駿河守殿・本多安房守殿より、當十三日被仰渡候由從江戸申來候旨御觸出有之。

〔泰雲公御年譜〕

一、此度明和と改元に付狂歌。

困窮の世に生れ逢ふめいわくを明和と留めて末は繁昌

六月十三日。本多圖書の家來等富突落札の事によりて争鬪す。

〔泰雲公御年譜〕

改元の事は  
六月二日に  
在り

一、六月十三日、本多圖書家來富突札之申分にて及口論、一人は即死、外に手負三人。徒組之者共之由。右手負候以後逃出、近付之者之方へ參居申所召捕來候由。石動山富之落札之儀に付而之口論之旨。

六月廿六日。金澤茶屋町より火を失す。

〔政隣記〕

六月廿六日、金澤。今夜六つ半時頃茶屋町能登屋五郎兵衛家より出火に而、愛宕下より觀音町裏迄、四丁木町一番丁半分、森下町裏迄等家數六百軒計焼失。夜九半時頃鎮火。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿六日夜六半時、卯辰八幡道出火、能登や五右衛門与申者家也。八幡神祠不殘焼失。町奉行支配之分五百三十六軒、寺社門前地等七十軒餘、都合六百軒餘。

六月廿九日。年寄中の式日に諸頭・諸役人より書類を提出すべからざるを令す。

〔政隣記〕

六月廿九日左之通御横目ら被仰渡、例文廻狀有之候事。

加賀藩史料 第八編 明和元年



諸頭・諸役人より年寄中席に相違候御用之趣、不差急品は式日には差扣候様前々申渡候得共、其以來不差急書付等出候儀有之。於席僉議等之障に相成候間、不差急品は式日差扣候様寄々可申渡候事。

甲申六月

七月十八日。前々より發布の法令を遵守すべきことを告ぐ。

〔明和元年御觸并御返書留〕

従前々被仰出候御法度之品、暨御定書之趣、急度可被相守候。尤與力并家來等嚴重可被申渡候、以上。

申七月十八日

長 九郎左衛門

横山多宮以下は長九郎左衛門の組下なり

- 横山多宮殿
- 青山將監殿
- 寺西彈正殿
- 前田式部殿
- 三田村内匠殿
- 篠原帶刀殿

- 青木新兵衛殿
- 津田外記殿
- 笠間宅左衛門殿
- 有澤才右衛門殿
- 矢部權佐殿

七月廿四日。中村左次馬の子主税その若黨を手討とす。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十四日、今晝中村左次馬家來若黨喜助与申者過言に付、左次馬せがれ主税拔打にいたし候處、頭に當り逃出候も追懸、式臺にて追打、肩口五寸許切込候へ共門外へ逃出、向之松崎喜兵衛へ逃込、同人小者走出捕置候所、追付左次馬より、家來不届有之手打に仕候處、疵淺く御屋敷へ逃込候間、被相渡候様申遣候へ共相渡不申。左次馬同苗いどこ中村市郎左衛門罷越、喜兵衛に對面にて漸相渡、即時に主税致手討候。今日五つ時檢使相濟。

七月。前田重教本郷邸に於いて孔雀を飼育す。

〔泰雲公御年譜〕

七月於江戸表、中將様酒井左衛門尉様の御所望に而、孔雀御貫被遊候處、餌は毎日螻蛄六十

酒井左衛門尉は忠寄



充飼に成申に付、御屋敷中掘候得ども、只今頃は拂底故、鳥屋共方より御買上に相成候。金子三兩充に賣申に付、餘り御費有之、御國へ可被遣哉与申事に候。

八月十八日。鹿島郡所口に雷火あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十八日夜中雷雨之節、能州所口へ雷以上六つ落。雷火にて七十軒計焼失、人損餘程有之由。

八月廿四日。遠所奉行に命じて領内に薩摩芋を栽培するや否やを調査せしむ。

〔國事雜抄〕

薩摩芋・琉球芋、御領國に出來候様に可申付旨被仰出候。

前々越中筋には出來之由。今以出來、賣買にも相成候程にも有之候哉。右芋土地より出來之否有之、且種はいつ頃蒔、いつ頃出來与申儀、早速紙面相調可申聞旨、村方に申渡候間、各支配之内にも有之候哉、委曲紙面を以可被申聞事。

右之趣僉議可被申聞候、以上。

八月二十四日

御算用場

出來之云々  
本のまゝ

遠所奉行等連名殿

八月。博奕を以て處罰せられたる津田數右衛門閉門中病歿す。

〔袖裏雜記〕

甲申十月々切物之内。

一、津田數右衛門儀、當三月閉門被仰付置候處、當八月病死仕候。恐多御座候に付、其身は勿論、一家共よりも跡式之儀不奉願候。閉門之内病死仕候者、跡目被仰付候例御座候儀承及不申候へども、數代御奉公相勤候者之儀御座候間、御憐愍を以、何分其名跡之儀御沙汰御座候様仕度奉存候。數右衛門せがれ所持不仕、娘一人罷仕候に付、續は無御座候へども、森田勘太夫三男全助今年二十二歳罷成候、此者右娘の養子奉願度内存兼而申聞置候。則閉門以前相認置候遺書、并先祖由緒一類附上之申候。實方をひ成田三郎左衛門三男仙十郎儀、今度四歳罷成候ても、未幼稚ものに而、年齢相應不仕候付不奉願旨申聞置候段、澤田十郎兵衛紙面共三品——。

但、閉門之内病死仕、跡式被仰付候先例見當不申候。猶更被仰出次第、僉議之趣可申上候。正月十六日、數右衛門跡式可被仰付事にて無之候。しかし紙面之趣ども不便成儀被思召候。似寄之例も有之哉と被仰出に付、伺紙面之内。

正月は明和  
二年



津田數右衛門跡之儀、先例遂僉議候處、享保十年佐々木太左衛門御大小組に而御近習番閉門の内病死之處、跡不被及御沙汰候。太左衛門儀、堀主馬一卷に付閉門被仰付候躰に候へども、留爾と相知不申候。今般數右衛門、白銀屋與左衛門等と寄合博奕仕候に付閉門被仰付候。跡御沙汰御座候はゞ、當時閉門被仰付置候者共病死仕候へば、頭より相願跡目之御沙汰有之様相心得候ては、御縮方も相立不申、其上數右衛門實子之男子も無之儀に候間、旁遺言之御沙汰に被及間敷儀と僉議仕候。

僉議之通被仰出候段、二月十三日江戸御家老より申來。

九月四日。儉約の爲本郷邸に於ける小將等を歸國せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

九月四日、江戸表御儉約に付、御小將四人中村勘次・渡邊幸助・青地求馬・樋口權三郎、其外足輕・小者五十人計御返し候趣。表小將横目辻平之丞、御近習番箕輪德兵衛、御細工小頭山本十兵衛も御返也。

九月廿五日。御算用場奉行前田主殿助等その職を辭せんとして慰留せらる。

〔袖裏雜記〕

前田主殿助

右御算用場奉行并御預地方御用共御免除願之趣書付、以添書被上之、入御覽候處、存寄之趣被聞召届、無據儀に被思召候。乍然御借銀及莫大、六ヶ敷御様子有之振に候へば、只今餘人に被仰付候而も、格別之取捌可有之儀共不被思召候間、乍大儀先只今迄之通相勤、猶更同役申談、御勝手御取續被成候様遂僉議、存寄之趣年寄共等可及示談候。御前にも、御思慮被遊候品も有之候はゞ、追而可被仰聞旨被仰出候事。

右之通可申渡旨、又兵衛より申聞候付、今廿五日主殿助儀私宅に召寄申渡候。

不破忠太夫

高山善左衛門

各儀御算用場奉行御斷被申上度旨、書付被出之候付、入御覽候處、存寄之趣被聞召届、無據儀に被思召候。乍然御借銀莫大に及、——被仰出候事。

右之通於金谷御殿同日申渡候、以上。

九月廿五日

奥村主水

右に付、重き被仰出難有仕合奉存旨等之御請書付、夫々出入御覽。

私宅は奥村主水のなり



是月小盡なり

九月晦日。犀川大橋の普請に着手す。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、今年犀川橋及大損懸直候事、町中入札に可申付旨觸有之候。跡々假橋とも百二・三十貫目之御入用に候處、今般七十五貫目落札に而被申渡候。
- 一、九月二十五日犀川橋下舟橋普請初、雇舟十四艘。先年橋掛直は元文三年七月十七日事始有之、同年十月十一日出來。其節奉行は千五百石九里覺右衛門貞直・千二百石富田内藏允景忠、凡百日計に出來也。今茲明和元年迄凡二十七年也。
- 一、十一月二十七日、犀川大橋普請一昨二十五日致成就、今日より往來、當九月二十九日より今日迄五十七日目に出來也。

廿五日以後文の廿九日とあるを是とす

十月十一日。二條家の雜掌佐々木右京金澤に來る。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、十月十一日、長九郎左衛門殿家來馬乗役田中源五左衛門、實父は先年家中徒之者奉公いたし、人裁許茂いたし候由。本名は不存、異名とらうだけ与申者。組外多羅尾八平次方に罷在候内、博奕に而致出奔候者之子に而、田中故伴左衛門に由緒有之、致養子置候由。右とらうだけ江戸に罷出候而、井上河内守殿に致奉公、押目付役相勤居、段々致登庸、後知行五百

得府に繪符

石被給、家老役迄經上り、及老年候に付傍輩之子を致養子知行を讓、其身致隱居、京都へ罷出姓名を佐々木北翁与改、近年は井上河内守殿より暇を貰ひ、二條様の雜掌相勤、佐々木右京与相改罷在候。如何に而金銀相貯候哉、當時一萬四千兩之分限与申事に候。右之趣に付、源五左衛門も折節致上京逢申由。此由緒に而長殿其外へも、源五左衛門口入を以、宮様がねとて今年迄少々宛銀子用立候由。然處京都御扶持人木下平七郎杯致取持、彼是取組、御家中之諸士困窮に付銀子取替、且御上之御用にも相立可申旨に而、外銀主共致荷擔、宮様がね之趣に而餘程銀高も指出候圖り之由に而、今般故郷之儀兼而用事も有之由、二條様の當分相願御暇被下、當十一日金澤に參着、法船寺町田中源五左衛門方先達而致普請落着候由。途中二條様御家來之得府に而、紫之幕打家來數多召連、夥數行粧に而罷越候由。當十四日夕方九郎左衛門殿に相招、家中醫師横井三柳相伴に而饗應有之旨、寔に希代之事に候。其節駿河守殿又兵衛殿にも來會有之由、同十六日佐々木歸京也。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、當戊年改正雲上明鑑云、中絶之松殿家去冬御再興被仰付、九條殿御二男左少將忠孝朝臣御繼統有、九條殿御別家御成被成候。御附諸大夫兩人鹽小路石見守・佐々木日向守と有之。此日向守は去々年十月御國に下向、長家之家臣田中源五左衛門方に十日餘滯留、親之年忌執

戊年は明和三年



行いたし歸京之佐々木北翁、其時は右京と名乗候。元來御國者に而所々渡り奉公いたし、本名不知、異名トウロウダケ子申者に而、實子は則田中源五左衛門二百石馬役。ケ様之輕身柄にて、叙爵迄いたし候儀希有之事に候。

十月十一日。前田重教本郷邸に盛岡侯南部信貞を招請す。

〔泰雲公御年譜〕

十月十一日於江戸表、南部信濃守殿御父子御招請御能有之。

淡路 權兵衛

八嶋

信濃守殿

卒都婆小町

寶生大夫

鉢木

大膳大夫

望月 御

百萬

彌三郎

融

右之通御座候由。其後御稽古御能之御番付に、御前馬融と申能被遊候由。至て遠き物之由。是は金剛流に有之、寶生流には無之能之由。前漢馬融の事を作り申物之由。舞は樂にて候。

十月二十日。守隨彦太郎の手代金澤に於いて衡器の検査を開始す。

〔政隣記〕

諸秤之儀、古來より守隨彦太郎役人相廻相改候處、近年は私事之様に心得候哉、諸秤數多致所持候者も、秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或は不致所持旨申、改不請者も有之様に相聞候。前以相觸候通、守隨方より役人相廻改候節、諸秤不隱置、不殘出し改請候様可致候。尤

本文は幕府の令なり

紛數秤は取上候筈に候。此旨急度可相守者也。

右之趣東海道・東山道・北陸道并丹後・但馬、都合三十三ヶ國、御料は御代官、私領は地頭より可被相觸候。

右之通先年相觸候得共、近年は又々私事之様に心得候哉、不相用ものも有之、取上に可相成秤守隨方不相渡所も有之様に相聞候。前々より相觸候通、西三十三ヶ國之秤は、東三十三ヶ國に而通用無之、取上に相成候筋之秤は、守隨方急度相渡可申候。勿論諸秤新古に限、守隨方之外に而一切商賣仕間敷候。尤諸秤手前に而衡并鍾り取替、其上緒をも手前に而取替候者有之候はゞ、急度可申付候。

右之通先達而相觸候面々、猶又可被相觸候。

申 八 月

右之通公儀御觸之趣堅可相守旨、此度御領國諸秤改守隨彦太郎名代、關又右衛門・杉田與右衛門与申者罷越、武家・百姓・町人・寺社方等迄相改候筈に候間、當二十日より來五月中を限り、所持之諸秤人々名札付、直に秤座旅宿金澤石浦町紙屋藤兵衛方迄指出、爲改可申候。尤改候賃錢は直に相渡、尤改濟候人々は頭等之内に相届可申候。右改相濟候分、一ヶ月切に頭等手前に而相しらべ、交名書町奉行に可差出候。又家中之分は、改濟候はゞ、主人より改候



秤數書記、直に町奉行に差出可申旨等、長九郎左衛門殿より十月十六日御觸有之。

十月廿六日。横山山城守の給人堀内傳次郎の子次郎太夫、乞丐を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

十月二十六日、今七つ時小立野龜坂邊に而、横山山州家來給人知行百石堀内傳次郎と申者、次男次郎太夫、非人小屋仁内と申乞食と及口論、乍途中脇指にて疵付、次郎太夫儀は天徳院門前の私宅へ罷歸候處、右乞食薄手故跡より追來、宅之前にて切殺候由。

十一月朔日。白山宮の別當富突を催すことを許可せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月朔日、下白山別當今般長吏職相願候に付、官銀爲入用富突相願候處、御聞届有之。

一、同三日白山別當富突卯辰觀音院にて興行有之。

十一月七日。前田重教駒込邸に至らんとする途上供奉の士仙石要人病を發して急死す。

〔政隣記〕

十一月七日八半時頃御出、御中郎に被爲入、西之口より御早乘に付、御供之御大小將御番頭仙石要人御先乗仕候處、鶏聲々窪土井能登守殿下邸前に而、於馬上塞り候躰に而落申候處開不申。右に付土井殿より目付松田友左衛門・針醫宇佐邊久江と申者罷出、針も用ひ、其内御中郎より端玄泉罷越、蘇香圓等用之、致灸治も候得共開不申。駕籠に而御上邸御貸小屋に歸候に付、御小將頭吉田茂平等、御醫師横井元泰・佐々正益等診察、單參湯等用候得共通不申、鍼灸も届不申。同夜末期御禮、段々厥冷死去。

君上御歸館之上、御近習頭并元泰等々度々要人様子就御尋、其段頭并同役等々可申聞哉之旨、戸田與一郎伺候處、爲申聞候様御意之段、於御次與一郎より茂平等に演述。

〔袖裏雜記〕

仙石要人遺書指出次第、拔書し指出候様被仰出。將又松雲院様御代、御供より罷歸致即死候者有之、右せがれ十五歳に不滿候へども本知被下候例、并是に准候例、是又一所に拔書に仕指上候様被仰出候に付、則遺書上之、先例糾候處、成田幸右衛門儀、享保四年十二月九日於江戸歩御供に罷出、湯嶋に而引倒、療治不相叶病死仕候處、同五年八月六日結構成被仰出を以、七歳に而被召出、幸右衛門遺知無相違五百石拜領仕候旨、成田長太夫由緒帳に相見え申候。且又大橋長兵衛儀、享保四年病死候跡目未被仰付以前、せがれ主水病死仕、同五年大橋



作左衛門儀嫡孫に付、幼少に候へども長兵衛儀數年御奉公全相勤候由に而、段々御戀之被仰出を以、長兵衛遺知八百石無相違拜領仕旨、作左衛門由緒帳に相見え申候。其節作左衛門儀は九歳に御座候旨等<sup>十二月廿九日</sup>申上候處、要人儀御供先に而相果申同事、御不便成事、先例も有之候。しかし當歳之事に候間、半知可被仰付と被思召候。僉議之趣可申上旨被仰出候に付、寶永六年高田久兵衛せがれ左太夫儀、十五歳未滿候へども、久兵衛儀江戸に相勤死去仕者候條、旁以高之通無相違嫡子一人に可被仰付旨被仰出、左太夫十四歳に而跡目無相違被仰付候。澤田與三右衛門末期養子八十五郎儀、七歳に候へども、與三右衛門儀若年より相勤格別之者に付、養子幼少に候へども、高之通被仰付候。大村七郎左衛門嫡孫七郎、幼少に候へども、七郎左衛門跡無相違被仰付。七郎儀其節何歳に哉相知不申候。金子平八郎於京都相果、養子兵十郎幼少に而も高之通可被仰付候へども、漸六歳殊に末期之養子に付、三百石之半知百五十石被仰付候。右之趣に候へば、六歳位之年齡に而は遺知全は不被仰付様に相見え候へども、中村故市郎左衛門倅孫三郎六歳に候へども、依格別高之通相違被仰付候儀も御座候。寶曆五年御表小將中村藤右衛門せがれ甚十郎は、五歳にて半知被仰付候。ケ様之趣も候間、要人跡之儀も被仰出之通、半知被仰付にても可有御座哉。乍然十五歳迄は何歳に而病死仕候而も、跡目斷絶被仰付候所に而見申時は、年齢之多少には指而御貪着も有御座間敷候。成田幸

右衛門跡目、要人に相當候例に御座候間、無相違遺知被仰付にても可有御座哉之旨僉議之趣、正月十六日日付に而申上候處、高之内三之三<sup>二百</sup>石可被仰付旨被仰出に付、被仰出には候へども、松雲院様御代以來十五歳より内に候へば三之一被仰付候御格、謂有之候へば格別之趣を以て半知又は無相違被仰付候例に而、御家中之人々も其趣を存知罷在候儀に御座候。三之二被仰付候与申儀は如何敷奉存旨、三月八日申上。

〔政隣記〕

翌年七月廿二日跡目之惣様被仰付候節、左之通被仰出。

亡父要人知行三百石之半知

要人せがれ

一、百五十石

仙石 忠右衛門

要人儀、於江戸御供先に煩出相果、不便に被思召候。依之忠太郎幼少に候得共、各別之趣を以如斯半知被下之旨被仰出。

附、忠太郎今年二歳也。

十一月。石川郡本吉浦の船舶、鳳至郡宇出津に於いてその積荷を掠奪せらる。

〔泰雲公御年譜〕



此間本吉浦荷舟、能州宇出津沖にて遇難風、致舟懸居申處、宇出津浦之者并近郷之者致手組、助舟之舩にもてなし、近寄候て舟を曳寄、とやかくいたし候内、船底を破り金銀并荷物等奪取申に付、水主共禦申候得とも、漸二百石積の舟にて、七・八人之者ども百人計之大勢に難手向、見逃置候て、其趣所口町奉行榎三郎左衛門に書付を以及斷、及吟味候處、宇出津浦に不限、近郷之者致荷擔候旨。

十二月十八日。前田重教明年以降四月を以て參觀交替せんことを請ひ許さる。

〔政隣記〕

十二月十八日來秋御暇之御順年に候得共、暑氣御痛に付四月御暇被出、是以後四月中御參勤被成度趣、御願書御差出置之處、今日御願之通被仰出、爲御禮御廻勤。

十二月十九日。奥小將武部右門の養母、町人福久屋長右衛門の爲に傷害せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月十九日奥御小將武部右門留守に、福久屋長右衛門与申者罷出、右門養母 六十歳計之由

へ如何成意趣有之候哉、たばこ切庖丁を以疵付候に付、近隣より折合、右長右衛門召捕致禁牢候。

〔泰雲公御年譜〕

一、明和二年二月三日、去年建部右門養母に疵付候町人、其節右門拜領成敗仕度旨相願置候處、願之通拜領被仰付、町會所より相渡候。但當四月重き御法事も有之に付、相濟候以後可致成敗旨。右門方に縮所拵入、番人付置候旨。

閏十二月十五日。金澤に於いて諸士に參觀交替の期を四月と定められしことを告ぐ。

〔政隣記〕

閏十二月十五日、一昨日山城守殿依御廻文、今日五時布上下着用頭分以上登城之處、左之通御弘。依之爲御祝詞、御用番宅に今日參出。

來年御歸國之儀、去春は格別之趣を以御願、春御歸國被成候。然共秋御歸國に而は暑氣御痛、長途御難儀に付、來年四月御暇之儀、是以後四月中に御參勤被遊度旨御願之通被仰渡、辱被思召候。此段何も可申聞旨被仰出候。

閏十二月十八日。諸士に他領の富札を購ふことを禁ず。



〔御觸并御返書留〕

別紙之通被得其意、但組中の御自分より可有傳達候、以上。

閏十二月十八日

長 九郎左衛門

横山 多宮殿

他領之富突札御當地へ入込候に付、町中之儀は盜賊改方より縮方申付候得共、御家中・陪臣等末々に到候而者、心得違之者も有之躰に而、今以取扱候に付、他領之富突等之札入込申躰候條、右札取扱不仕様に、家來末々迄急度申渡候様、組・支配之人々へ被申渡、組等之内支配有之人々者、其支配へも相違候様可被申渡候事。

閏十二月

閏十二月廿七日。幕府本邦産人參の發賣に關して通牒す。

〔國事雜抄〕

松平右近將監殿御渡候御書立寫二通相違候。被得其意、答之儀者稻垣出羽守方へ可被申聞候、以上。

閏十二月二十七日

大 目 付

松平加賀守殿 留守居中

朝鮮種人參之儀、世上人參拂底故、末々輕き者共病用之節もたやすく難相用、病氣不本復者共も多く有之候に付、日本に而可致出來候者、萬民御救之事故、先々御代朝鮮國へ人參種御所望被遊、野州今市邊に而御作らせ、其効能御ためし有之候處、全く朝鮮人參不相替候に付、何卒澤山に作り出し、末々之者共迄も行届候様に種々御世話被遊候。其後陸奥國に而も作り初、段々致増長に付、御製法被仰付、諸人爲御救神田紺屋町人參座相立、望之者へは相渡、並別紙名前之者共下賣被仰付、關八州・陸奥・信濃・東海道筋・京・大坂迄賣弘め候。右御製法人參之儀、所々に而ためし候處、至而効能宜敷段粗相聞え候。先達而廣東人參暫く通用有之候處、右品者人參之効能は無之段決定いたし、商賣停止被仰付候。此度御製法人參之儀者、國々在々病用爲御救、右下賣候者共へ賣弘め申付候。且又在方に而、紛敷人參も商賣いたし候段相聞え候。人參座より封印いたし、下賣之者共へ相渡、封之儘賣弘めさせ候間、其旨觸知する者也。

右之通國々在々、不相洩様可被相觸候。

申閏十二月

是歲。棄兒を行ひたる者を斬刑に處す。

〔寛政度御刑法帳〕



一、明和元年流浪者次平与申者、二歳之男子を捨置候趣相知、途吟味候所、妻相果、右せがれ奉公之障に成候故、何方へ成とも捨置候はゞ可育者も可有之哉与存、田井村に有之明番小屋に捨置候之由、且又十四歳に罷成候娘を、能州土方大次郎殿領分は年季奉公に遣、給銀取受候趣申。此段致言上候へば、斬罪可申付旨被仰出候。

朱書

但、右先例に享保十八年斬罪之者を引、前々捨子仕候者は、磔又は斬罪に被仰付候与申儀を書上候所、右之通被仰出候。寛延元年前段之通段々御しらべ之上、梟首与被仰出候上は、其趣も可書上所、右伺方相分り不申。其節右寛延元年之例見當り不申故にも御座候哉与奉存候。

右捨子仕者之御刑法不同御座候に付、朱書も仕置申候。惣而先例をくり申儀は、見當り次第、仕形同様にさへ御座候へば、引當に仕儀に御座候所、右之通に御座候而は、後々くり當りにより、同罪に御刑法之輕重出來仕候。捨子仕者初而之御刑法梟首に被仰付、其後磔に被仰付、其後斬罪に相成候處、寛延元年御僉議も御座候而、梟首に被仰付候儀にも御座候間、以後都而捨子仕者は梟首に被仰付候事に相極り申儀に而も可有御座哉。左様御座候へば捨殺候者は磔刑、捨候迄に而子取揚候者有之時は梟首に被仰付、御刑法之輕重も相分り候様に奉存候。

猶御詮次第に奉存候。

明和二年

正月八日。家中諸士の養子及び末期養子の許否に關し意見を徴す。

〔國事雜抄〕

御馬廻頭へ

各組・支配之人々、養子並末期内存之儀、陪臣之者之せがれは續近く候ても同姓之外は先は不被承届面々も有之、又は陪臣異姓之せがれにても、續近き者を相願候へば承届之面々も有之候。各存寄之趣人々紙面を以可被申聞候事。

別紙、今日於御殿御用番前田駿河守殿御渡に付相廻申候。

右御示談は當十七日之儀と存候、御廻可被返下候、以上。

正月八日

青木勘七郎

同役 中様

私共組・支配之人々養子並内存之儀、陪臣之者之せがれは、續近く候ても同姓之外は先は不被承届面々も有之、又は陪臣異姓之せがれにても、續近き者を相願候へば承届候面々も有之



候。私共存寄之趣、人々以紙面可申上旨被仰渡之趣承知仕候。陪臣にても同姓尤爲願申候。異姓之儀は續き近く候ても先は承届不申候。其以前は、其家へ何卒由緒有之、可相願筋目之者に候へば、奉得御内意、其上爲相願候様、古き面々より承傳候。今以同姓之外は承届不申候。續近く何方より下陪臣願度旨申聞候へば、家柄人品僉議仕候上承届申候。其身より不申聞候へば、敢て此方より願候様、私儀は右之心得にて罷在候。異姓之せがれ共、續近く候へば無謂承届候様相成、其以願人數多罷成可申候。其上當時は金銀を以手入仕、養子縁組之取組申様風俗に罷成候故、私儀は彌右之心得に罷在申候、以上。

正月二十五日

一 木 逸 角

前田駿河守様

正月十六日。石川門の石垣を改築するを以て通行を禁ず。

〔政隣記〕

正月十一日左之通。

石川御門臺石垣築直就被仰付候、當十六日より往來留。尤火事之節は不差支旨、御城代前田駿河守殿被仰聞候由等、御横目廻狀有之。

〔泰雲公御年譜〕

正月十六日、御城石川御門櫓臺御普請有之、御番人之外御城に罷出候人々河北御門より往來。

正月十八日。徳川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十八日、上使谷縫殿介殿を以鶴御拜領。

二月十一日。前田重教江戸小石川の火災に出馬す。

〔泰雲公御年譜〕

二月十一日晝八つ時、江戸小石川御簞笥町より出火。傳通院寺内之内少々類焼、表門前不殘焼失、水戸様・松平播磨守殿焼失、酉之刻鎮火。凡四町四方計之由。御屋敷邊に而御出馬被遊候處、御供人十一人落馬いたし候由。

二月十一日。前田利實の小鼓の師を三輪齋宮に命ずることを定む。

〔政隣記〕

二月十一日喜六郎殿小鼓御稽古御用、御大小將三輪齋宮に被仰付度旨御伺之處、其通与被仰出候段、江戸表戸田與一郎より申來候旨、青木與右衛門等より御小將頭富田九郎右衛門に迄



申談。尤罷出候儀は河村牛兵衛・池田善左衛門より申談候筈之旨も申來候に付、九郎右衛門より則齋宮に申渡。且齋宮町廻當番之節は不罷出候様、兼而右御附頭迄申渡置候様、九郎右衛門より齋宮に申談有之。

二月十五日。前田重教夫人着帶の祝儀を行ふ。

〔政隣記〕

二月四日御前様就御懷孕、來る十五日御着帶御祝儀御整之筈に付、紀州様初め今日被仰進。同十三日御懷孕に付而之御祈禱之儀、瑞泉院富士別當也。本郷三丁目。眞性寺鴨の物頭を以被仰遣。同日御一門様方右御懷孕之爲御知被仰遣。

〔政隣記〕

二月十九日於金澤、一昨日御用番奥村主水殿依御廻文、頭分以上布上下着五時登城之處、左之通御弘。依而爲御祝詞今日之内御用番に參出。

御前様就御懷胎、當十五日御着帶之御祝相濟候。此段何茂可申聞旨被仰出候事。

〔泰雲公御年譜〕

前件十五日江戸御屋敷御着帶爲御祝儀、紀伊中納言様より御使者大番頭廣田八郎左衛門を以干鯛一箱御目錄、愛君様より御使者嶋孫左衛門を以右同斷、中將様より同三輪三左衛門を

紀伊中納言  
前田重教  
夫人の父  
將、同中將  
は重倫

以右同斷、永隆院様より三宅兵左衛門を以右同斷被進候處、於子御小書院御口上被開召御直答。右に付中納言様愛君様へ御使進士源兵衛を以御挨拶被仰進候所、御所勞に付御家老を以御返答。中將様へ御使吉田茂平を以御祝儀被進候所御直答。永隆院様へ御使賀古市左衛門御祝事御同事之由。

二月十九日。石川郡法島村へ慈光院より祭禮札を頒布することに對し寶高寺より抗議す。

〔國事雜抄〕

一、拙寺儀は往古慶長二年迄額谷村に罷在候處、慶長三年に所替仕、法嶋村領分に居住仕候。尤富樫郷五十三ヶ村之惣社、東額・西額兩額之神社、藪田大明神本社を勸請仕候而、富樫郷法嶋村領分に居住仕候。其刻は富樫郷法嶋村も、拙寺より下法然寺近邊に罷在候處、犀川之儀故淵に成瀬と成變申に付、法嶋村一統難儀仕致村替、夫より川向に居住仕候。尤富樫郷法嶋村領境は、覺源寺後より出申候鞍月用水川境、下は法然寺之角を限り、前通り町・法嶋村領分境、富樫郷に而御座候。其上享保年中迄は、拙寺近邊より法然寺近邊迄法嶋川原に付、家等もまばらに御座候處、享保十年より、右川原石原に付新地子地に被仰付、夫より段々町家出來仕、法然寺前より拙寺近邊迄、一統町家に罷成申に付、石浦之郷と御心得被成候儀与存候。



夫故御祭禮札等御配と存候。右石浦郷之儀は、貴寺氏地故御勝手に可被成候。富樫郷法嶋村領分へ祭禮札御配之儀、堅く御無用可被下候。下略。

二月十九日

寶高寺印

慈光院様

先頃者御紙面致披見候。然者富樫之庄御自分氏地之旨御申聞候。往古石浦郷七村は、石浦村・笠舞村・保嶋村・朱免野村・木新保村・今市村・山崎村、都合七村は拙寺惣社山王之氏地に有之。右保嶋村・朱免野村兩村は、先年川崩之節所替被仰付候。村宮本尊當時十一面觀音御預、勸請同事に今以祭禮有之由に候。已前は村役人より申越次第、役僧指遣神事相勤候旨、先住より申傳候。然處外より手入有之、只今不申來候。詮議遂可申儀に候へ共、當時富樫之庄へ引越申儀故、先其通にいたし來候。左候へば、犀川彼方は富樫之庄、犀川此方は石浦郷に而、御自分とても只今居住之所は此方氏地に付、近年迄同事に兩度之祭禮有之候。下略。

三月

慈光院

寶高寺

一、寶高寺より書付之表に、石浦郷七村之儀、石浦は五ヶ村に而、則笠舞村・石浦村・三口村・浦波村・上野村、右五ヶ村を石浦郷と申候と有之候。上野・三口・浦波、此三ヶ村は七村之内

新村に御座候。

一、石浦郷七村と申儀は、先年小立野に山崎村、石浦村に下石浦と申二ヶ所御座候處、先年退轉仕由寶高寺より申上候。右二ヶ條共に難意得奉存候。下石浦・上石浦之儀は一在所に御座候。石浦村は只今百姓町に相成、尤今以百姓三人、兩人は役人一人は平百姓に有之候。上・下兩村之儀は、笠舞上・下共に一村に御座候。先達而往復仕候通、石浦郷七村は石浦村・笠舞村・法嶋村・朱免野村・木新保村・今市村・山崎村、古來より右七村に御座候。右朱免野村は才川橋近邊に有之、川崩之節所替被仰付、只今犀川之下朱免野村に而御座候。今市村は只今之近江町に御座候。山崎村は小立野に有之、只今退轉之由申傳候。右之趣に而惣社山王權現産子地之儀は、往古より石浦郷七村に御座候。中古越村等に相成候處も御座候へ共、石浦郷七ヶ村之外、一向拙寺より差込申儀無御座候。此段寺社御奉行所へ被仰上可被下候、以上。

明和二年酉六月

石浦村 慈光院 印

波着寺

明王院

一、私儀は慶長二年に富樫郷法嶋村領分に、則富樫郷五十三ヶ村惣社藪田大明神勸請仕、右村領分只今居屋敷より下に罷在、則其砌より右領分は私氏子支配仕來候。下略。



富 樫 郷

大 額 村	額 乙 丸 村	額 新 保 村	野 々 市 村
馬 替 村	米 泉 村	矢 作 村	栗 田 新 保 村
三 十 蒔 村	四 十 萬 村	曾 谷 村	坂 尻 村
上 新 庄 村	下 新 庄 村	横 川 村	久 安 村
窪 村	高 尾 村	平 栗 村	清 瀬 村
坪 野 村	倉 ヶ 嶽 村	西 泉 村	泉 村
有 松 村	圓 光 寺 村	寺 地 村	伏 見 村
古 地 黄 煎 村	山 科 村	泉 野 出 村	長 坂 新 村
泉 野 村	野 田 村	三 小 牛 村	富 樫 新 保 村
住 吉 村	小 原 村	山 川 村	蓮 花 村
別 所 村	大 桑 村	法 嶋 村	天 池 村
中 戸 村	樫 見 村	大 平 澤 村	小 平 澤 村
國 見 村	堂	後 谷 村	末 村
額 谷 村			<small>此村三の一は富樫郷三の二は川庄。</small>

メ五十三ヶ村

右之通富樫郷に相違無御座候。私由來書に有之處、猶更相改記上之申候、以上。

西 七 月

寶 高 寺 印

二月二十日。百姓等富突札の購入を爲す者の取締を嚴にすべきを命ず。

〔日 曆〕

一、富突札百姓共取遣停止之儀、去年正月四日委曲書立を以申渡、一統令承知等に候、當春以來所々富突有之跡に相聞え候間、尙更百姓・頭振に至迄、札取遣不仕候様に嚴重縮り可申付候。若心得違之者も有之候はゞ、急度可申付候條、猶更右之趣申渡置候事。

酉二月廿日

改 作 奉 行

諸郡御扶持人・十村中

二月廿六日。金澤に於いて前田重教夫人の着帶せることを告ぐ。

〔政隣記〕

二月廿六日於金澤、一昨日御用番與村主水殿依御廻文、頭分以上布上下着五時登城之處、左之通御弘。依而爲御祝詞、今日之内御用番に參出。御前様就御懷胎、當十五日御着帶之御祝相濟候。此段何茂可申聞旨被仰出候事。



二月廿七日。德川家繼の五十回忌に當るを以て物を献ず。

〔政隣記〕

二月廿七日有章院様五十回御忌御相當に付、今日胡麻飴御献上。三月朔日御香奠黄金一枚御献上、御使組頭。

二月晦日。德川家繼の五十回忌法會を如來寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿八日、當晦日有章院様五十回御忌御取越、於如來寺御執行。御法事奉行前田駿河守。

但、四月晦日御相當之處、權現様御法事に付御取越に候。

〔袖裏雜記〕

不破忠太夫組、富田治部左衛門儀、去月晦日於如來寺有章院様御法事御執行之節、右御寺へ罷出申躰御横目見請候付、無用之者罷出不申儀候處、如何之趣に而罷出候哉と、其節相詰罷在候原五郎左衛門迄相達候付、右之趣忠太夫へ相達、治部左衛門手前相尋候處、御飾等拜見仕度、如來寺に而存知之出家も有之、いまだ御法事初り不申以前にて、無何心御靈屋邊迄罷出候段申聞、不調法之仕合に付、忠太夫心得を以、先自分に指扣罷在候様申渡置候。先以不

三月朔日とあるは二月晦日の誤  
是月は大盡たり

都合之至に御座候。併不案内者故右之爲躰にて、外に相替品は相聞え不申候。御法事之砌にも候間、自分に指扣候儀御赦免被遊に而可有御座哉之旨等、三月四日御用番駿河守より伺之處、此節之儀に候間、治部左衛門御赦免可被遊旨被仰出之趣、三月十七之日付江戸詰御家老より申來、四月二十八日其段申渡。

三月二日。前田重教夫人の父紀伊侯德川宗將の訃至る。

〔政隣記〕

三月三日左之通御用番又兵衛殿御廻文出。

紀伊中納言様前月廿六日御逝去之段申來候に付、普請者昨日より明日迄三日遠慮、鳴物等は當八日迄七日遠慮之筈に候條、組支配に可申渡旨、且頭分以上は爲伺御機嫌、明四日御用番宅に參出候様村井又兵衛殿御觸廻文有之。

三月六日。諸士の出銀上納の期を四月十日に延ぶることを許す。

〔坂井舊記〕

春出銀三月晦日切上納之御格に付、人々春夫銀を以指上來申候處、近年春夫銀百姓より三月晦日を限り差越候付、右上納之心當相違指支候故、時節柄才覺調不申。高利之銀子、才覺を以致上納候儀甚難澁仕候。御用捨。七月收納時節に至り上納仕候間、春出銀



四月十日切に致上納候仕度儀与同役共會議仕候。何分にも可被下候、以上。

明和二年二月十八日

御用番 原五郎左衛門

奥村主水様

〔坂井舊記〕

御家中之人々春出銀前々三月晦日切上納之御格に候得共、晦日切を限上納に而者指支候趣も有之躰に付、是以後當分四月十日切上納可有之事。

右之通被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三月六日

村井又兵衛

窪田主馬殿

遠田三郎太夫殿

青木勘七郎殿

先達而相觸候春出銀上納日限之儀、四月十日切に相候付、四月へ入候而之日間無之、座封爲付候儀指支申儀に付、各別之趣を以、四月之封并月越之封茂入交請取候様、出銀奉行

へ申渡候條可被得其意候事。

三月九日

三月十二日。前田重熙の十二回忌法會を江戸廣徳寺に行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十二日於廣徳寺、謙徳院様十三回御忌御取越御法事御執行。

三月十三日。藩醫多賀意安不行狀を以て知行を召放さる。

〔袖裏雜記〕

御醫者多賀意安、寶曆十二年故了因爲跡目被召出、二十人扶持被下置候處、療養方不心懸、上納銀等遲滯、町方買懸銀も不埒に而、異見仕候へども承引之躰無之、其外にも不埒有之旨等、段々寺社奉行より依言上聞、御扶持被召放段正月被仰出、三月十三日家業心懸不宜、其上不行狀之趣共相聞え、不届之至に付、御扶持被召放候旨被仰出候段、寺社奉行へ申渡。

三月廿二日。明年芳春院百五十回忌に付藩侯名代として上洛すべき者のことを議す。

〔袖裏雜記〕

四月十二日  
發喪したる  
を一月繰  
り上げた  
るな



來年七月芳春院様百五十回御忌御當被成候。私家之儀は、芳春院様御取立被下候趣、被知召候通に御座候。百回御忌之御時分も、亡父相願御法事奉行被仰付上京仕、御名代之御焼香も相勤申候。百五十回御忌之御法事は、必私相願候様亡父常々申聞置候。右御用被仰付候様奉願度奉存候へども、私儀近年病身にて半身不自由、殊起居自身難仕、御名代之御焼香難相勤奉存候間、右御用共せがれ三左衛門相勤候様奉存度候。亡父被仰付候時分先例、別紙上之申候。猶更存寄之趣も御座候間、其段は直々奉達御内聽候。宜御次手被得御内意候様仕度奉存候、以上。

三月十三日

前田土佐守

村井又兵衛様

芳春院様來年七月百五十回御忌御相當被成候。土佐守家之儀は、芳春院様御取立被成候付、せがれ三左衛門相勤候様奉願候旨、別紙之通申聞、則近江守願候節之舊記も相添出候付、奉入御覽候。

一、右百回御忌之節は、寺社奉行一人并御香奠裁許御小將も上京仕候由。其外には御役人は罷越不申旨に御座候。享保元年には公儀被仰出有之、公儀御法事も一朝御執行被仰付候故、百回御忌之節とは、御布施物を初諸事御様子も違可申儀に御座候。假令右之趣無之候にて

泰眞院は前田綱紀の女直姫

も、當時は御勝手御指支に付、——來年御法事之節は、寺社奉行を初此表より御役人被遣候儀は被指止、泰眞院様御法事之節之振を以、京都詰人諸事取捌、此表よりは前田氏之人持之内被遣、御名代之御焼香被仰付候様成振にも仕度儀与、兼而内々僉議も仕候儀に御座候間、來年御法事は御時節柄等に付御省略、泰眞院様御法事之振に被仰付、御名代之御焼香は三左衛門被仰付にて可有御座哉与僉議申候。

一、土佐守儀、病身にて本服可仕牀無御座候に付、せがれへ家督隠居之儀奉願候ても、御懇之被仰出故相見合罷在候。右御用三左衛門へ被仰付候儀に候はゞ、尙更隠居家督之儀被仰付候様奉願候。隠居被仰付候儀に候はゞ、土佐守儀も三左衛門に指添上京仕、指引も仕度内存之趣直々奉願候由、内々にて申聞候。則一封指越候付、上之申候。寶曆十二年十二月土佐守儀隠居奉願度内存に被聞召候。併土佐守年齢にて、隠居之例も有之間敷候條、先御延引与被思召候由被仰出、三左衛門儀新知被下被召出候儀に御座候間、右隠居願之趣御聞届之儀は、先御延引被成置候て可有御座候。左候へば、三左衛門並にて御法事御奉行相勤候例も無之儀に御座候間、前條に相調候通御名代之御焼香迄、三左衛門被仰付にて可有御座哉、以上。

三月二十二日

村井又兵衛

御加筆

加賀藩史料 第八編 明和二年



右紙面土佐守紙而其皆披見、いづれも承知いたし候。省略之儀候間、紙面之通、此度は其方中等之内法事奉行申付間敷候。併泰真院殿茶湯之ふりにてはあまり輕過可申や。寺社奉行并香奠裁許などは不及指遣、組頭等之内一人指遣、かの地詰人へ夫々申談候など、申儀にても可有之哉。此所今一應僉議可被申聞候。代香三左衛門可申付候へ共、土佐守勝手難澁之趣前々より承候。三左衛門儀右用事致上京候はゞ、入用など過分、彌可致難澁候條、此度は省略と云、かたがた前田家之人持申渡候ても可然哉。たゞし當時土佐守勝手之手廻し相成候故、右之趣申聞候や。其上外役人も不相越候所、三左衛門上京も如何。此品々各僉議之趣可被申聞候。土佐守一封請取候。追て可申聞旨可被申聞置候。

三月廿四日。昨今兩日前田綱紀夫人百回忌法會を江戸廣德寺に執行す。

〔政隣記〕

三月十五日、來廿四日松嶺院様百回御忌に付、白銀百枚今日會所奉行を以廣德寺に被遣。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月廿三日・四日於廣德寺、松嶺院様松雲公御殿中百回御忌御法事御取越。

三月廿七日。幕府日光に於ける徳川家康百五十回忌法會に前田重教の代拜派遣を許さるることを指令す。

四月廿四日  
の忌辰を繰  
り上げたるな

〔袖裏雜記〕

當四月於日光山權現様百五十回御法會之節御代拜之儀、正徳五年百回御忌之節、相公様には御服中に付、御服明に上野御本坊へ御太刀馬代御獻納、御代拜は無之。若狹守様には於日光山御太刀馬代等御獻納、御代拜有之。寛延三年四月於日光山大猷院様百回御忌御法事之節御代拜有之に付、聞番より御老中松平右近將監殿へ例書等出置候處、御太刀馬代以使者日光本坊へ可有奉納候、代拜は無之段以御附札被仰渡。先例と相違之儀、聞番より取次迄申達候處、先年は御三家様・若狹守様迄御代拜有之、其外は御代拜無之候。此時若狹守様には御躰様に付各別之儀に候。大猷院様御法會之節は御三家に不限、外々様にも御代拜有之に付、御先例相當り不申候。乍然加賀守様御家者各別之御事に御座候間、御願紙面御出可然旨申候付、願紙面出候而不相成候へば詮も無之間、如何可有之哉先罷歸可相達旨聞番申述候處、左候はゞ右近將監へ可申聞旨に而、重而相達候處、決而可成とは難申候へども、御家は御格別に而、只今迄御願紙面出候而成不申儀は無之候。御願紙面出候はゞ御取次可仕旨申候由取次申。其段達御聽御願紙面出候處、代拜に不及旨三月廿七日御附札を以御渡、且於別間寛文中五十分回御忌之節御代拜無之儀者、前廉相知不申候處、頃日與御用之方に而御代拜無之舊記出申候。ケ様之儀故今般之御願は相叶不申旨取次申述候旨等、三月晦日江戸詰御家老より之紙面之留

御躰様とは  
前田吉徳の  
夫人が徳川  
綱吉の養女  
たるないふ



あり。

四月七日。河北郡長井谷に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月七日四つ時、長井谷村出火、百姓家六十軒計焼失。

四月上旬。前田重教足疾を以て就封の賜暇を辭す。

〔政隣記〕

君上先頃以來御足御痛段々御宜方に候得共、御不出來之節は御間之内御歩行も御不自由に付、近々御暇之上使御座候而も、上意御拜聽之御進退無御覺束思召候段、今月上旬御書付御指出。

四月十二日。昨今兩日金澤寶圓寺に於いて前田重熙の十三回忌法會を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十一日・十二日謙徳院様御十三回御忌於寶圓寺御執行。諸士拜禮等如例。

〔政隣記〕

四月十二日は發喪の日なり

十三日は十日の誤

四月十三日、昨今兩日於寶圓寺謙徳院様御十三回忌御法事御執行、御奉行横山山城守。

四月十六日。金澤神護寺に於いて德川家康の百五十回忌法會を行ふ。

〔政隣記〕

四月十六日、東照宮百五十回御忌に付、今日御法會金澤於神護寺御執行。依之今日も諸殺生遠慮之旨、先日御觸出。

四月十六日。前田重教、德川家治の紅葉山參詣に候す。

〔德川實紀〕

四月十七日、こたびの御神忌により、御束帶にて紅葉山の御宮に詣給ふ。松平周防守康福先導し、三宅采女正康俱御刀をもち、殿上の板縁にて轡を奉り、松平右京大夫輝高・阿部伊豫守正右、御側用人板倉佐渡守勝清、少老小出信濃守英持・松平攝津守忠恒豫參し、中略、萬石につらなる人々國持をはじめ、四位より上は唐門の外東の方にまちうけ奉りて拜謁、溜詰は勅額門のうちに蹲り列席し、松平加賀守重教は唐門東の方、雁間四品以上は勅額門外に列席す。

四月十七日。日光に於ける德川家康の百五十回忌法會に前田重教太刀を

神護寺は金澤城内に於ける東照宮所屬の別當



献納す。

〔政隣記〕

四月十七日、權現様百五十回御忌御法會於日光山有之。前記之通松平右近將監殿等御越。右に付爲御代拜日光被遣候御使者、御家老役伴八矢被仰付置候處、御代拜相止候に付御太刀御献納之御使、在江戸御小將頭吉田茂平に今月朔日御内意被仰渡、同七日表立被仰付。依之今月三日於御居間書院、戸田與一郎を以御内々御目錄小判百五十兩被下之、副使聞番見習永原權丞に同斷百兩被下之。會所銀は茂平・權丞共百石四百目宛之圖りを以借用、小拂金は茂平百七十兩、權丞は百廿兩願之通御貸渡。同十日於御席、茂平に御紋附御羽織一つ白銀十枚、權丞に白銀五枚拜領被仰付、翌十一日江戸發、同廿一日歸府。但權丞は直に金澤に歸。

〔政隣記〕

四月十八日、御精進揚御肴御献上。廿一日右百五十回御忌被爲濟候に付干鯛等四種、御臺様・若君様にも三種宛御献上。

〔政隣記〕

五月五日、松平右近將監殿今度日光御法會御用御勤に付、今日二種千疋被遣之。

四月廿九日。前田重教の夫人流産す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月二十九日御前様御流産。奥村主水墓目爲御用出府之處、右御様子に付無御用、五月十七日御暇に而、歸着二十九日也。右に付狂歌。

奥むらは若子の御主を水にしておもなひ顔で國へ墓目か

一、右御前様夕方より御産之御催有之、初夜御産被遊候得共、御胎死。紀州中將様重倫卿にも、四つ時御早乘に而御屋敷へ被爲入候由。

五月朔日。大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月朔日備後守様利道君御歸邑に付、御城下御通行、金屋方御止宿。二日六時過御發途。

五月六日。前田重教夫人流産の報金澤に達す。

〔政隣記〕

五月六日於金澤左之通御廻文出。

御前様前月廿九日夕七時頃より俄御出産之御催に而、御流産被成候。御前様には御達者に被成御座候段、以早飛脚申來候。依之中將様爲伺御機嫌、明七日御用番宅に可有參出、幼少病氣人々は以使者可申越旨、御用番山城守殿より頭分以上に御廻文有之。



五月十一日。能美郡小松に洪水あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十一日小松洪水。御城三之丸之内橋邊子供一人致溺死、死骸相尋候得共相知不申候に付、舟に雞を載せ出申候。死骸有之所に而は鳴申候由に付、其うたひ申を見物のため、大勢橋の上に集り居候處、此橋久敷御修覆無之朽居申候處、大勢立込居申に付、真中より折込、集り居申者三十七・八人不殘川へ落申候。兩方之端に居申者は漸揚り申候得共、中にて落申者之内、笹嶋典膳手廻召仕之十四・五歳之子も落候所、一所に參り候小者助上げ可申ため飛込候得ば、河中に而落入候者共に被取付、是も相果申由。此外町之者強力成者有之、是又助け可申とて飛入、一兩人とらへ舟へ投入候得共、是も落入申者足手に五・六人も取付、振放遊ぎ上らんといたし候得共、何分切岸に而上り兼申内、又足に二・三人取付難働、終に溺死いたし候由。都合死人三十九人之旨。

〔政隣記〕

今月加州小松洪水、町中之橋々落、男女三十人餘流死。

六月九日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月朔日御脚痛御快御登城。同九日御暇之上使御老中松平周防守殿、從西丸同斷阿部伊豫守殿、平川より建部山城守殿を以、御例之通夫々御拜領物等有之。

六月十一日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

六月十一日、御登城御暇之御禮。御家老津田玄蕃・伴八矢御目見。且御鷹・御馬御拜領、御懇之上意等、都而御例之通。

〔徳川實紀〕

六月十一日、臨時の朝會あり。松平加賀守重教就封の暇給ふ。

六月十一日。金澤城玉泉丸門外の橋梁修理成るを以て通行を許す。

〔政隣記〕

五月朔日左之趣御横目廻狀有之、并六月二日左之趣同斷。

玉泉院様丸御門外橋懸直被仰付候に付、今日より往來留、六月十一日より往來不指支旨御城代被仰渡。

六月二十日。前田吉徳の生母預玄院江戸に歿す。



〔政隣記〕

六月十九日預玄院様去暮以來少々御滯之處、俄に御指重に付、御祈禱駒込長元寺に御願。

〔政隣記〕

六月廿日預玄院様被及御大切、未上刻御卒去。吉徳公御生母 御歳九十八廿八日駒込長元寺に而御葬式。御

奉行伴八矢、御用主付志村五郎左衛門・賀古市左衛門。君上御續實御父方御祖母に付、半減之御忌服。

六月廿二日、右に付御忌中御尋、上使大岡兵庫頭殿御出。爲御禮御老中方御勤。

七月二日・三日、於長元寺御中陰御法事御執行。二日、同寺に御茶被遣。

〔享保録〕

享保三十の二伊藤内膳話。

若狹守様御母公様は御能書に而候。三田村主水方に而度々見申候。主水儀は去とは見事成老人に候。先年せがれ伊藤金左衛門、山中へ致入湯罷在候内、主水儀入湯に而、手前父子共如水近付に無之所、金左衛門旅宿へ如水見廻に而懇意に被申聞、未能對面候へ共、御城下を隔遠方御領違に罷在候故、急用等互に申談度儀も有之物と存付見舞申候由に付、金左衛門儀も禮に罷越候へば、其後如水へ振廻被申、様々馳走に而被申候は、主計事御國之事萬端不案内

に候へば、諸事介抱之儀親父内膳殿へ頼入候由、罷歸申聞候に付、上湯以後禮に罷越、夫より懇に申通候。今以諸事押立申儀には相勤申候。右之趣に付、其後如水方へ罷越參會之砌、如水被申候は、若狹守様御母公様之儀は、若年之頃より人並に越え器用に有之候。十三歳迄凡女中之諸藝、何事に不依人並にこえ上手に被成候。歌も當世女にあれ程の歌は有之間敷候。別而手跡は勝れて器用に候。十四歳にて御家へ罷出、眞に而書寫を相勤候に、無比類能調申候に付、應御意被召仕候所、其後御子様も御出生被遊、私儀ケ様之仕合に罷成、御國へ移候時分、最早一生對面不相成候へば、形見に屏風を仕立申、短冊を調被指越候様所望いたし候。自筆之短尺色紙押交申屏風取來、爲見被申候。其手跡とかく可申様も無之、當時公家衆之内にも、あの位之能書は見當り不申候。尊圓流至極の堂上方風に候。中々今の世の人之手跡之様には無之候。并如水物語に、世上に細川越中守殿御息女之母儀も、私之娘之由取沙汰有之候へ共、聊左様之續は無之候。私娘は一人之外は無之由、如水物語也。

六月廿五日。預玄院逝去の報金澤に達す。

〔政隣記〕

六月廿六日御用番安房守殿より頭分以上左之通御廻文出。

預玄院様去春以來少々御滯之處、俄に御指重り、當廿日未上刻御卒去被成候。依之不押立普



昨日報を得たるを以てなり

請は、昨日より明日迄三日遠慮、鳴物等來月朔日迄七日、諸殺生は來月四日迄十日遠慮之筈に候條、組・支配にも可申觸旨。且又頭分以上は爲伺御機嫌、今明日之内御用番宅に參出之儀等、御廻文有之。

七月九日。白山宮の惣長吏白光院澄盛禁裏に卷數を奉獻する新例を開かんことを請ふ。

〔長吏舊記〕

乍恐奉願上候口上書

當社白山權現者、從往古禁裏御所御祈禱長日勤行仕來候儀に御座候。然處是迄卷數等獻上仕候儀茂無御座、歎ヶ數奉存候。私儀去冬冥加に相叶、奉願上候通惣長吏職繪旨頂戴仕候儀に茂御座候得者、乍恐爲冥加來春より一ヶ年一度上京仕、年頭卷數獻上仕度奉願上候。此段可然御沙汰奉頼候、以上。

白山七社惣長吏

明和二乙酉年七月

白光院 澄盛 印判

速水長門守殿

河端安藝守殿

明和七年二月十二日の條參照の上は案文なり

一、當社白山權現者從往古。

右權現と申儀私書付申候間、夫に而は惡敷御座候はゞ、いかやう共思召次第に御書付可被成候。

一、卷數と申候儀、御祈禱御札と被成候方宜敷思召候はゞ、御勝手次第御認可被成候。御札と御認被成候はゞ、奥も勿論御札と御認可被成候。

一、此案紙奥つまり申候へ共、取込認直し不申候。其儘に進上仕候間、此通りに奥つまり不申候様に御認可被成候。

一、一ヶ年一度上京と有之候所、先兩三年は御父子様之内御上京被成、又年により御勝手あしき時は、御所勞を被稱、使僧にても御斷相立可申事与奉存候。是は甚内密之事、私自己の了簡にて申上候儀に御座候。

右三通之通平田氏より申越候に付、土佐守様へ爲示談七月八日に羽門を指遣、則相談之上返書調遣す。願紙面者牛右衛門殿家來中山津太夫与申者能筆に付、牛右衛門殿指圖に而相頼調候也。

返書

先月廿七日之御懇書、當六日に相届拜見仕候。先以秋暑之砌御座候所、御揃御勇壯被成御座、

平田氏は勘解由羽門は長吏澄盛の子なり



目出度珍重奉存候。然者兼々申上候來年より年頭之卷數禁裏御所へ獻上之儀、彌此度願書付指出候様に被仰下、難有奉存候。則御案紙之通相調上之申候間、猶更宜様御取成奉頼上候。尤土佐守殿へも御紙面之趣且案紙之趣等遂示談候に付、前田殿よりも委細被申進候筈に御座候。且又小堀牛山殿・牛右衛門殿へも御紙面之趣委細咄申候處、兎角何事も貴公様の御世話故与悦被申候。猶更別紙を以御挨拶も被致候筈に御座候。願書付指上、御沙汰御座候得ば、願之通相濟被仰付候様にも相成居申由、御内々御承知之旨被仰下、先以難有仕合無申計奉存候。此上何分にも宜御沙汰被成下候様奉頼上候。就夫從殿様、京都詰人中を以廣橋橋の御使者被遣候様仕度被仰候に付、委曲土佐守殿与委細遂示談候之處、先達而土佐守殿紙面を以、速水氏・河端氏等右之趣被得御意候へ者、相濟候様に被仰越候に付、其砌土佐守殿同席之衆中へ其段被相逢、當方者夫に而相濟候様に相成居申候處、又々今般土佐守殿より御使者之儀、同席之衆中へ被遂示談候儀難被致様子に御座候。依之拙僧より寺社御奉行中へ相願候儀も六ヶ敷、旁々此度は御使者之儀相調不申候。何卒其儀無御座候共、右御沙汰御座候様宜御取成奉頼上候。來春御卷數獻上之砌者格別之儀に御座候間、又々御使者挨拶等之儀御座候様に、此方に而取計可申与奉存候。此度者古之譯故御使者之儀相調難申候。此等之趣何分にも宜御取成し可被下候。速水氏・河端氏へ愚狀を添申候。御達宜様被成可被下候。

一、今般願之通相濟候はゞ、夫々御禮可申上儀に奉存候間、 六ヶ敷、宜様目錄御調被成、御指下し乍恐奉頼候。

一、願書文句之儀御心を被付、譯而被仰下忝、御案紙之通一段宜御座候。且又卷數と御札との事、卷數と調可然之旨土佐守殿初被申開候。卷數には御札も添申候。尤御札に者白山太神宮与唱申儀に御座候得共、去年由來御尋之砌、則權現を太神宮共申儀委細書上置申候。もとは權現に而御座候。何れに唱候而茂不苦候。

右之趣共御考、宜様に奉頼上候。尙追便心事御禮等可申上、早々用事迄申上候、以上。

七月九日

澄 盛 判  
羽 門 判

平田勘解由様

七月廿二日。前田重教夫人名を套姫と改む。

〔政隣記〕

七月廿二日、御前様御名勝姫様与奉稱候處、今日より套姫様与御改。

七月廿二日。江戸中屋敷に醫師を存置することを議す。

〔袖裏雜記〕



當時御中屋敷に御醫師相詰不申候而も可宜哉与、往古之様子相考、御用人・御横目にも相尋候へども相知不申候。松雲院様御中屋敷に被爲入、御暇被仰出御歸國被遊御留守中にも、御醫師相詰候由、御横目被申聞候。御下屋敷とは違、辻番所なども有之候所、御屋敷前怪我人等有之節、御醫師不被指出与申儀も成申間敷候間、相詰候様可有御座候。就夫只今迄は預玄院様御用も御座候に付、端玄泉・津田壽軒儀、先は極而交代仕候。玄泉儀當秋致交代候筈に御座候。高祿之者相詰候而は御費成儀御座候間、是以後少御扶持方被下置候御醫師之内、療治宜敷仕候者相詰候様有之可然与、遂僉議候段申上候處、窺之通——被仰出候、——以上。

七月二十二日

津田 玄 蕃

伴 八 矢

本多安房守初十人様

右之趣致承知候。各御僉議御伺も相濟申上には候へども、當時御勝手御指支に付、其表詰人も精誠被減候儀に御座候へば、御中屋敷に御醫者相詰候には及申間敷候様被存候。松雲院様御中屋敷に被爲入、御暇被仰出、御歸國被遊御留守中にも、御醫者相詰候由。其時分御中屋敷に御廣式も有之故にも候哉与存候。尤辻番所も有之儀、御中屋敷前怪我人等有之節之ためには宜敷可有之候へども、毎度も有之間敷儀。若御醫者被指出候半而難成節は、御上屋敷より罷越候ても相濟可申儀。急切之ためと有之儀候へば、外科等も不被指置候半而は難成様成者に御座候。指當御用も無之儀候處、御醫者被指置候与申儀は、御費之儀候間、今一往御僉議有之、御上屋敷之御醫者にて可也に相濟申趣に候はゞ、被指止候而可然与何茂遂僉議候。以上。

八月九日

村井 又 兵 衛

津田 玄 蕃 様

伴 八 矢 様

此後之趣書不見。明和三年十二月廿八日安房守紙面之内、當時御中屋敷詰居候御醫者小瀬市元、來秋交代。

七月廿二日。本多圖書の臣渡邊嘉右衛門、本多安房守の臣伊藤惣左衛門等を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十二日本多房州家來給人五十石伊藤惣左衛門宅へ、同家中九十石高橋藤藏罷越咄居申處へ、本多圖書家來七十石渡邊嘉右衛門罷越、藤藏へ言葉も不懸切付申に付、惣左衛門も起揚り申所を切付候得共、手元に脇差無之候哉、母親刀を袋ながら持出相渡申に付、袋より取

本文に據れば中屋敷の醫師を存置せしなり



出し候所を疊懸切殺、母親も少々手疵爲負候由。亭主惣左衛門并藤藏兩人を切殺、其身は自害相果候由。

八月四日。金澤城紺屋坂門の修理成るを以て今日より通行を許す。

〔政隣記〕

七月八日、紺屋坂御門建候に付、今日より往來留之處、出來に付八月四日より往來不差支旨。

八月十四日。江沼郡山代温泉の山地崩壞す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十四日、能美郡山代湯本藥師堂の後の山、破口一尺五寸計、末之方に破目八九寸、兩方へ破のき申所長さ八十間計、其破目深さ何程と申底相知れ不申。大正持より役人中罷越致見分候所、細曳に石を括下げ見申所、幾筋繼候ても落付相知れ不申由。湯元宿何某が家の庭の内迄ひゞり目有之。十四日夜中は此邊山ことごとく鳴申に付、所之者殊之外氣遣申所、翌朝如斯に候。畢竟大木の根破、ことごとく切放れ申音之由。右之趣に付、入湯人へ所之者相斷、此已後山崩可仕哉難計候間、外へ被參候様に申に付、湯入者共不殘上湯罷歸候由。是に付小松・大正寺邊より見物人夥敷有之由。

能美郡に誤なり

八月廿一日。前田重教江戸を發して金澤に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十一日中將様江戸表御發駕、御供御家老津田玄蕃正昭。翌二十二日桶川御泊に而少々御不例に付、一日御滯留被遊候。

〔御年譜〕

御供御家老津田玄蕃、御歩頭湯原十兵衛、御横目日本保平太夫。

〔泰雲公御年譜〕

一、江戸御發駕以前御居間方大宮虎岫儀新番並に被仰付、熨斗目上下急に差支可申旨に而拜領被仰付。坊主衆より直に新番に被仰付例無之事に候。

九月朔日。諸士の召連れざる家來の松坂門を通行するを禁ず。

〔政隣記〕

九月朔日、松坂御門往來有之人々、家來返候節并迎に呼寄候節も、右御門より致往來候者有之跡に候。主人不召連家來者相通不申筈に候條、迎等に取寄候節は、河北・石川兩御門相通候様家來末々ね可申渡旨。且又石川御門御石垣出來に付、御着城御當日より往來不差支旨御城代被仰渡候由等、例之通御横目廻狀有之。



九月朔日。金澤城外坂下門の修繕成るを以て通行を許す。

〔政隣記〕

坂下御門建候に付、八月四日より往來留之處、九月朔日より出來に付往來不差支旨等、御城代被仰渡候由、時々御横目廻狀有之。

九月四日。前田重教金澤に着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月四日中將様九つ時過御着城、御馬上也。今朝御供揃六時に而、津幡より森下之間御應野有之候由。御禮使、人持組三千七百石前田權佐。

〔政隣記〕

九月四日、夜前津幡御泊、今日九時過御着城。喜六郎殿鏡板の御出迎、其外前々之通。且御歸國御禮之御使前田權佐御目見、并於御席御卷物・御羽織拜領等如前々。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月、前月中將様御着城之日、酒井左衛門尉様御家臣足輕体之者、御荷物之宰領いたし上方へ罷越候者、森下邊今町に而馬子に相渡候胴亂取落、半途に而氣付、片町劔屋方に而種々及僉議候得ども埒明不申。右胴亂之内金子も有之、第一御書有之、是を失ひ候而者所詮存命

難仕、いづれ町役人の相達致穿鑿可申旨に而、馬子を叱騷敷有之候由。然處其節御供に罷越候、石坂町大蓮寺後に居住之日備長兵衛与申者、今町邊を通り候節不圖すべり、溝之所へ倒手を突候得ば、何哉覽手に掛り引揚見申所、赤き革胴亂に而、口に鎖いたし有之。連之者開き可改旨申候得ども、其儀は不可然、定而今日御供之衆之被落に而可有之、只此儘に而相返し可申迎、宿所へ持返り、肝煎の相達候處、是は先刻石浦町平野屋前に而、他國旅人落し物有之、馬子与僉議も有之。定而此旅人之品に而可有之、持參相尋可然旨指圖に付、則持參相尋候處、旅人大きに悦、右胴亂入之品々申聞、別而主人之御書入置候所、倍々一命を助り忝旨。金子は九兩二步有之由。夫々相調理候處、相違無之に付相渡候處、宰領甚悦、禮として鳥目二百銅、右拾ひ人の贈候所、近頃忝、申請同前迎相返申候由。此段町奉行へ委曲相聞ね、輕き者には廉直之致方、殊に他國者に對し外聞實義神妙成旨に而、爲褒美金子十兩被下候旨。九月。高主に對し小作人の非分を申懸くるを禁す。

〔改作方公用集〕

寶曆八年別紙之通り一統申渡置候處、小作之者共高主に對し、年々何角申立不埒之族有之躰相聞候條、右先年申渡候趣を以、夫々嚴重に可申渡候。致請作候節作用米高等相極置候而、以後に至り彼是申立、高主の損料を掛申族も有之躰不届之趣に候條、此等之儀も尙更急度可



申渡候。且又高主に對し小作之者共指引合等之儀に付、大勢連に而罷越候儀は不相成儀に候處、近年猥に相成、年暮指引合等之儀に付大勢連に而罷越候躰粗相聞候。以來は指引合等在之高主へ小作之者共罷越節、一兩人宛罷越可申候。大勢連に而罷越候者、其筋之役人に相斷可申候。若不斷大勢罷越候はゞ、理非無構急度可申付候。自然高主非分を申懸候はゞ、其筋之役人に相斷理非を糺可申候。右之段夫々申渡、是以後嚴重に相心得候様に可申付者也。

西 九 月

篠嶋庄兵衛

石丸彌市郎

堀田治兵衛

遠藤次右衛門

久田忠左衛門

井上九左衛門

齋藤金兵衛

木村次右衛門 煩

諸郡御扶持人・十村中

十月五日。昨今兩日天徳院に於いて前田重靖の十三回忌法會を營む。

十月五日は  
發喪の日なり

〔泰雲公御年譜〕

一、十月四日・五日天珠公十三回御忌御法會、於天徳院御執行、諸士拜禮等如例。於玉泉寺前御施行米被下。

十月九日。幕府の發行せる五匁銀通用のことを令す。

〔政隣記〕

此度文字銀同位を以、掛目五匁に定候銀吹立被仰付候間、有來丁銀・小玉銀に取交、渡方受取方無滯可致通用候。右之趣國々にも可觸知者也。

九 月

右松平右近將監殿御渡之由に而、御大目付御廻狀之寫を以、十月九日本多安房守殿・前田駿河守殿より御廻文有之。

十月十三日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

十月十三日粟ヶ崎口の御放鷹。喜六郎殿にも御同道。

十月十三日。定番御歩市川小太夫能登島に流刑を命ぜらる。



〔袖裏雜記〕

御居間方定番御歩市川小太夫、於江戸表不屈之品有之付、先御國へ御返、急度指扣被仰付。嚴重可被仰付候得共、此節故御宥免、能州邊之内へ流刑被仰付候段被仰出、申渡之伺等あり。十月十三日申渡之。御請もあり。

〔泰雲公御年譜〕

前月之事に候哉、御近習御徒横目市川小太夫与申者、五箇山へ流罪被仰付候由。是は當五月御在府之内御廣式へ被爲入候節、御鈴役は御奥小將之役に候處、如何之趣に哉右御徒横目御鎖口に相詰罷在候に付、御直に、若御用有之候共御鈴曳申間敷旨被仰付候所、折節戸田與一郎御用有之御案内可申上旨申に付、右御徒横目最前之被仰渡置候趣致失念、御鈴曳申候儀御答、御意を致忘却候越度に付、如斯被仰付候哉与申致沙汰候。

十月。前田重教夫人套姫の名に觸る、諸士の名を改む。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月、此間江戸表套姫様御名に指合申旨に而、湯原藤左衛門は十兵衛に改、三輪藤兵衛は中務に改。此間御能御座候節、七騎落之遠平も唱替候由、然らば音計に不限、訓も避申筈候。又御當地御出生之邦姫様も同訓避可申旨に而、諸國一見の僧といふ詞を、諸國をぬき、

前月は十月五箇山とあるは誤なり

是は行脚の僧にて候と謠替候由。

十月。鹽川安左衛門閉門中病死し尋いで相續の知行を減ぜらる。

〔袖裏雜記〕

鹽川安左衛門儀、明和二年十月病死、同人常々不行狀に付遠慮閉門被仰付候者に候。今暮も御延引、來年安左衛門遺知六百石之内二百五十石御減少、三百五十石せがれ清左衛門へ可被仰付哉之旨伺之處、僉議之通被仰出。

十一月廿八日。大小將組水野十郎右衛門不行狀を以て遠慮を命ぜらる。

〔政隣記〕

十一月廿八日、左之通御用番安房守殿、御小將頭富田九郎右衛門に被仰渡。御大小將水野十郎右衛門、行狀等不宜趣被聞召候に付、御大小將組被指除、組外に被加之、遠慮被仰付候旨被仰出候條、可被申渡候事。

〔袖裏雜記〕

水野十郎右衛門儀、御大小將組不相應に付被指除、組外へ被加之旨被仰出之所、各にも右組引損、不行狀之躰承及趣等申上、遠慮被仰付に而可有御座哉之旨申上、其通被仰出、申渡左之通。

鹽川安左衛門は享保十八年正月晦日の條に見ゆ



富田九郎右衛門

水野十郎右衛門

右御大小將組被仰付置候處、行狀等不宜趣被聞召候に付、右組被指除、組外へ被指加、遠慮被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

十一月廿八日

十二月朔日。明年參觀の際供奉すべき諸士を命ず。

〔政隣記〕

十二月朔日、來年御參勤御道中奉行等御供人夫々被仰渡。且又就御儉約、格別御人御減少に付、御近習向、將亦詰組御小將頭・御歩頭不被召連旨夫々被仰渡。但詰組之御番頭・御横目は相詰候様被仰渡。

附、御大小將も御供番一組に而御手を合せ、御道中御供相辨じ、詰組は相省き、當秋出府有之分爲詰延可申候。尤此度切格別之趣に候條、後例には不相成候間、順番不致混雜様、併御人配りにて詰組より少々罷越儀も可有之旨、前月十五日戸田與一郎を以御小將頭被仰出候。右之外諸向御人御減少之事。

十二月十五日。金澤城火災の際幕府より借用したる金子返納を皆済した

るを以て奉行に賞賜す。

〔政隣記〕

十二月十五日御拜借金當春御返納就皆済に、元方御金奉行衆の絹三疋・御肴宛被遣之。

十二月十五日。前田重教、前名重基を改む。

〔政隣記〕

十二月朔日、若君様御諱家基公と被稱。依之君上重基公と奉稱候處、重教公と御改。

〔政隣記〕

君上御實名、當十五日より重教公と御改に付、御家中之人々實名同字并同唱有之候はゞ改可申旨、御用番駿河守殿翌十六日御覺書を以定番頭被仰渡、定番頭より廻狀有之。

十二月十六日。徳川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月廿一日、寒氣御尋之宿繼御奉書且御鷹之鶴、當十六日渡、今夜到來。右御禮之御使御馬廻頭遠田三郎太夫、廿四日金澤發、正月十五日御献上。

十二月十九日。二ノ丸御殿造營以後初めて煤拂を行ふ。



〔政隣記〕

十二月十九日、御煤拂御規式有之。御城御造營後右御規式無之處、今年より相始る。  
十二月廿四日。前波七左衛門の博奕事件等判決せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月二十四日於公事場、山森源兵衛等致落着候。五ヶ山流刑百五十石前波平丞せられ前波七左衛門。但平丞并せがれ左膳可爲同罪候所に、兩人共先達而致死去候。但左膳儀致牢死候。五ヶ山流刑刑定番御馬廻百石山森源兵衛。同斷與武源五左衛門。一類中御預前波儀兵衛娘たみ。御知行被召放前波儀太夫。御改易組外百五十石秋元幸次郎。逼塞御馬廻三百石前波源太夫。  
右之通被仰渡候。前波一統は白銀屋與左衛門一卷、山森は去々年松任祭禮之節相撲場に而百姓共に逢打擲、秋元は故木曾右衛門嫡孫に而、左六郎せがれに而候所、左六郎死去いたし候に付、跡目被仰付候。未若年に付叔父與力柴田百助致後見同居罷在候所、百助儀去々年博奕宿いたし、其一座喧嘩出来、御吟味之内百助儀出奔、上道中において自害相果候。其節幸次郎儀は十五歳未滿之由に候得ども、上は十五歳与披露、木曾右衛門跡式本知被下候に付、幼少共難申故に候。武源五左衛門儀、去々年卯辰邊に而於途中家來を致殺害候首尾不都合に付、如斯被仰付候由。

寶曆十三年  
六月四日參  
左膳は儀太  
夫の忤なり

柴田百助の  
ことは明和  
元年三月十  
六日の條參

十二月廿五日。追儼の式を行ふ。

〔政隣記〕

十二月二十五日、御追儼御規式、會所奉行中川惣左衛門勤之。始而に付御時服一つ被下之。  
十二月。檢校・座頭等の高利を以て金銀を貸附することを禁ず。

〔梅花無盡藏〕

明和二年十二月奉行より町方へ申渡候由にて、御用番より御家中へも被相觸候趣。  
檢校・勾當其外座頭共、官金之由申立、高利に而世上へ貸出、返金滯候節者、座頭共大勢指遣、武家方は玄關に相詰罷在、高聲にて雜言申、或は晝夜共詰切罷在、彼是我儘成躰に而、催促候茂有之由相聞候。勿論借金催促之儀、其依時宜何れ共勝手次第之事候得共、右様之致方は、借主に耻辱をあたへ候而、返金爲致候様仕事に候へば、催促の筋にては無之候。右様高利に而取引故、外々よりも、座頭へ金子預爲貸出候者、多在之旨相聞え候。過分の高利、又は法外之催促致候儀に付、咎申者も有之候へ共、兎角不相止。其上借主心得とは乍申、返金滯ば法外之可致催促旨、證文に認置、且利金、證文には通例に認させ、實は高利に取引仕、其外禮金と名付、用立候金子之内に而引取、不埒之至に候。玄關等其外催促之者、罷越間敷場所へ相詰、雜言法外致間敷、若相背候者は、吟味之上急度可申付候。

一書に明和  
三年に作る



明和三年

正月二日。前田重教、田中知顯等に命じて和歌を詠せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

正月二日田中平丞・高島猪太夫・久田清次郎三人に被命、詩經の中關々雎鳩在河之洲窈窕淑女君子之好仇天下泰平萬民安樂富貴満足といふころを、歌に讀て上げ候様被仰渡候よしにて差上候よし。

關々雎鳩

田中知顯

むつまじきおもひ河洲のみさごだに聲も和らく千代の初春

窈窕淑女

かはよきは類ひもあらぬ乙女子の赤裳引そふ春のひかりも

天下萬民安樂富貴

四方の海治れる世の春くれば民の戸とみてゆたかにぞ住

關々雎鳩在河洲窈窕淑女君子好仇と云題にて

天下太平のころを詠じて歳の初めに奉る

久田篤恭

洲に馴るゝみさごの鳥の正しさをたへておもふ時や幾春

同じ題にて萬民安樂

かげたかく並の岡の松風もふれて安けき春の民草

おなじ題にて富貴満足

みつの國內外治まるまつりごと萬代も知る萬代の春

高島猪太夫

いにしへの跡をみさごのから歌も繼ぐべき御代の春は來にけり

樂しみてたわれの跡のかしこきはこたふ千とせの春の初聲

みさごにもおかれてともに立競ふひかりに照す御代のゆたかさ

正月廿九日。前田重教、徳川家基着袴の祝儀を受く。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月二十八日於江戸表若君様御着袴。同二十九日右御祝儀物、上使大岡兵庫頭殿を以御拜領。右御賀使御先手物頭二百石堀孫左衛門被仰渡、二月十三日發足。右御禮之御使定番御番頭六百石河村午兵衛被仰渡、二月十五日發足。

〔徳川實紀〕



正月廿九日、若君御袴着を賀し、群臣宿老に謁す。若君より三家に秋元但馬守涼朝御使して、卷物十二種一荷づゝ、世子に卷物五十二種一荷づゝ、松平加賀守重教・松平越前守重高に一種賜はる。

正月。原他四郎相對死を仕損じて禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

- 一、原他四郎儀一類御預置、御吟味之上公事場わ相渡、禁牢いたし候。
- 一、原他四郎致入牢候砌被仰出候趣。

野村次郎兵衛組 原 他四郎  
岩田勘右衛門組

右他四郎儀、於卯辰山女を刺殺候躰に付、其様子他四郎頭野村次郎兵衛わ申渡相尋候處、卯辰心蓮社門前庵持辨雅方に罷在候津屋と申女致心易、他四郎儀勝手致難澁、過分之借銀等有之難相暮、自害可仕了簡致物語候之處、津屋儀も辨雅手前以外嚴敷、他四郎命を捨申儀に候者、逆之事相對死可仕候由申聞候故、舊臘二十三日夜辨雅宅より津屋致同道、卯辰山わ罷越刺殺、其身可致自害所、以外致忘氣、彼是及遲滯候内夜明に相成候に付、無是非自宅に罷歸候由申顯候。先以失侍道、無十方仕形不届至極之者に候。依之牢揚屋に被入置候間、他四郎儀公事場へ呼出、此段可申渡旨被仰出候條、被得其意、右之趣可被申渡候事。

二月十三日。知行を召放されたる者の印物等を紛失したる件に付指令す。

〔袖裏雜記〕

左之通二月十三日申渡。同等之委細はこゝに略す。  
三輪中務に。

前波儀太夫儀、舊臘二十四日御知行被召放候付、知行所附・御印之物御算用場へ可被指出處、何れに致紛失候哉相見候不申儀に付、儀太夫并栗田宇兵衛等書付に御手前紙面を添被指出、則入御覽候處、外之品とは違候儀に候へ者、何も致忘却、其夜之内諸道具等取拂諸方に分散、家騒動に取紛候とて可致紛失譯は無之、宇兵衛に書付之趣不埒之至に付、急度御咎可被成儀候へども、其段者御用捨被成候條、追而尋出次第指出候様可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

二月二十日。長柄傘を立て、携ふべからずとの幕令を傳ふ。

〔政隣記〕

長柄傘相立爲持候面々近き頃相見得申候。左候而は立傘に紛敷如何に候。主人々々敢而存候筋にも有之間敷候哉。畢竟下々之者辨無之、右之通相成儀共相聞得候。此段御沙汰も有之候。若此後立候而爲持候衆有之候ば、於途中御徒目附名前等承候儀も可有之候間、左様御心得可



有之候。

右之通面々相達候。依之家中之輩も若心違も有之候而は如何に候、爲心得申達候。

正月

右御大目付池田筑後守殿に、開番被招呼御渡之由に而、今月二十日公儀御用安房守殿・駿河守殿より御觸出有之。

二月廿二日。大小將組田邊何五郎指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

左之通二月廿二日申渡。

三宅權左衛門に

田邊何五郎

右何五郎儀、御大小將組不相應、段々不宜趣被聞召候。依之右組被指除、組外へ被指加候。急度指扣罷在候様に可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

右被仰出者、指扣と迄に候へども、先例之趣を以急度と伺、伺候之通被仰出、不宜品委細被仰出は無之也。

二月廿八日。水戸侯徳川宗翰の訃報至るを以て普請鳴物の遠慮を命ず。

〔政隣記〕

二月二十八日御用番長九郎左衛門殿より、

水戸宰相様、去二十日御逝去之段申來。依之普請は今日一日、鳴物等者明後朔日迄三日遠慮之旨御廻状有之。

三月十五日。舊臘徳川家治より贈られたる鶴を吸物として諸士に頒つ。

〔袖裏雜記〕

舊臘御拜領之鶴御吸物に被仰付、出仕以上へ頂戴可被仰付旨、二月十七日被仰出、段々御僉議有之、三月十五日可被下旨御治定之趣等委細留有之。

但寶曆十一年御拜領之節は、金谷御殿御手狭に而指支候に付、表立御披等之御沙汰無之、年寄中等へ御下頂戴被仰付。今年は御城御造營被仰付候後之儀、御料理も被下度候へども、全御城御成就も不仕、傍御吸物に被仰付頂戴可被仰付思召候旨等之被仰出有之。寶曆八年には御披之節御能は不被仰付、御料理被下、爲御禮前後登城有之。此度は御吸物迄故、前廉之御禮に不及、當日之朝罷出御禮、并翌日登城御禮、年寄中宅へも相廻候様可申渡旨も伺之上被仰出。十五日當日之御祝詞は御帳に付、頂戴に付而之御目見被仰付候儀も伺之通被仰出、觸紙面之下書左之通も入御覽。